

神山町地域防災計画

（地震災害対策計画）

令和6年5月7日改訂

神 山 町

目次

第1編 総則

第1章	計画の概要	1
第2章	神山町の概況	3
第3章	地震被害想定	5
第4章	地震対策行動計画の推進	11
第5章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12

第2編 震災予防計画

第1章	防災教育・訓練実施計画	19
第1節	防災知識普及・啓発計画	19
第2節	防災訓練計画	23
第3節	地震災害対策に関する調査研究計画	26
第4節	事業継続の推進に関する計画	26
第2章	地震に強いまちづくり推進計画	28
第1節	建築物等の耐震化計画	28
第2節	土砂災害予防計画	30
第3節	水道施設整備計画	34
第4節	危険物等災害予防計画	36
第5節	火災等予防計画	38
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	41
第3章	地震被害への対応計画	42
第1節	避難計画	42
第2節	被災者支援計画	44
第3節	孤立対策計画	48
第4節	災害時要配慮者安全確保計画	49
第4章	地震対策に関する組織と情報ネットワークの整備計画	55
第1節	自主防災組織育成計画	55

第2節	ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画	59
第3節	広域応援計画	61
第4節	防災施設等整備計画	64
第3編 震災応急対策計画		
第1章	初動計画	68
第1節	職員参集・動員計画	68
第2節	災害対策本部設置計画	73
第2章	相互応援協力計画	79
第1節	自衛隊災害派遣要請計画	79
第2節	応援要請・受入体制整備計画	90
第3節	他の自治体被災時応援計画	95
第3章	災害情報収集・伝達・広報計画	97
第1節	災害情報収集・伝達計画	97
第2節	災害情報広報計画	113
第4章	災害拡大防止計画	115
第1節	避難計画	115
第2節	緊急輸送計画	120
第3節	消防・救助活動計画	123
第4節	応急医療計画	131
第5章	避難者支援計画	135
第1節	災害救助法適用計画	135
第2節	避難所設置運営計画	139
第3節	救援・救護計画	142
第4節	ボランティア活動受入計画	149
第5節	文教対策計画	150
第6節	応急保育計画	154
第7節	災害時要配慮者支援計画	156
第6章	緊急輸送計画	158
第1節	緊急輸送実施計画	158

第2節	交通確保計画	162
第7章	応急復旧計画	164
第1節	建築物応急復旧計画	164
第2節	公共施設等応急復旧計画	167
第3節	清掃計画	171
第4節	死体搜索・処理及び埋葬計画	174
第5節	農業応急対策実施計画	177
第6節	動物救済計画	178
第7節	義援金品配分計画	179
第8節	災害警備計画	181
第4編	復旧・復興計画	
第1章	り災証明書の発行	183
第2章	復旧・復興計画の策定	186
第3章	被災者生活安定化計画	188
第5編	東海地震の警戒宣言に伴う対応	
第5編	東海地震の警戒宣言に伴う対応	196
第6編	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	
第6編	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	197

第 1 編 総則

第 1 編 総則

第 1 章 計画の概要

第 1 計画の目的

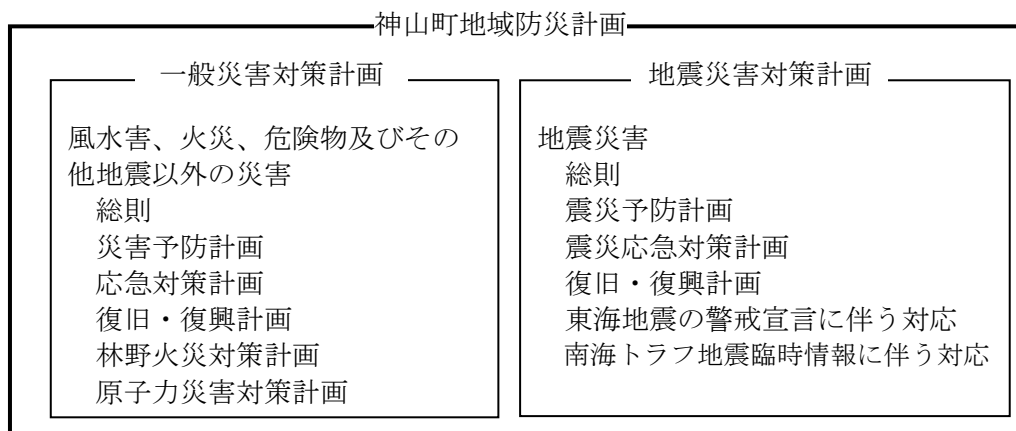
この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号以下「東南海・南海法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、神山町防災会議が作成する地震対策計画であり、神山町（以下「町」という。）の地域における地震災害に係る町の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、地震災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し又は地震被害を最小限に止めることを目的とする。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第 2 計画の性格

神山町地域防災計画は、「一般災害対策計画編」及び「地震災害対策計画編」により構成される。

このうち、地震災害対策計画は、東南海・南海法第 6 条第 1 項で規定する事項も合わせ、町内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、一般災害対策計画に定めるところによるものとする。



第 3 計画の構成

この計画は、東日本大震災からの教訓・課題を受け、行うべき防災対策を全般的に見直すとともに、切迫性の高い東海・東南海・南海三連動地震や中央構造線・活断層帯を震源とした直下型地震など、今後予想される災害に備えるため、予防、応急対応、復旧・復興の各段階における対策を踏まえ、次の事項によりこの計画を構成する。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災機関」という。）が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 震災予防計画

地震による災害を未然に防止し、又は地震が発生した場合にその被害を最小限に止めるため、防災組織の整備や地震に強いまちづくりなど平常時に措置すべき事項についての基本的な計画を定める。

3 震災応急対策計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地震による被害を防御し、又は災害の拡大を防止するための応急的に実施すべき対策の基本的な計画を定める。

4 震災復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、すみやかに修正するものとする。

第5 計画の習熟等

この計画は、町の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。また、町は、この計画の趣旨等について広く住民への周知を図り、その理解を得るものとする。

第6 地震対策計画策定にあたっての基本的な考え方

- 1 東日本大震災等過去の地震災害事例の反映
- 2 情報の収集・伝達・共有の強化
- 3 相互応援の円滑化、
- 4 教訓伝達・防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
- 5 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- 6 被災者保護対策の改善

第2章 神山町の概況

第1 自然環境の特性

1 地勢

本町は徳島県のほぼ中央部に位置し、町役場所在地は東経 134° 21′ 北緯 33° 57′ で、東西約 20 km、南北約 10 km、総土地面積 173.30 km² の広大な圏域を有し、その 86.0% が山地であり、東は南行者野を境にして徳島市に、鬼籠野を境にして佐那河内村に接し、西は川井峠を経て美馬市に隣接し、南は剣山山系を境として那賀町、上勝町に、北は吉野川市、石井町に接している。

町の中央を流れる鮎喰川は、町内溪谷の水を集めて延々 43 km を北東に流れ吉野川に注いでいる。

鮎喰川及びその支流域のわずかな低地や河岸段丘や地すべりによる緩傾斜地に平地が形成されており、集落や耕作地など生活の基盤になっている。

2 地質

本町の地質構造は、北から「三波川帯」「御荷鉾（みかぶ）帯」「秩父累帯北帯」の 3 帯に区部される。

「三波川帯」は、神山町で最も広く分布しており、古生代から中生代にかけて海底に堆積した泥岩、砂岩、チャートと同じ時代に海底に噴出した玄武岩質溶岩とが、白亜紀になって変成作用を受け変成岩となったものである。

「御荷鉾（みかぶ）帯」は緑色岩類を主とする地域で、「三波川帯」と「秩父累帯北帯」に挟まれるように形成している。この緑色岩類は、すべて海底火山活動の噴出物とそれに関連した堆積岩、深成岩、岩脈類を原岩とする変成岩である。南北には、2 つの断層「御荷鉾構造帯（みかぶ線）」を形成し、周辺には破碎帯を伴い、地すべりの多い地帯となっている。

「秩父累帯北帯」には、砂岩、泥岩、チャート、石灰岩のような堆積岩と、海底火山の噴出による玄武岩質溶岩、少量のはんれい岩の岩脈が分布している。

また、町の中央を流れる鮎喰川と、その支流河川の氾濫によって形成された新生代の段丘堆積層が断片的に点在している。

これらの地層から形成された土壌は一般に礫、岩片を混じえた土壌のため、理化学性は良好であり養分に富んでおり、急傾斜地まで耕地がよく発達している。また山地は樹木がよく繁茂し、杉、檜等の良質材が生産されている。

3 活断層

神山町には、大きな断層が二つあり、ひとつは前述した「御荷鉾構造帯」で、もう一方は「鮎喰川断層」である。

「御荷鉾構造帯」は、神山町では、川井峠から鮎喰川の谷に沿って東ないし東北東にのび、今井（下分）、寄井、中津（神領）、元山（鬼籠野）を経て府能隧道あたりから佐那河内村へと続いている。

周辺には、いくつかの右ずれ断層があるが、その活動度は小さい。

「鮎喰川断層」は、石井町から童学寺付近を通り、鮎喰川に沿って南西にのび三波川帯、御荷鉾線緑色岩帯を斜めに切って秩父累帯北帯に入り、剣山南方を通り、高知県物部川流域に達する大断層である。この断層は、水平方向に移動した左横ずれ断層であり、北西の地層は断層に沿って南西方向へ、南東の地層は同じく北東方向へ水平に動き、その相対的変位量は約 2 km にも及んでいる。

第2 社会環境の特性

1 人口

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、大都市圏へ若年層が転出し、以降、地方経済

の低迷から転出超過が止まない状況が続いている。出生数も年々少なくなり、昭和 40 年には 16,000 人を超えていた町の人口は減少を続け、平成 25 年には 6,270 人まで減少した。

国勢調査を基準とした推計では平成 22 年 1 月時点で人口 6,057 人、人口増加率▲2.70、千人当たり出生率 2.73 人、千人当たり死亡率 20.56 人となっている。

年齢別構成割合の推移では、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)の割合が漸減する一方、高齢人口(65 歳以上)の割合が平成 2 年から急増し少子・高齢化が進行している。

2 土地利用

本町の土地利用の状況として、森林比率が 86.0%、可住地面積割合は 17.6%となっている。

土地利用の分布をみると、宅地および農地は主に鮎喰川沿いやその支流の比較的低い部分に分布し、まとまった平坦地は少ない。標高が高くなるにつれて山林部分が多く、一部標高の高いところにも住宅、農地の分布をみることができる。

3 産業

就業者総数は、生産年齢人口の減少、急速な高齢化、基幹産業である農業の不振などの影響により、平成 17 年に 3,500 人あまりまで減少した。

平成 17 年の産業別就業割合を見ると、第 1 次産業 33.4%、第 2 次産業 23.7%、第 3 次産業 42.7%となっており、現在も農業が基幹産業であるものの、第 3 次産業の比率は年々高まり、他市町村からの通勤者数も増加傾向にあることから、就業構造が変化しつつある。

本町の農業は、中山間地域特有の傾斜地を利用した果樹や花卉類が中心であり、農家 1 戸の経営耕地面積は 34.5 a で零細な経営規模が多くなっている。

林業においては、森林面積の 70%を占める人工林のうち、約 59%が林齢 45 年以上を経過し収穫期を迎えているが、厳しい経営環境のため、適切な伐採、造林、保育が十分に進んでいない。

4 交通

本町における交通網は幹線道路として国道 193 号が上分地区を南北に走り、北は吉野川市を經由して高松へ、南は那賀町を経て海陽町までつながっている。

徳島市へ通じる一般国道 438 号と主要地方道が 4 線走り町の動脈を形成している。そのほか、一般県道が 4 線あり町内の各地区を結んでおり、日常生活に密着した道路として町道が 342 路線、約 460km ある。さらに本町の幹線産業を支える農林道等が 61 線、約 103km ある。なお、幹線道路は徳島市との接近性から鮎喰川に平行する形で、東西に整備される傾向がみられる。

＜主要地方道＞

主要地方道神山鮎喰線 … 本線は交通量が多く、徳島市及び市周辺への通勤通学等に重要な路線である。

主要地方道石井神山線 … 本線は石井町、徳島市へ連絡する路線であり、神山鮎喰線と同様に生活道路として重要である。

主要地方道鴨島神山線 … 本線は吉野川市鴨島から神山町阿野を結ぶ路線である。特に四国の道として重要な路線である。

主要地方道神山川島線 … 本線は吉野川市川島から神山町神領を結ぶ路線である。

＜一般県道＞

徳島県道 253 号山川海南線……吉野川市～海陽町（神山町上分大中尾通過）

徳島県道 123 号神山国府線……神山町阿野字五反地～徳島市国府町府中宇御所の池

徳島県道 207 号鬼籠野国府線…神山町鬼籠野～徳島市国府町南岩延

徳島県道 245 号二宮山川線……神山町阿野～吉野川市山川町堤外

第3章 地震被害想定

第1 徳島県域における地震・津波

徳島県に被害をもたらした主な地震・津波を取りまとめると次の通りである。

<徳島県域における主な地震・津波>

年 月 日	和 暦	規 模 M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天賦 13	8 1/4	土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺倒壊、人畜の死傷多く、津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿・七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大 南湾トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家 400 余流失、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で、被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	天弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟 20 余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平 16	8～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津、阿波、土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正 13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠埼から九州太平洋岸まで来襲。阿波宍喰で死者 1500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8.4	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出、家 2 万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7.0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2～3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸、串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下

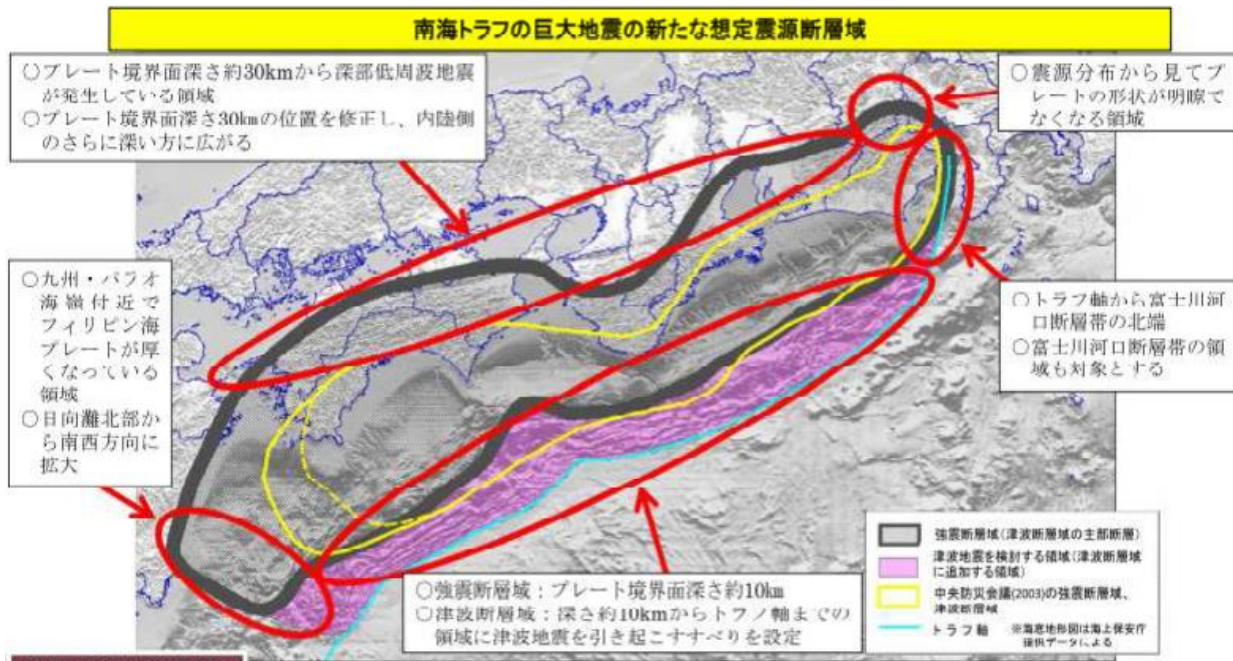
年 月 日	和 暦	規 模 M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1946. 12. 21	昭和 21	8. 0	南海道沖	南海道地震、死者 1330、家屋全壊 11591、半壊 23487、流失 1451、焼失 2598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6. 4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和 35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者 142、家屋全壊 1500 余、半壊 2000 余、(津波被害)
1995. 1. 17	平成 7	7. 2	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者 6437、負傷者 43792、全壊 104906、半壊 144274、全半焼 713、一部地域で震度 7
2011. 3. 11	平成 23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者不明者 19824、負傷者 6121、全壊 118621、半壊 181801、全半焼 7132(2011 年 10 月現在)、被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成 25	6. 3	淡路島付近	負傷者 35、全壊 8、半壊 101、最大震度 6 弱

(注) 理科年表(平成 28 年度版)による。

第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域は次の通りである。

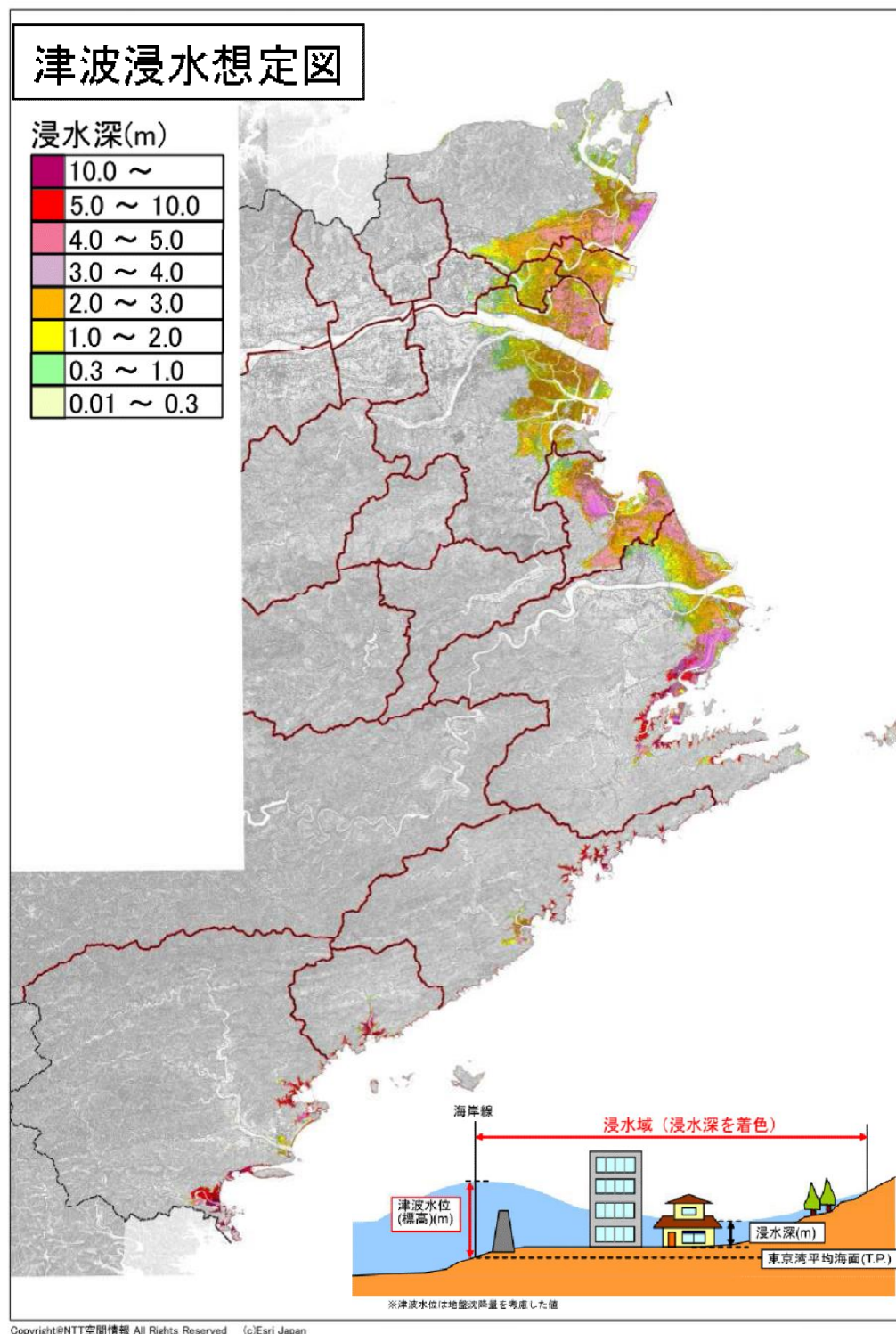


地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科学年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科学年表)]	8.7

(1) 徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日）

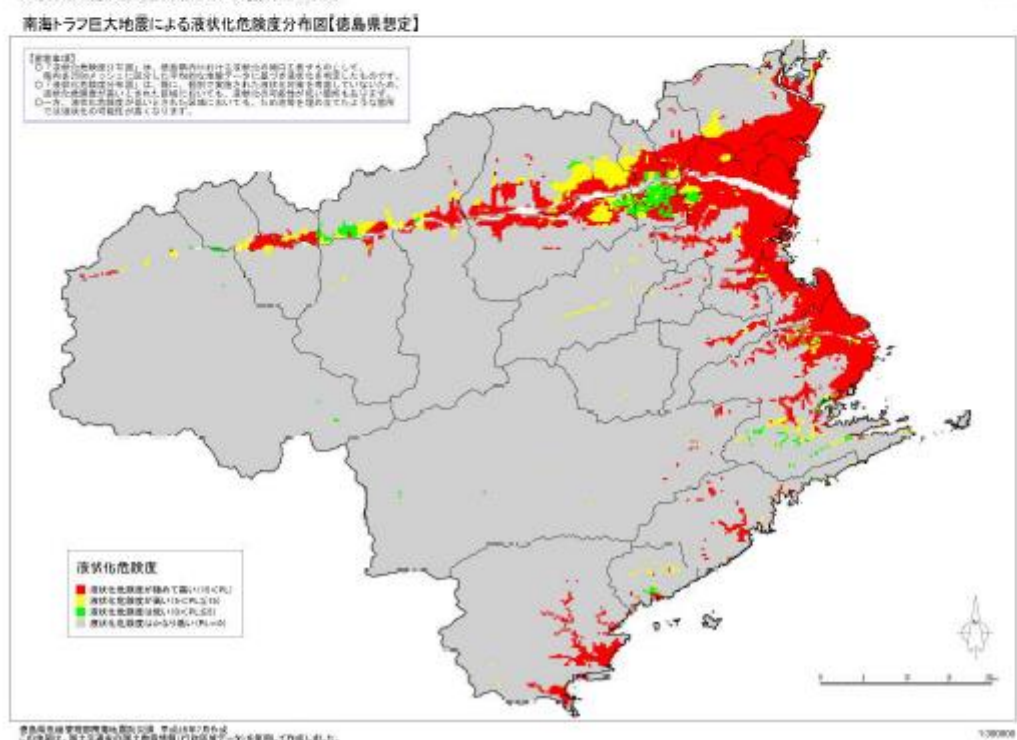
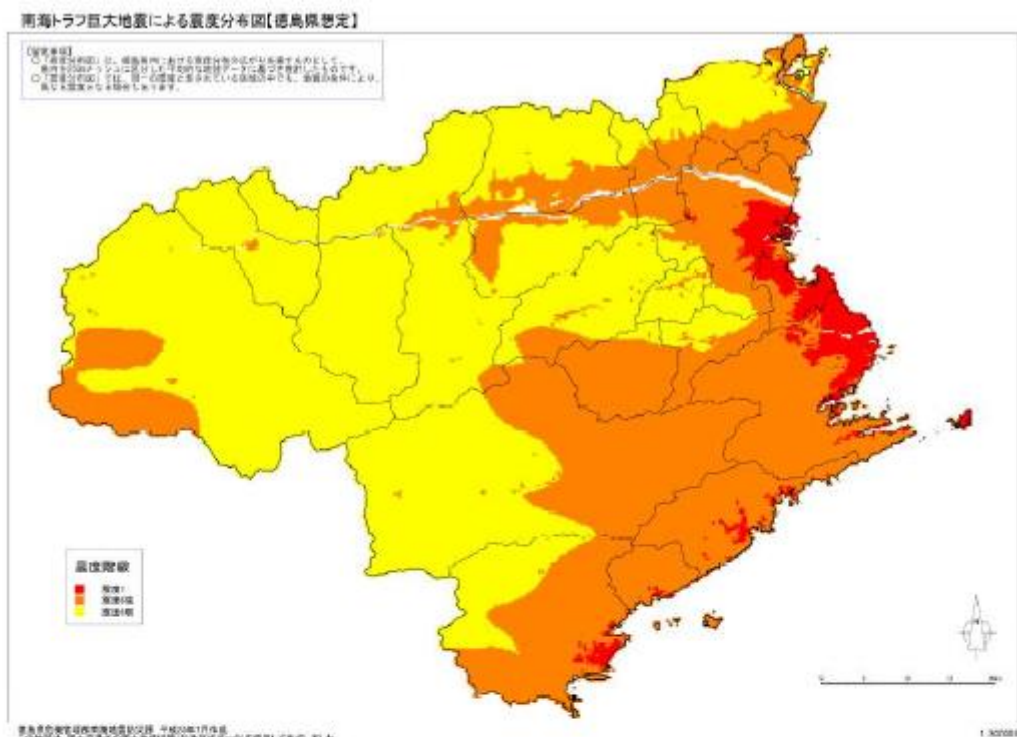
平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、徳島県が県管理河川や最新の地形データ等を加えて作成した「津波浸水想定」は次の通りであり、本町には、津波浸水は想定されていない。



(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.0、M9.1)」をもとに、徳島県が算出した震度分布、液状化危険分布は次の通りであり、本町は、鮎喰川沿いや南部山間部の一部で震度 6 強、その他の地域で震度 6 弱の強い揺れに見舞われ、また鮎喰川等沿いが液状化危険度が高い地域と想定されている。

■南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険分布図



(3) 建物被害、人的被害の想定

本町の建物被害については、揺れ、急傾斜、火災、液状化などにより、全壊・焼失が 210 棟、半壊が 900 棟と想定されている。

また、人的被害については、揺れ（家具倒壊等）、急傾斜、火災、ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物などにより、死者数が 10 人、負傷者数が 100～180 人と想定されている。

■町の建物被害想定

(単位：棟)

全壊・焼失棟数			半壊棟数
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
210	210	210	900

■町の人的被害想定

(単位：人)

死者数			負傷者数		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
10	若干数	10	180	100	130

第 3 内陸型地震（直下型地震）の被害想定

平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震と同程度であり、中央構造線活断層系の徳島県内東半分程度と上浦断層系が動く地震

(1) 地震の想定

- ① 想定地震中央構造線活断層系及び上浦断層系を震源とする内陸型地震（直下型地震）
- ② 規模マグニチュード 7.2（震度 7）

(2) 人的被害

(単位：人、%)

	徳 島 県		神 山 町	
	人 数	被害率	人 数	被害率
死傷者数	50	0.01	8	0.08
負傷者数	1,495	0.17	700	7.38

(3) 建築物被害

(単位：棟、%)

	徳 島 県		神 山 町	
	棟 数	被害率	棟 数	被害率
全 壊	812	0.15	421	5.42
半 壊	7,151	1.32	428	5.51
一部損壊	20,128	3.72	1,086	13.98

第4章 地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本町においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要がある。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、徳島県が策定する『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）と連携して被害を最小限に抑えるため、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進する。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 実施責任と対策の体系化

1 神山町

町は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護する防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害発生時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 神山町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
神山町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 町地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 住民等に対する災害広報 (8) 警報の伝達並びに避難情報の周知又は避難指示 (9) 消防・水防その他の応急措置 (10) 災害時要配慮者・避難行動要支援者に関する事項 (11) 被災者の救難、救助、その他の保護 (12) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 (13) 食糧、医薬品、その他の物資の確保 (14) 施設及び設備の応急の復旧 (15) 清掃、防疫その他の保健衛生 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 災害復旧の実施 (18) 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (19) ボランティアに関する事項 (20) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 徳島県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
徳島県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 住民等に対する災害広報 (8) 警報の伝達並びに避難情報の周知又は避難指示 (9) 消防、水防その他の応急措置 (10) 被災者の救難、救助、その他の保護 (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 (12) 食糧、医薬品、その他の物資の確保 (13) 施設及び設備の応急の復旧 (14) 清掃、防疫その他の保健衛生 (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 災害復旧の実施 (18) 市町村等関係機関との防災に関する連絡事項 (19) ボランティアに関する事項 (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
徳島県東部県税局	災害に関する情報の収集伝達 町の実施する被災者の救助の応援及び調整
徳島県東部保健福祉局 (徳島保健所)	町の実施する被災者の救助の応援 食糧、その他の物資の確保 清掃、防疫その他保健衛生についての応急措置
徳島県東部農林水産局	農地及び農業用施設に対する応急措置・新設改良及び災害復旧 治山・治水に対する新設改良及び災害復旧
徳島県東部県土整備局	公共土木施設に対する応急措置 公共土木施設の新設改良及び災害復旧
徳島県警察 (徳島名西警察署)	災害に関する情報の収集伝達及び災害原因調査 災害広報 避難の指示、誘導 被災者の救出、救護 危険物の取締り 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持 行方不明者の搜索、死体検視及び身元確認

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国管区警察局	管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 他管区警察局及び警察庁との連携 管区内防災関係機関との連携 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 警察通信の確保及び統制 広域緊急援助隊の運用
四国総合通信局	電気通信の統制管理 電気通信の確保及び非常通信の運用管理 防災相互通信用無線局の整備育成 徳島県非常通信協議会の育成指導
四国財務局徳島財務事務所	公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 地方公共団体に対する災害融資 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
徳島労働局	工場、事業場における労働災害の防止 被災者に対する早期再就職のあっ旋等 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
中国四国農政局徳島農政事務所	応急食糧の緊急引渡しに関する事項 政府保管主要食糧、飼料の受渡等に関する事項
四国森林管理局 徳島森林管理署	国有林野の治山事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 国有保安林の整備保全 災害応急対策用木材（国有林）の供給
四国経済産業局	物資の需給の調整 被災商工業、鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 電気、ガス事業に関する復旧促進等の対策
四国地方整備局	河川、道路、港湾、空港などの防災対策及び災害復旧対策の実施
四国運輸局徳島運輸支局 （応神町庁舎）	陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整 陸上における緊急輸送の確保 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
徳島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 気象業務に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の速時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じての住民への周知 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 市町村が行う避難勧告・指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関しての技術的支援・協力 災害の発生が予想されるとき及び災害発生時においての、気象状況の推移やその予想の解説等 県や市町村、その他の防災関係機関と連携しての、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動 地震、津波知識の普及及び関係機関の計画等への助言 県からの派遣要請等があった場合、職員の派遣、及び防災情報の解説

4 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政株式会社四国支社	郵便業務の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本銀行（徳島事務所・高松支店）	災害時における通貨の円滑な供給の確保 損傷銀行券引換のための措置および手形交換における不渡処分猶予等の特別措置 金融機関の休日営業日および営業時間の延長その他緊急措置についての指導 各種金融措置に関する広報
日本赤十字社徳島県支部	救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施に関する事項 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項 義捐金品の募集配分に関する事項 ボランティア活動体制の整備に関する事項
日本放送協会徳島放送局	住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項 社会事業団体等による義援金品の募集に関する事項
独立行政法人 国立病院機構本部 （中国四国ブロック事務所）	災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
西日本電信電話株式会社 徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・コム四国支社徳島支店	電気通信施設の整備に関する事項 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
KDDI株式会社 徳島支店	電気通信施設の整備に関する事項 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社	電気通信施設の整備に関する事項 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
日本通運株式会社徳島支店	貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
四国電力株式会社徳島支店 四国電力送配電株式会社徳島支社	電力施設等の防災管理に関する事項 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事項 被災施設の調査及び復旧

5 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社徳島支店	災害時におけるガスの安定供給の確保に関する事項 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項 住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関する事項
一般社団法人徳島県エルピーガス協会	L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社、株式会社エフエム徳島	住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
一般社団法人徳島県バス協会及び社団法人徳島県トラック協会	貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
社団法人徳島県医師会 名西郡医師会	救護班の編成並びに連絡調整 災害時における医療救護活動の実施
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 神山町社会福祉協議会	ボランティア活動体制の整備 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 14 旅団及び自衛隊徳島地方協力本部	災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 県・市町村が実施する防災訓練への協力 災害派遣の実施 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊 24 航空隊	情報収集 主に航空隊による人命救助 救援物資の空輸 その他災害対策

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
神山町消防団	平常時の防災訓練等の実施 情報収集に関する事項 初期消火に関する事項 救急、救護に関する事項 避難誘導に関する事項 その他保有装備を活用した災害応急対策の実施に関する事項
名西郡農業協同組合 徳島中央森林組合	農林関係の被害調査及び対策の指導 被災農業者に対する融資のあっせんの協力 町その他防災関係機関の防災活動についての協力
神山町商工会	商工業関係の被害調査及び対策の指導 被災商工業者に対する融資のあっせんの協力 町その他防災関係機関の防災活動についての協力

8 住民

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 避難所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等を予め家族で確認しておく。 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 ブロック塀、公告板その他の工作物又は自動販売機を設置するものは、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは福祉課等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主的に避難する。また町が避難勧告、避難指示を発したときは、速やかにこれに応じて行動する。 避難は、町の地域防災計画、防災・ハザードマップ等によって示された行動基準に従って行う。

9 自主防災組織

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織 千里西部自主防災会 千里東部自主防災会 喜来谷自主防災会 中組自主防災会 西稲原自主防災会 中稲原自主防災会 東稲原自主防災会 栗生野自主防災会 松ノ本・京地自主防災会 地野自主防災会 神領上自主防災会 小野戸主自主防災会 南谷自主防災会 千歳自主防災会 中央自主防災会 紅葉自主防災会 松尾地区自主防災会 阿川東部自主防災会 阿川西部自主防災会 五反地自主防災会 大地谷自主防災会 殿宮自衛消防隊 大中尾自衛消防隊 中津自衛消防隊 金泉自衛消防隊 江田自衛消防隊 川又自衛消防隊 川又婦人消防隊 中谷・名本自衛消防隊 喜来谷自衛消防隊 玉谷自衛消防隊 北谷自衛消防隊	自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。 予め災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 避難所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。 災害時要配慮者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修・防災訓練を行うよう努める。 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 町が行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。

第 2 編 震災予防計画

第2編 震災予防計画

第1章 防災教育・訓練実施計画

第1節 防災知識普及・啓発計画

第1 計画の趣旨等

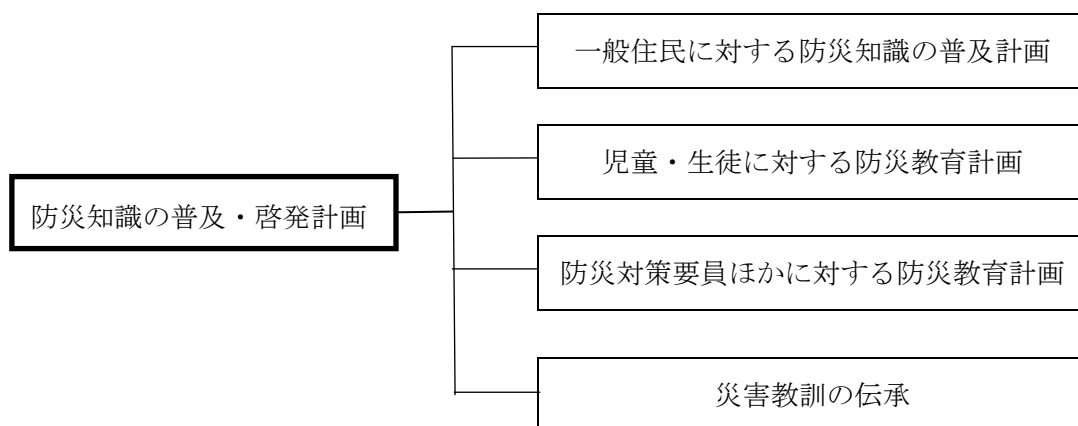
大規模地震発生時には町等防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、災害時要配慮者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「町など行政が行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う官民をあげての取り組みが重要であり、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、防災関係機関の職員（以下「防災対策要員」という。）に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震など大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実施」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興復興指針」に基づき、平時からの「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災対策要員においては、住民の先頭に立って災害対策を推進する必要がある、災害とその対策に関する深い知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を実践する必要がある。



第2 一般住民に対する防災知識の普及計画

町は、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時には住

民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についても普及、啓発に務めるものとする。

1 広報紙、パンフレット等の利用

主な実施機関 町（総務課）

(1) 地震災害の知識

- ① 地震及び津波に関する一般的知識
- ② 東南海、南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 災害時における情報の正確な入手方法
- ⑤ 地域の危険箇所等に関する知識
- ⑥ 避難所、避難経路及び避難生活に関する知識
- ⑦ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑧ 緊急地震速報に関する知識
- ⑨ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣住民と協力して行う救助活動、避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(2) 平常時の心得

- ① 家族と避難先や連絡先の相談
- ② 防災訓練への参加
- ③ 自主防災組織への加入
- ④ 住民自ら実施得る、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の食糧、水、医薬品、衣類等生活必需品の備蓄
- ⑤ 消火用具の準備
- ⑥ 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止
- ⑦ ブロック塀等の点検補修
- ⑧ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修、家具類の転倒・落下の防止

(3) 災害発生時の心得

- ① まずわが身の安全の確保
- ② すばやく火の始末
- ③ 非常脱出口の確保
- ④ 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
- ⑤ 火がでたらまず消火
- ⑥ 避難する時の注意点
 - ア あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。
 - ウ 山崩れ、崖崩れに注意すること。
 - エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
 - オ みんなが協力しあって応急救護を行うこと。
 - カ 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。
- ⑦ 自主防災組織への参加

2 防災展の開催

主な実施機関 町（総務課、産業観光課、教育委員会、消防本部）

(1) 展示

- ① 地震及び津波に関する一般的知識
 - ② 過去の主な被害事例
 - ③ 県、町の地震災害対策
 - ④ 避難所、避難経路、その他避難対策
 - ⑤ 平常時及び災害時の心得
 - ⑥ 県内、町内の自主防災組織及びその活動
- (2) 地震体験車での体験会
- (3) 地震対策映画の上映会

3 社会教育の場等における防災教育

主な実施機関 町（総務課、教育委員会、消防本部）

(1) 講座の編成

- ① 防災関係基礎知識
 - ② 平常時の心得
 - ③ 災害発生時の心得
 - ④ 応急救護の基礎知識
 - ⑤ 地震対策映画の上映
- (2) 実習
- ① 地震体験車での地震体験
 - ② 人工呼吸等応急救護の実習

第3 学校における防災教育

主な実施機関 町（総務課、教育委員会、消防本部）

町は、児童等の安全を確保するため、次により教育の充実を図る。

- 1 災害発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- 2 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- 3 災害発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

第4 防災対策要員等に対する防災教育計画

1 町職員に対する防災教育

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

町は、災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ① 東南海・南海地震に関する予想される地震及び津波に関する知識

- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ⑤ 地震防止対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・南海トラフ臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (2) 教育の方法
 - ① 講習会、研修会等の実施
 - ② 防災活動の手引等印刷物の配布
 - ③ 見学、現地調査等の実施

2 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

主な実施機関
町（総務課、健康福祉課、消防本部）

町は、災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

- (1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、地震による災害の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。また、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。
- (2) 神山町地震対策計画要約版の配布

受講者にこの計画の要約版を配布し、この計画を周知させる。
- (3) 見学会等

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。
また、地震体験車により実際に地震を体験させる。

3 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院などの不特定多数の者が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

4 自動車運転者に対する教育

自動車運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、地震発生時における適切な措置や日頃の心得、対策について教育広報を実施する。

第5 災害教訓の伝承

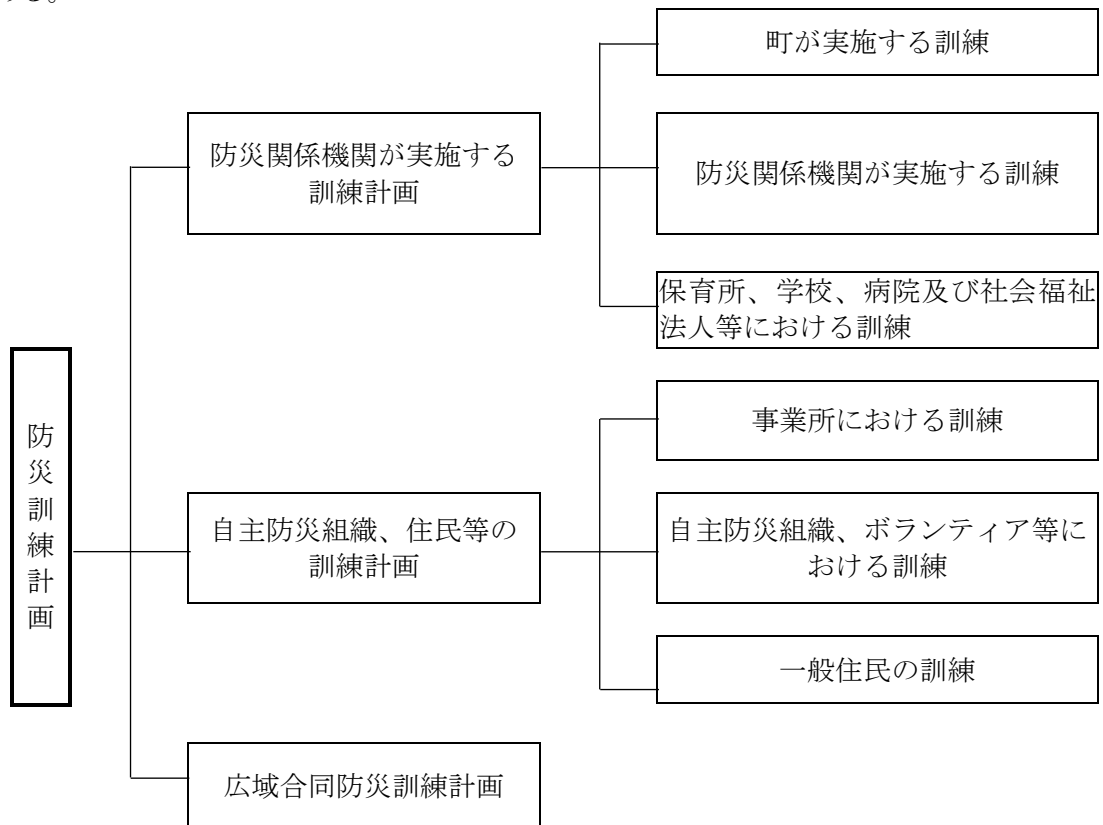
町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 防災訓練計画

第1 計画の趣旨等

災害発生時における迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日ごろからの訓練が重要であるので、防災関係機関は、独自あるいは関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を年1回以上実施する必要がある。

なお、住民にもこれらの訓練に積極的に参加させることにより、的確な災害対応を体得させる必要がある。



第2 防災関係機関が実施する訓練計画

1 町が実施する訓練

主な実施機関
町（各課、消防本部）

(1) 非常参集訓練

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、災害対策本部の運営訓練、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

(2) 通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を防災関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

(3) 消防訓練

災害発生時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。

(4) 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、勧告又は指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。また、その訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用した緊急地震対応訓練を適宜に実施する。

(6) 各種救助救護訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。また、医療関係機関と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。

(7) 情報伝達訓練

津波警報又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

2 防災関係機関が実施する訓練

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、大規模な地震の発生を想定し、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓をもとに、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

(2) 町

町は、防災関係機関が実施する非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等各種の防災訓練に積極的に協力する。

3 保育所、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課、教育委員会、消防本部）

町は、災害発生時の児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

第3 自主防災組織、住民等の訓練計画

1 訓練の必要性等の周知

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

このため、町は日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所、自主防災組織、ボランティア及び住民に周知させるものとする。

2 事業所における訓練

主な実施機関 町（消防本部）

学校、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、町及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

3 自主防災組織、ボランティア等における訓練

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、防災関係機関、自主防災組織、 防災ボランティア
--

自主防災組織やボランティア等は、住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、町の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては、初期消火、通報、避難、応急救護及び高齢者、身体障害者、傷病者などの災害時要配慮者の安全確保の訓練等を主として行うものとする。

なお、自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

4 一般住民の訓練

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、住民

町及び防災関係機関は、災害時において住民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお、一般住民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日ごろから防災について話し合うなど高い防災意識を持つことが望ましい。

第4 広域合同防災訓練計画

1 訓練の実施

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、近隣市町村、徳島県、 徳島名西警察署、防災関係機関
--

町は、隣接市町村及び県と協力しながら、広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は、大規模な地震の発生を想定し、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制の確立や住民と一体となった実地的な訓練を実施することとし、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

2 訓練の内容

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、近隣市町村、徳島県、 徳島名西警察署、防災関係機関
--

- (1) 災害対策本部の設置及び運営
- (2) 現地災害対策本部の設置及び運営
- (3) 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- (4) 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- (5) 避難準備及び避難誘導並びに避難所の機能確保と運営

- (6) ボランティアの受入れ及び活用
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線による被害情報の収集及び伝達

第3節 地震災害対策に関する調査研究計画

第1 計画の趣旨等

地震災害は、その災害の事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的かつ広域的なものへと波及する特徴を有している。このため、地震災害への対策を総合的、計画的に推進するためには、各種災害の要因、態様並びに被害想定及びその対策等について、自然科学及び社会科学などさまざまな分野において被害を最小限に止めるための各種調査研究を実施する必要がある。

第2 調査研究テーマ

主な実施機関 町（総務課）

町は、地震災害に関する各種対策を総合的、計画的に実施するため、研究機関等と連携し、次の調査研究の推進を図る。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地質に関する調査研究
- (3) 構造物の耐震性に関する調査研究
- (4) 大震災に関する調査研究
- (5) 避難に関する調査研究

第4節 事業継続の推進に関する計画

第1 自治体業務継続計画（BCP）企業防災の推進に関する計画

主な実施機関 町（総務課）

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

1 神山町業務継続計画（BCP）の策定・運用

町は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、神山町業務継続計画（BCP）を策定・運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

第2 企業防災の推進に関する計画

主な実施機関 町（総務課）

南海トラフ地震等の大規模地震による不足の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第3 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」策定を行うよう、町は、こうした取り組みに資する情報提供を勧めるため、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

第4 企業継続の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに応えられるよう情報提供体制等の序受け印整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

第2章 地震に強いまちづくり推進計画

第1節 建築物等の耐震化計画

第1 計画の趣旨等

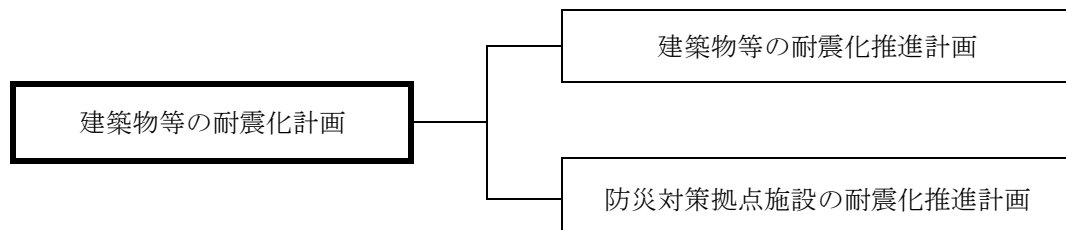
平成7年に発生した阪神淡路大震災における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であり、それ以後に建築された新しい建築物の被害が軽微であったことが明らかになった。

一方、各種調査による被害想定では、建築物の甚大な被害も報告されている。

このため、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る必要がある。



第2 建築物等の耐震化推進計画

主な実施機関
町（総務課、建設課）

1 建築物の耐震化の促進

- (1) 広報
広報紙等により建築物の耐震化に関する意識啓発を行う。
- (2) 所有者等への指導
町は、町内にあるホテル、旅館等の建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を指導する。
- (3) 町耐震促進計画の見直し・推進
必要に応じて町耐震促進計画を見直し、町内建築物の耐震改修を促進する。

2 建築物等の落下物対策の推進

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 一般建築物の落下防止対策
 - ① 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を行い、特に、避難路及び避難場所周辺は重点的に点検を実施するものとする。
 - ② 調査の結果、落下のおそれのある建築物及び工作物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
 - ③ 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要

性について啓発を行う。

(2) 既存ブロック塀の倒壊防止対策

- ① 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対しては、建築基準法に適合したものとす
るよう指導する。
- ② 避難路及び避難場所周辺のブロック塀については定期的に点検を行う。
- ③ 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓
発を行うとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。

(3) 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動に
よる被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、町民
への普及・啓発を図る。

(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く住民の貴重な共有財産であ
ることから、これを適正に保存し後世に継承して町の文化向上に資する必要がある。このた
め、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行
う。

(5) 関係団体との連携

耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士
会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図る。

第3 防災対策拠点施設の耐震化推進計画

主な実施機関 町（総務課、建設課、健康福祉課、教育委員会）

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」
とし、その耐震性の確保を図るものとする。

(1) 防災上重要建築物

- | | |
|--|--------|
| ① 本庁舎 | 災害対策本部 |
| ② 消防署 | 応急活動拠点 |
| ③ 旧上分、神領、旧鬼籠野、旧阿川、広野（小学校）
神山中学校
支所、公民館、下分保育所 | 避難収容拠点 |
| ④ 神山町養護老人ホーム寿泉園・特別養護老人ホーム神山すだち園 | 要介護施設 |

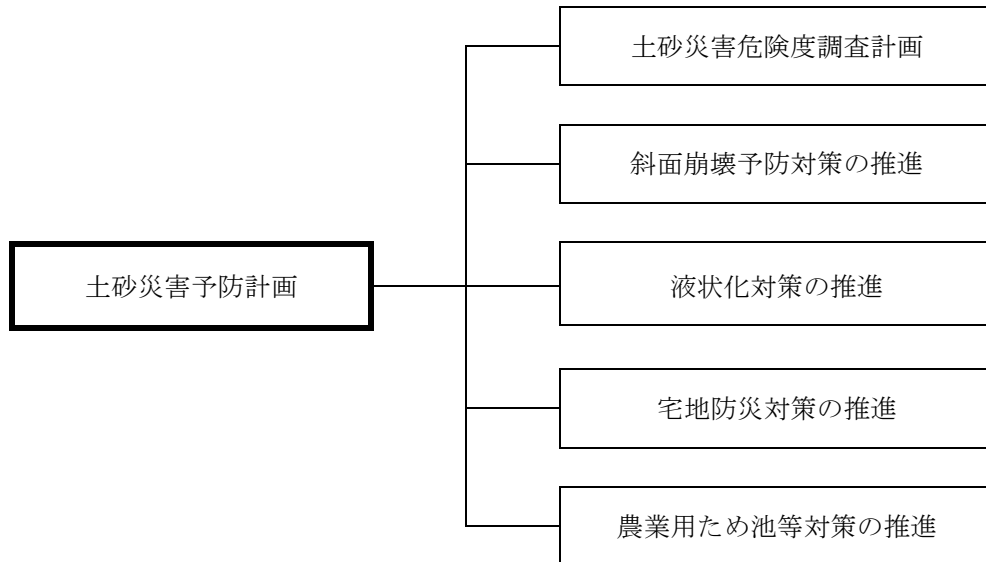
(2) 耐震診断及び耐震補強工事の実施

町は、防災上重要建築物に対して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行う
など、防災上重要建築物の耐震性の確保に努める。

第2節 土砂災害予防計画

第1 計画の趣旨等

地震による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。



第2 土砂災害危険度調査計画

主な実施機関
町（総務課、建設課）

1 地盤情報の収集・蓄積

町は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

2 地盤情報の公開

町は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

第3 斜面崩壊予防対策の推進

主な実施機関
町（総務課、建設課）

1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり防止地区、地すべり危険箇所として指定し、必要な対策を行うが、それには長年月を要することから、町は次のような地すべりの前兆があれば一応は地すべりと疑って、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害の軽減に努めるものとする。

（地すべり防止区域、地すべり危険箇所…別添資料編として整理）

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹林、電柱、墓石などが傾く
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発見しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜崩壊予防対策

町は、がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館等のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施行することは困難であることから、次のようながけは危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとる必要がある。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

（急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所…別添資料編として整理）

危険度の高いがけ

- 1 クラック（き裂）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 高さ5m以上、こう配30度以上のがけ
- 9 日当たりが悪く、植生の貧弱ながけ

集中豪雨、長雨、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

これら事例に鑑み、町は、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。

4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地の崩壊・土石流・地すべり等の「山地災害」が台風や集中豪雨に伴って多発し、人命・財産に深刻な被害をもたらしているが、これらの災害は、地震によって発生することもある。地震による場合の山津波、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これらの災害を未然に防止するため、林野庁は山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地域を「山腹崩壊危険地区」、山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが、土石流となって流出し災害が発生する危険性の高い地区を「崩壊土砂流出危険地区」として区分しており、県は、それぞれの危険地区を林野庁の定める調査要領に基づき判定している。

町は、県とともに、住民に山地災害危険箇所の情報の周知を図り、集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、県や山地防災ヘルパーとも連携して定期的なパトロールを実施する。特に、人的被害の軽減を最優先に考え、山地災害危険箇所内にある要配慮者関連施設の周辺を重点的に実施する。

町は、山地災害を未然に防止するため、治山事業による防災対策を推進するように県に働きかけていくとともにそれを支援する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第4 液状化対策の推進

主な実施機関 町（総務課、建設課）

町、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、町及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、町民への適切な情報提供等を図る。

第5 宅地防災対策の推進

主な実施機関 町（総務課、建設課）

1 防災パトロールによる危険宅地の発見

定期パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定実施要綱により、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、都道府県及び市町村間の相互支援体制の整備等を実施し、大規模な地震等に伴い宅地災害が発生した場合、被災宅地危険度判定士を活用して、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止する。

第6 農業用ため池等対策の推進

主な実施機関 町（総務課、建設課、産業観光課、農業委員会）

1 管理の形態

農業用ダム・農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、町の補助を受けている場合が多いが、基本的には、

受益者で維持管理されている。

2 災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

3 緊急点検ため池の選定

農業用ため池の決壊による二次災害を防止することを目標に、震度4の場合は、堤高15m以上の防災重点ため池を、震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池の緊急点検を実施する。

町は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告する。なお、システムに登録されていない点検ため池等これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告する。

4 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、町を経由して点検結果を県に報告するものとする。

異常が発見された場合は、町は県、関係機関と連携して、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、被害の拡大を防止する。

土地改良区及び水利組合等の農業用ため池管理者で対応しきれない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、町及び県が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

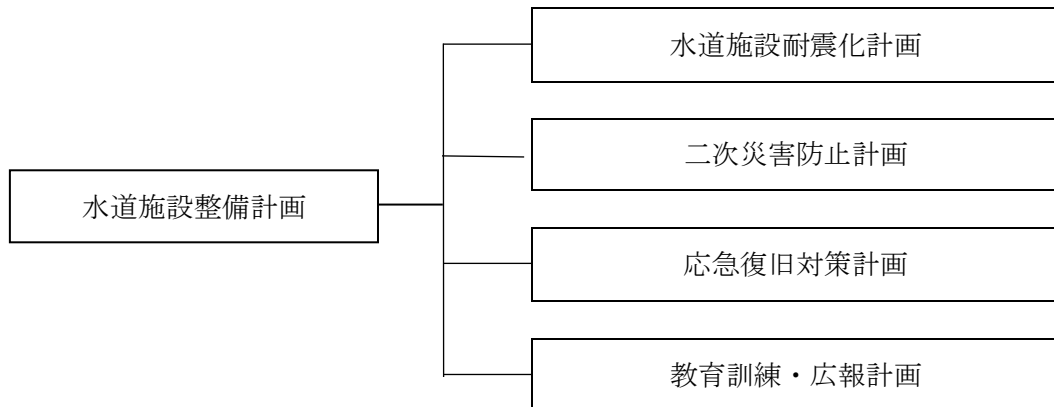
また、県は、ため池の名称や諸元について、県の「ため池防災データベース」に登録し、必要に応じてその情報を市町村へ提供する。

第3節 水道施設整備計画

第1 計画の趣旨等

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

主な実施機関
町（建設課）



第2 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定し、次により水道施設の整備を図るものとする。

ア 石綿セメント管など、耐震化に際して弱点となるような管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

イ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

(ア) 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

(イ) 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

(ウ) 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

ウ 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

エ 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

第3 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

ア 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

イ 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

ウ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用

エ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

第4 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じて、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

- ア 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- イ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要となる情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- ウ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- エ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。
- オ 非常用電源を確保する。

第5 教育訓練・広報計画

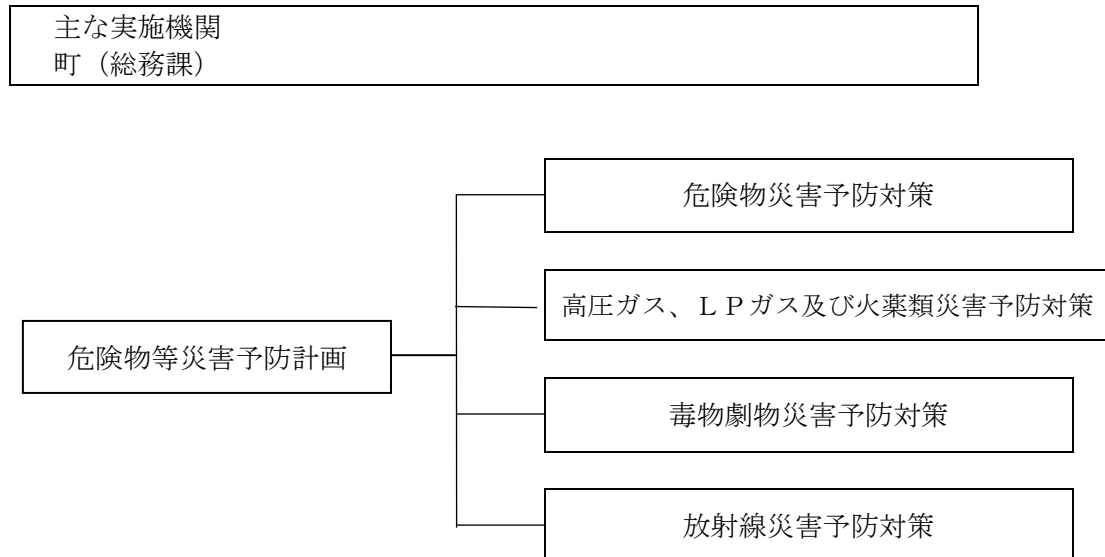
地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を出来るよう、担当職員の教育訓練を行う。

また、水道施設が被災した場合、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害など、住民が被害に遭わないよう広報により周知を図る。

第4節 危険物等災害予防計画

第1 計画の趣旨等

地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、さらに適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及を図る。



第2 危険物災害予防対策

(1) 保安教育の実施

県は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

県は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

県は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

ア 危険物事業所は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 危険物事業所は、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学的な消防資機（器）材の整備

町は、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 高圧ガス、L Pガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、L Pガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス地震防災マニュアル等に基づき、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

(1) 保安意識の高揚

- ア 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
- イ 高圧ガス地震防災マニュアルの周知徹底を図る。
- ウ 高圧ガス、L Pガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- エ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 保安の強化

- ア 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
- イ 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備

- ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。
- イ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。
- ウ 高圧ガス地震防災マニュアルに基づく防災体制の整備について指導する。

第4 毒物劇物災害予防対策

県は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

- (1) 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。
- (2) 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。
- (3) 毒物劇物貯蔵所を定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

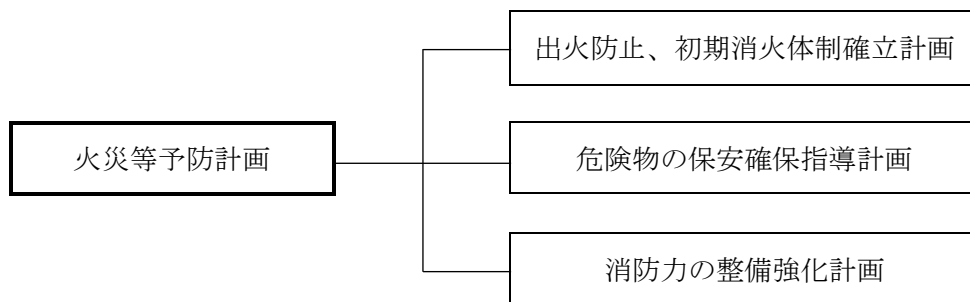
第5 放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

第5節 火災等予防計画

第1 計画の趣旨等

住宅の過密化、建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、特に地震発生に伴って大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、町は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化を図る必要がある。



第2 出火防止、初期消火体制確立計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）

1 火災予防の指導の推進

町は、出火防止を重点とした消防広報及び講習会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図るものとする。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について周知させるものとする。

(1) 一般家庭に対する指導

町は、各地区の消防団を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図り、これらの器具の取扱い方法を指導するとともに、初期消火の重要性を充分認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

地震を感じたら消火すること、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(2) 職場に対する指導

町は、予防査察、火災予防運動、防災指導等あらゆる機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及に努める。

ア 地震発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導體制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(3) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、震災時における消防機関の活動と相まって住民が自主的に防火・防災活動を行える

よう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

(ア) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 少年消防クラブの育成

小学生及び中学生を主な対象とし、少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

2 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きいので、町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行い、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

3 予防査察の強化

町は、防火対象物の用途、地域等に応じて予防査察を年間行事計画等により定期的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災発生危険の排除とともに予防対策の指導を行い、火災の未然防止を図る。

第3 危険物の保安確保の指導計画

主な実施機関 町（消防本部）

1 危険物

町は、石油類、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、適正に維持管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- (1) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う。
- (2) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
- (3) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防衛計画の策定を指導する。

2 化学薬品

工場及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり、これら薬品の中には、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有するものがある。

このため、町は、これら化学薬品等の貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

第4 消防力の整備強化計画

町は、地震による火災の消火、人命救助等の初期活動がすみやかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

町は、地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり策定するものとする。

- (1) 災害警防計画
災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。
- (2) 火災警防計画
火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。
- (3) 消防活動困難地域の火災防御計画
木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。
- (4) 危険物の防御計画
爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

2 地域消防力の整備強化

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

町は、地域社会の消防防災の中核的活動を行う消防団を次により育成強化するものとする。

- (1) 消火用資器材の充実
消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。
- (2) 消防水利の確保等
防火水槽を中心とする災害時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため、防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに、河川・用水・池等の自然水利を確保する。
なお、災害時に全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため、消防水利を消火栓のみに偏することなく、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。
- (3) 消防通信施設の整備
消防対策本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防通信施設の整備充実を図る。
- (4) 救助装備の整備・高度化
人命救助資器材、救助隊員の安全装備、支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに、救助隊員の救助技術の向上を図る。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1 計画の趣旨等

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

第2 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災対策の強化を図っている。

- ・第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）
- ・第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）

1 対象地区

県下全域（地震により著しい被害が生ずる恐れがある地区）

2 計画対象事業

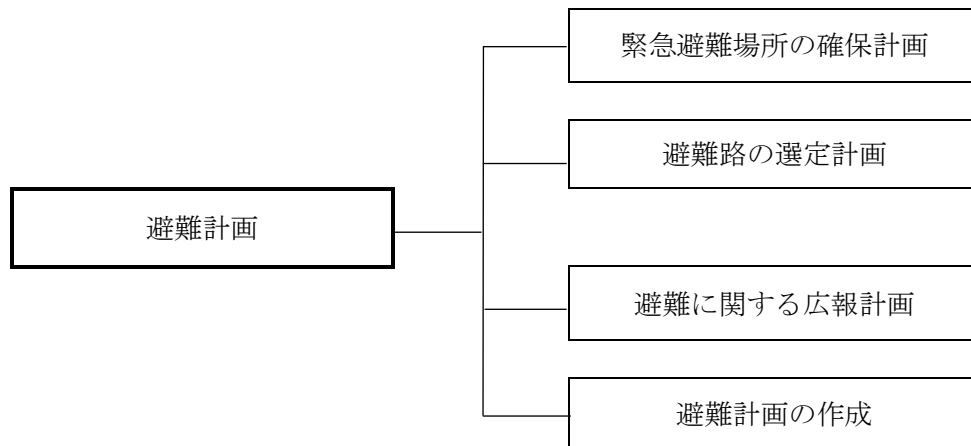
- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3章 地震被害への対応計画

第1節 避難計画

第1 計画の趣旨等

災害時における火災、地盤災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路を選定し、避難計画の策定を行うなど総合的かつ計画的な避難対策を推進する必要がある。



第2 緊急避難場所の確保計画

主な実施機関

町（総務課、産業観光課、農業委員会、健康福祉課、教育委員会）

1 緊急避難場所の指定

町は、延焼火災、がけ崩れ等の危険性の高い地域について、住民等を安全に避難させるために必要に応じ次の基準により緊急避難場所を指定しておくものとする。

ただし、緊急避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を考慮して、総合的に判断するものとする。

- (1) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンドその他の公共空地であること。
- (2) 避難者一人当たりの必要面積はおおむね2㎡以上とし、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置すること。
- (3) 木造密集地から300m以上離れていること。
- (4) がけ崩れ、地すべり、浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。
- (5) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (6) 地区分けをする場合においては大字等の集落を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 緊急避難場所の整備

町は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、緊急避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。

- (2) 緊急避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水源の確保を図る。
- (3) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。
- (4) 施設の防災点検、設備・備品等の転倒、落下防止処置等の整備を図る。

第3 避難路の選定計画

主な実施機関 町（総務課、建設課）

町は、住民が安全に緊急避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

- (1) 町内を通過する国道及び県道
- (2) 1級町道及び2級町道
 - ア 各集落と国道、県道を連絡する道路
 - イ 集落相互を連絡する道路
 - ウ 防災上重要施設につながる道路
- (3) 上記以外、各居宅から避難所等までの経路上にある公衆用道路のうち、町が選定した道路

第4 避難に関する広報計画

主な実施機関 町（総務課）

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

1 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所について、地域住民に対し次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在位置
- (3) 経路
- (4) その他必要な事項

2 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (1) 平常時における避難への備え
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難収容後の心得

第5 避難計画の作成

主な実施機関 町（総務課）

町は、災害発生時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう具体的な避難計画を作成しておくものとする。

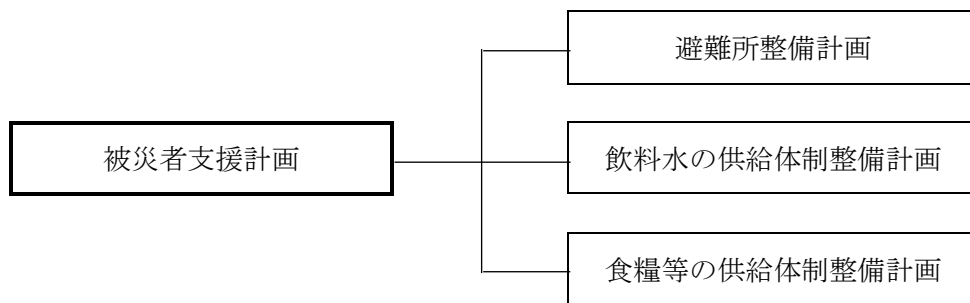
（具体的な避難計画は「第3編 応急対策計画」を参照）

第2節 被災者支援計画

第1 計画の趣旨等

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失するなど引き続き救助を要する住民に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、避難所としての施設の指定及び整備を行う必要がある。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品のそう失、流通機能の一時的停止や低下が起こった場合には、被災者への食糧、生活必需品等の迅速な供給が必要となるため、災害発生直後から被災者に対し円滑な生活救援物資の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行う必要がある。



第2 避難所整備計画

主な実施機関
町（総務課、産業観光課、農業委員会、教育委員会）

1 避難所の指定

町は、避難場所に避難した被災者のうち住居等をそう失するなど引き続き救護を要する者に対しての収容保護を目的として避難所を指定する。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難所は、原則として、大字等の集落を単位として指定する。
- (2) 避難所は、耐震性・耐火性の高い公共建築物（学校、体育館、公民館等）を利用する。
- (3) 避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室4㎡当たり2人を目安とする。
（指定避難所…別添資料編として整理）

2 避難所の耐震性の確保

町は、避難所に指定した建築物については、できるだけ早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するものとする。

3 避難所の備蓄物資

町は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくものとする。主な備蓄物資は次のとおりとする。

ア 飲料水、食糧	キ 給水用機材
イ 生活必需品	ク 医薬品
ウ 通信機材	ケ 仮設の小屋又はテント
エ 放送設備	コ 防疫用資機材
オ 照明設備（非常用発電器を含む）	サ 工具類
カ 炊出しに必要な機材及び燃料 （鍋、釜、包丁、食器セット）	

■ 神山町避難施設一覧

地域名	避難場所		施設の概要			指定緊急避難場所の対象となる災害					福祉避難所
		施設名	施設状況	人員	耐震	地震	土砂	洪水	台風	火災	
上分	防	上分公民館	RC造2階	70	○	○	○	○	○	○	
下分	防	下分公民館	RC造2階	80	○	○	○	○	○	○	
		下分保育所 ※	木造平屋	10	○						○
		旧下分小学校運動場 ※	グラウンド	300		○	○				
神領		城西高校神山校	RC造3階	200	○	○	○				
		城西高校神山校 体育館	S造平屋	180	○	○	○				
		城西高校神山校 武道場	S造平屋	130	○						
	災	神山町役場	RC造2階	80	○	○	○	○	○	○	
		神領小学校	RC造3階	85	○						
		神領小学校体育館	S造平屋	150	○	○	○				
		旧神領幼稚園	S造平屋	40	○	○	○				
		神山中学校	RC造3階	200	○						
		神山中学校運動場 ※	グラウンド	800		○	○				
	防	神山中学校体育館	RC造2階	550	○	○	○	○	○	○	
		神山まるごと高等専門学校 体育館	S造平屋	190	○	○	○				
		養護老人ホーム寿泉園 ※	RC造平屋	10	○						○
鬼籠野		旧鬼籠野小学校体育館	S造平屋	160	○	○	○				
		旧鬼籠野幼稚園	S造平屋	30	○	○	○				
		旧鬼籠野小学校運動場 ※		400		○	○				
	防	鬼籠野公民館	S造2階	40	○	○	○	○	○	○	
	防	鬼籠野生活改善センター	S造2階	10	○	○	○	○	○	○	
		旧鬼籠野小学校一ノ坂分校	RC造2階	50	○	○	○				
阿川		旧阿川小学校	RC造3階	170	○	○	○				
	防	阿川公民館	S造2階	60	○	○	○	○	○	○	
広野		広野小学校	RC造3階	180	○	○	○				
		広野小学校体育館	S造平屋	200	○	○	○				
		広野小学校運動場 ※	グラウンド	450		○					
		広野小学校旧校舎	RC造3階	180	○	○	○				
		広野小学校旧体育館	S造平屋	100	○	○	○				
	防	広野支所	RC造3階	90	○	○	○	○	○	○	
		特養神山すだち園 ※	RC造1階	20	○						○

※を除き、全ての施設が指定避難所となります。
「地震」は、大規模な地震による災害を示します。

「土砂」は、崖崩れ、土石流及び地すべり等の土砂災害を示します。
「洪水」は、台風や大雨による洪水災害を示します。
「火災」は、大規模な火災による災害を示します。
「福祉避難所」は、災害時要配慮者が生活支援を受けることができる避難所です。

施設名の左にある「災」は、災害対策本部を設置する施設
施設名の左にある「防」は、各地区の防災拠点施設

4 道の駅の防災拠点化

道路利用者や地域住民の一時避難場所として、道の駅温泉の里かみやまを活用する。

第3 飲料水の供給体制整備計画

主な実施機関
町（総務課、建設課、産業観光課、農業委員会、教育委員会）

1 飲料水の備蓄

(1) 目標数量

町の想定避難者約 320 人の 7 日分（1 人 1 日 3 0）程度に相当する量を目標とする。

2 飲料水等の確保対策

- (1) 小中学校の給水設備等の耐震化を図る。
- (2) 小中学校のプールの耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、利用可能な井戸の登録、ろ水器の配備等により飲料水及び生活用水を確保する。
- (3) 浄水器の増加により飲料水を確保する。
- (4) 水道施設の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

第4 食糧等の供給体制整備計画

主な実施機関
町（総務課、産業観光課、農業委員会）

1 食糧の備蓄

(1) 目標数量

町の想定避難者約 320 人の 7 日分程度に相当する量を目標とする。

(2) 品名

- ① 主食 ——— 乾パン等、アルファ化米、即席めん、その他
- ② 乳児食 ——— 粉ミルク、離乳食、ほ乳びん、その他
- ③ 副食品等 ——— 副食品（梅干し、つくだ煮、缶詰め等）、調味料（塩、みそ、しょうゆ等）、災害時要配慮者向け食品（粥、減塩食品等）

(3) 備蓄場所及び数量（目標数量）

県備蓄計画による基礎数値

避難者	0 歳児	0～2 歳	要配慮高齢	要配慮介護	要配慮障害
320 人	20 人	60 人	30 人	20 人	30 人

① 飲料水

備蓄目標
320 人の 7 日分(1 人 1 日 3 ㍓) 2㍓ペットボトルと浄水器での対応

② 食糧の備蓄

ア 主食

品名	備蓄目標
乾パン等	320 人×1 日 1 食×7 日分 2, 2 4 0 食
アルファ米	320 人×1 日 2 食×7 日分 4, 4 8 0 食
即席めん	320 人×1 日 1 食×2 日分 6 4 0 食
レトルト食品等	320 人×1 日 2 食×7 日分 4, 4 8 0 食

イ 乳児食

品名	備蓄目標
粉ミルク	20 人×0.4 缶×7 日分 5 6 缶
離乳食	60 人×1 日 3 食×7 日分 1, 2 6 0 食
ほ乳びん	20 人 2 0 本

ウ 副食品

品名	備蓄目標
副食品	320 人×1 日 1 食×7 日分 2, 2 4 0 食
調味料	320 人×1 日 1 食×2 日分 6 4 0 食
要配慮者食品	80 人×1 日 3 食×7 日分 1, 6 8 0 食

第3節 孤立対策計画

主な実施機関 町（総務課）

平成20年岩手・宮城内陸地震では、道路の寸断など孤立集落が発生し、孤立化が予想される中山間地等における防災対策の必要性が改めて認識されたことから、町は、孤立化が予想される地域に対して、次に掲げる事項について、あらかじめ対策を講じておくものとする。

第1 通信手段の確保

中山間地等において、孤立化し通信の途絶が予想される地域について、衛星携帯電話等あらゆる通信手段の確保に努める。

第2 ヘリコプター駐機スペースの確保

孤立して陸上輸送が不可能となる場合に備え、孤立が予想される地域について、ヘリコプター駐機スペースの確保に努める。

第3 食料及び生活必需品の備蓄

孤立化が予想される地域の住民に対し、食料及び生活必需品の備蓄呼びかけるなど、孤立化対策の啓発に努める。

第4節 災害時要配慮者安全確保計画

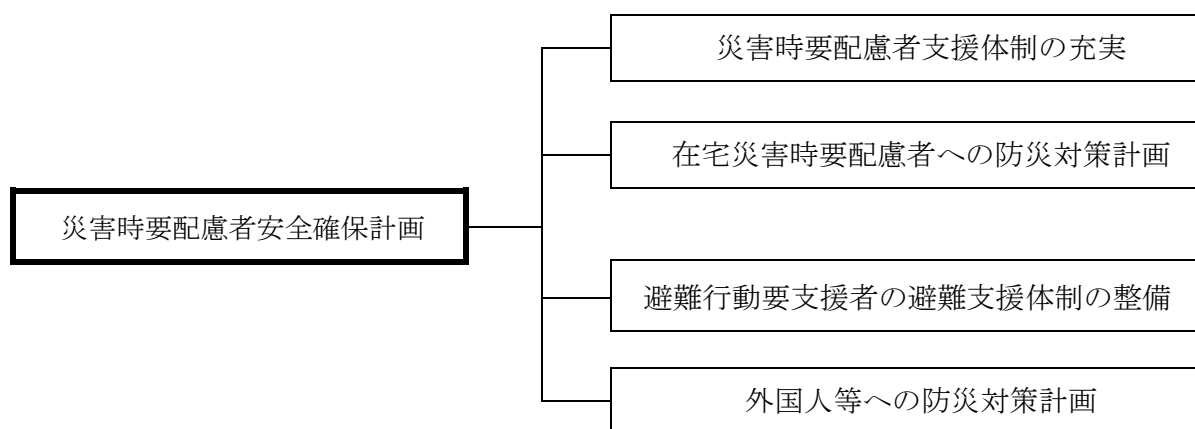
第1 計画の趣旨等

災害発生時には高齢者、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力の弱い災害時要配慮者への十分な支援が必要となる。

災害時要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の災害時要配慮者の安全確保を図るものとする。

その際、災害時要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。



第2 災害時要配慮者支援体制の充実

主な実施機関
町（総務課、健康福祉課）

1 災害時要配慮者に関する情報の更新

町は、災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員、児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要配慮者に関する情報を更新し、最新の情報の把握に努める。

2 支援体制の整備充実

町は、事前に把握した災害時要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備充実に努める。

3 福祉避難所の周知・活用

町は、災害時要配慮者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるよう、福祉避難所の周知を図るとともに、福祉避難所となる社会福祉施設等の管理者との協議をしておく。

第3 在宅災害時要配慮者への防災対策計画

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課）

1 防災知識の普及・啓発

町は、災害時要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、災害時要配慮者の特性に配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、災害時要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等と連携して災害時要配慮者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各災害時要配慮者の個別避難支援プラン策定に努める。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、戸主会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

3 緊急通報システムの整備

町は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

4 的確な情報伝達活動

町は、災害時要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の災害時要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

第4 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

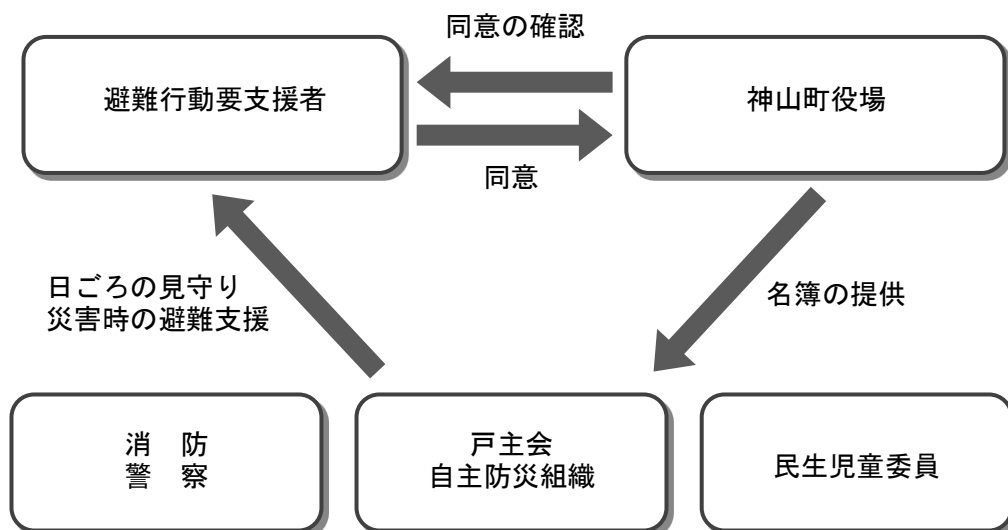
主な実施機関 町（総務課、健康福祉課）

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方（全体計画）を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

1 避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、福祉事業者、自主防災組織に限定せず、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

以下に、町における避難支援等関係者の枠組みを示す。



2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、町で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(3) 避難行動要支援者の範囲

町は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ・ 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができる。
- ・ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができる。

■自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

- (ア) 要介護認定 3 から 5 を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳 1、2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (ウ) 療育手帳 A を所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 上記以外で町長が必要と認めた者

3 名簿の管理

(1) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図る。

4 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行う。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の適切な措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

5 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の配慮を行う。

- ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

町等は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者に対して、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することとする。

6 福祉避難所における体制整備

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

同時に、災害時要配慮者の相談や介護・医療的ケアなどの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

7 福祉サービスの継続と関係機関の連携強化

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

第5 外国人等への防災対策計画

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

主な実施機関 町（総務課、住民課）

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置を進めるものとする。

3 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

4 防災訓練の実施

町は、外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

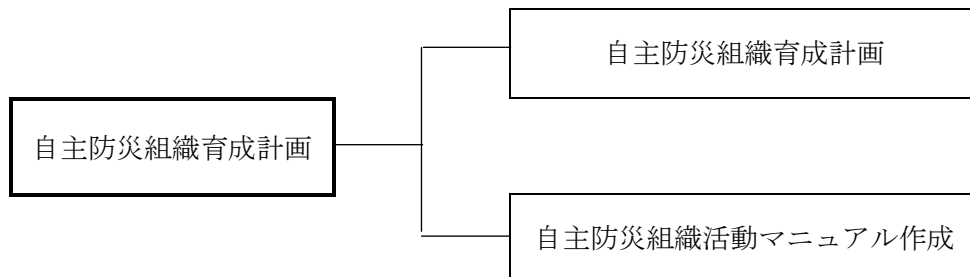
第4章 地震対策に関する組織と情報ネットワークの整備計画

第1節 自主防災組織育成計画

第1 計画の趣旨等

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れるものでなければならない。

地震災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守るということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。



第2 自主防災組織育成計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）

1 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって地震被害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

2 自主防災組織の結成促進

町は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。その際、障害者、高齢者等の災害時要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 単位

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である戸主会等ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、さらにブロックに分けて結成するものとする。

(2) 支援

自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な資機材の整備の支援を行い、組織率の向上を図るものとする。

3 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するため、町内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。

(2) 活動支援

自主防災組織に対し軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン等防災活動に必要な資機材の充実に努める。

(3) 自主防災組織育成・活性化の支援

町は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。

(4) 地域コミュニティにおける防災活動の促進

町は、地域コミュニティを防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や事業所に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

4 自主防災組織の編成

(1) 組織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である戸主会等のブロックごとに結成する実行組織と、これら実行組織の集合体である統括組織からなる。

(2) 実行組織

実行組織は、戸主会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域特性及び戸主会等に属する世帯数等を考慮した防災活動にもっとも適した組織とする。

(3) 統括組織

統括組織は、8～12 実行組織ごとに1 統括組織を結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域の歴史や地理的条件等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

(4) 消防団員

消防団員は実行組織に属するものとし、平常時には、その専門的知識及び技能を生かして実行組織の防災訓練の指導等にあたるものとするが、災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため、実行組織の活動班には組み入れないものとする。

(5) 消防団

消防団は統括組織を構成するものとし、平常時には、地域の防災活動に指導的役割を果たすものとするが、災害発生時には防災活動を行うため、統括組織には組み入れないものとする。

(6) 実行組織の活動班

活 動 班	活 動 内 容
① 総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
② 情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 消火班	初期消火を行う。
④ 救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
⑤ 避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
⑥ 給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦ 避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

(7) 統括組織の活動班

活 動 班	活 動 内 容
① 総務班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
② 情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

5 自主防災組織の防災計画

(1) 平常時の活動

組 織	活 動 内 容
実 行 組 織	・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資機材の管理 ・ 防災訓練
統 括 組 織	・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 親子会、青年会、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

(2) 災害時の活動

組 織	活 動 内 容
実 行 組 織	・ 地域の災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配付 ・ 避難所の開設・運営
統 括 組 織	・ 所属する実行組織との連絡調整 ・ 給水給食及び救援物資等の配分 ・ 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な町職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

(3) 自主防災組織等のリーダー育成

町は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは戸主会等の住民団体等のリーダー等の幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

(4) 町職員の積極的参加

町の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

(5) 自主防災資機材の整備

各実行組織ごとに次の簡易救助用資機材を整備するよう努めるものとする。

- ・ ジャッキ 1 台
- ・ 丸形スコップ 5 本

- ・ テコバール 5 本
- ・ 替刃式折込ノコ 5 本
- ・ 布バケツ 10 個

(6) 自主防災資機材の管理

各実行組織ごとに整備する資機材の管理は各実行組織で行うものとする。

第 3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

主な実施機関
町（総務課、消防本部）

町は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目についての理解しやすい防災マニュアルを作成し、配布するものとする。

1 平常時の活動

- (1) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄・管理
- (4) 家庭及び地域における防災点検
- (5) 地域における高齢者、身体障害者、外国人等災害時要配慮者の把握

2 災害時の活動

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 避難誘導
- (4) 救出・救護の実施
- (5) 給食、給水
- (6) 高齢者、障害者等の災害時要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (7) 炊出しの実施及び協力
- (8) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

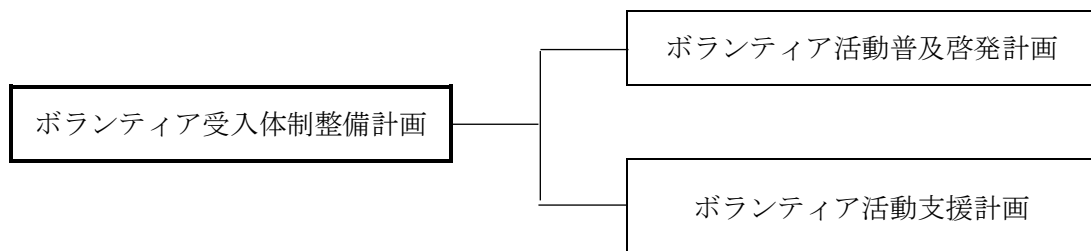
第2節 ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画

第1 計画の趣旨等

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活動が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため町は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。



第2 ボランティア活動普及啓発計画

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課）、神山町社会福祉協議会

1 ボランティア活動の普及及び啓発

町は、神山町社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

2 防災ボランティア登録制度の創設等

町は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度を創設する。

(1) 登録対象者

- ① 町内に在住又は勤務する個人又は団体
- ② 町内に活動拠点を有する個人又は団体

(2) 活動内容等

① 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ・ 炊出し
- ・ 清掃
- ・ 救援物資の管理及び配付
- ・ 被災者の生活支援や話し相手
- ・ 専門職ボランティアの補助等

② 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ・ 平常時に行う建物の耐震診断
- ・ 災害時に行う建物の危険度判定
- ・ アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ・ パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達

- ・ 特殊車両による救援
- ・ 救急救護
- ・ メンタルケア
- ・ 介護
- ・ 通訳・手話等

③ ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

3 ボランティア団体との連携

町及び神山町社会福祉協議会は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

第3 ボランティア活動支援計画

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課）

1 活動拠点の整備

町は、災害発生時においてボランティアの受入・活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を神山町社会福祉協議会に設置するものとし、神山町社会福祉協議会は平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

2 ボランティア活動時における保険制度の整備

町は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

3 専門ボランティアの活動への支援

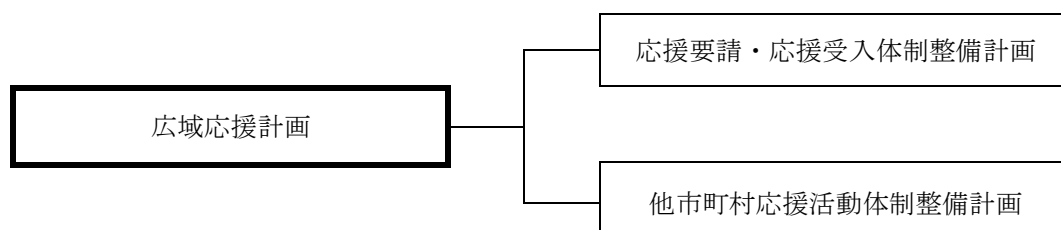
町は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い活動体制の整備に努める。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーにつても、その育成を図り、活動を支援する。

第3節 広域応援計画

第1 計画の趣旨等

町内において地震による災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関との間に相互応援協定等を締結するなど相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の強化・充実に努める必要がある。



第2 応援要請・応援受入体制整備計画

主な実施機関 町（総務課、住民課、消防本部）

1 相互応援協定の締結

町は、隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど広域応援体制の拡充に努めるものとする。

また、すでに締結している協定についてはその内容を常に検討し、災害で得た新たな教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結状況は次のとおりであり、連絡担当部局及び電話番号等については、不断に見直しを行っていくものとする。

おって、災害による通信機能の途絶等一定の条件のもとでは、応援を要請される側が自らの判断により出動ができるような協定の見直しについて検討するものとする。

(1) 隣接市町村（消防相互応援協定）

協定締結市町村	連絡担当部局	電話番号
石井町	危機管理課	088-674-1171
佐那河内村	総務課	088-679-2111

(2) 県内の市町村（災害協定）

協定名	締結先
徳島県市町村消防相互応援協定	徳島県下全市町村
徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	徳島県下全市町村
徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定	徳島市 小松島市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	徳島県下全市町村

(3) 県外の市町村

協定名	締結先
鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	鳥取県町村会 (三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町)

2 応援要請体制の整備

町は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

(1) 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資等
- ④ 応援を必要とする場所及び期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ① 応援要請は口頭又は電話により行う。
- ② 応援要請後、3の(2)で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ③ 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

3 応援受入体制の整備

町は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう応援受入体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、応援受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

(1) 応援要請及び応援活動の記録

- ① 応援の要請先、要請日時、要請内容
- ② 回答先、回答日時、回答内容
- ③ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- ④ 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- ⑤ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- ⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- ⑦ 撤収日時

(2) 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

(3) 食糧、飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

(4) 応援受入マニュアルの作成

他市町村等からの多人数の応援部隊の受け入れを円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル（仮称）」の作成を検討する。

第3 他市町村応援活動体制整備計画

主な実施機関 町（総務課、住民課、消防本部）

1 応援体制の整備

町は、被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- (1) 支援対策本部の設置及び運営
- (2) 派遣部隊の編成及び派遣
- (3) 携帯資機材の調達及び運搬
- (4) 応援活動の作業手順等

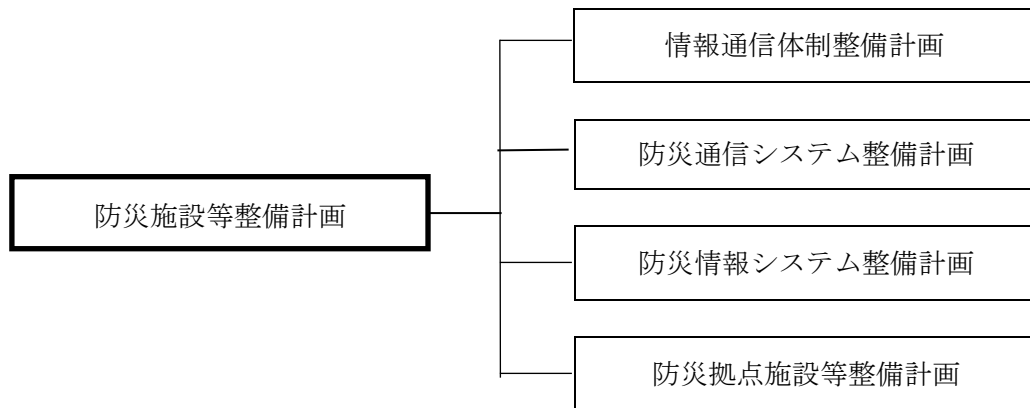
2 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食糧、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

第4節 防災施設等整備計画

第1 計画の趣旨等

大規模な地震が発生した場合、町及び防災関係機関は災害応急対策を円滑に実施できるように、情報通信ネットワーク施設をはじめ必要な施設、資機（器）材及び物資の整備，充実に努める必要がある。



第2 情報通信体制整備計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）、防災関係機関

1 情報収集体制の整備

町及び防災関係機関は、町内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備し、情報収集機能の向上に努めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

(1) 指定電話及び情報連絡担当者

町及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

(2) 町の情報連絡体制

町の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

- ① 災害対策本部が設置されていない場合町総務課（電話 676-1127）
- ② 災害対策本部が設置された場合町災害対策本部室（電話 676-1129）

(3) 有線電話の優先使用

町及び防災関係機関は災害発生時における有線電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため「重要加入電話」に加入申込み及び更新を行っておくものとする。

また、町及び西日本電信電話株式会社徳島支店は、有線電話の異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないように、日ごろから住民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行っておくものとする。

(4) 通信手段の多様化

町及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、タクシー等の業務無線等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

3 広報体制の整備

町は、住民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達機能の向上に努めるものとする。

第3 防災通信システム整備計画

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、徳島県

1 防災通信システムの整備

(1) システム構成

町及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備するものとする。

有線通信設備	無線通信設備
消防報知専用電話 直通電話 消防専用電話 重要加入電話	防災行政無線 消防救急無線 衛星携帯電話

(2) 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(3) 運用方針

町及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。

ただし、有線通信が途絶したときは、防災行政無線等の防災通信システムの無線通信設備のほか他機関の無線通信設備をも活用するものとする。

2 防災対策要員緊急招集システムの整備

町は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

(1) 機器の貸与

町は、災害対策本部要員等に対し、次により緊急連絡に必要な機器を貸与するものとする。

貸 与 機 器	貸与すべき本部要員等
携帯電話	防災担当者

(2) 機器の登録

町は、災害対策本部要員等が個人的に利用している緊急連絡用機器の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

3 震度情報ネットワークの維持・整備

国、県と連携し迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図るよう努める。

5 防災通信システムの耐震化

町は、重要な防災通信施設には次のような措置を講じておくものとする。

- (1) 通信用機器の転倒防止工事
- (2) 自家発電装置の設置及び定期的点検
- (3) バッテリーの保管及び更新
- (4) 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

6 防災通信システムの高度化

町は、災害時における防災通信機能を向上させるため、地域防災無線等の防災通信システムの高度化に取り組むものとする。

第4 防災情報システム整備計画

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

1 防災情報システムの整備

町は、被害状況の集計・分析やパソコン通信等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備に努めるものとする。

2 防災情報システムの耐震化

町は、地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

- (1) 無停電電源装置の導入
- (2) 防災関連システムのコンピュータ設置場所への免震床の導入
- (3) 主要機器のシステムの二重化

3 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第5 防災拠点施設等整備計画

主な実施機関 町（総務課）

町は、町の防災中枢機能を果たす庁舎等施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保の推進に努めるとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

第 3 編 震災応急対策計画

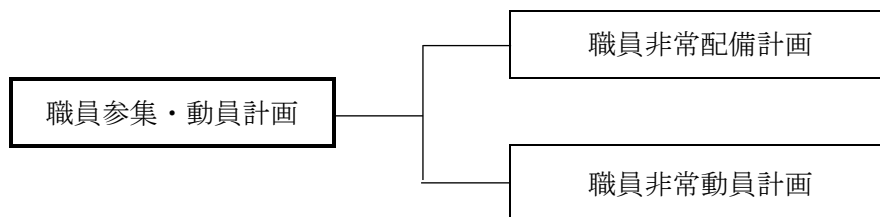
第3編 震災応急対策計画

第1章 初動計画

第1節 職員参集・動員計画

第1 計画の趣旨等

町の地域において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、町職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておくものとする。



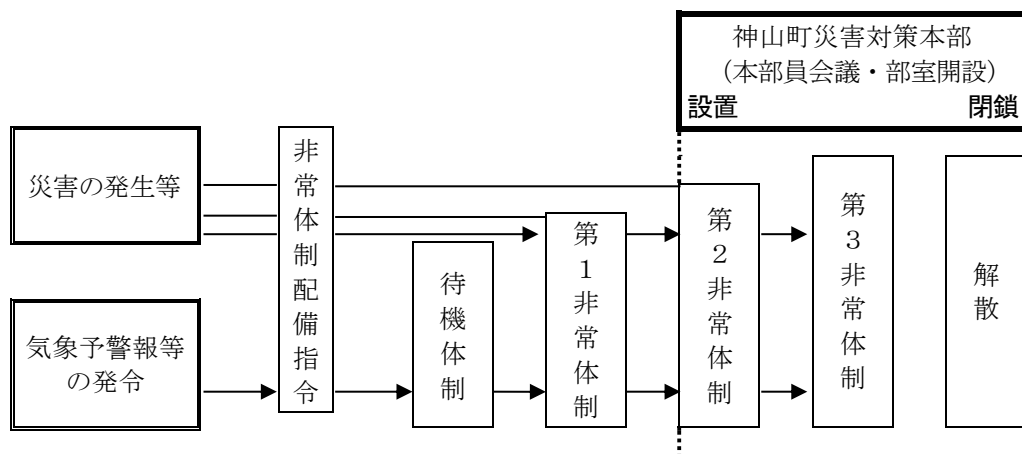
第2 職員非常配備計画



1 職員配備体制

町において、地震が発生した場合、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

なお、職員の非常体制の配備は、次に示すとおり待機体制及び第1非常体制から第3非常体制の4段階とする。



2 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は(2)で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

(1) 配備決定手続き

- ① 待機体制
総務課長が状況を判断して決定する。
- ② 第1非常体制
総務課長が状況を判断し、副町長の承認を得て決定する。
- ③ 第2非常体制
総務課長が副町長の指示を受け、町長の承認を得て決定する。
- ④ 第3非常体制
第2非常体制に同じ。

(2) 代決者

地震が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

- ① 町長
- ② 副町長
- ③ 総務課長

3 職員配備計画

(1) 非常体制配備指令の発令

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

(2) 非常体制配備指令の解除

町長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれなくなつたと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

(3) 発令の種類、基準等

種 類	発 令 基 準	配備職員	配 備 内 容
待機体制 配備指令	1 気象予警報に基づき、いまだ第1非常体制配備指令を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 3 その他必要により町が指令したとき	(4)の非常配備人員の基準に定める職員(必要がある場合はその都度定める職員)	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、気象予警報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに第1非常体制を配備し得る体制とする。
第1非常体制 配備指令	1 町域内に震度4の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 3 その他必要により町が指令したとき	同上	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、非常体制配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに、状況に応じてすみやかに第2非常体制を配備し得る体制とする。
第2非常体制 配備指令	1 町域内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 3 その他必要により町が指令したとき	同上	第2非常体制配備職員は本部室において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事し、状況に応じてすみやかに第3非常体制を配備し得る体制を整える。 (必要に応じ町災害対策本部の設置)

種 類	発 令 基 準	配備職員	配 備 内 容
第3非常体制 配備指令	1 町域内に震度6弱以上の 地震が発生したとき 2 その他必要により町が指 令したとき	同上	全職員を配備し、災害応急 対策活動を行う。

- (4) 非常体制の配備人員基準
課等の非常配備人員の基準は、次のとおりとする。

課等名	待機体制	第1非常 体 制	第2非常 体 制	第3非常 体 制	備考
総 務 課	3	4	7	全員	
住 民 課	1	1	2	〃	
建 設 課	2	3	6	〃	
産業観光課	1	1	2	〃	
農業委員会	1	1	1	〃	
税務保険課	1	1	3	〃	
健康福祉課	1	1	2	〃	
地域包括支援センター	0	0	1	〃	
出 納 室	1	1	1	〃	
議会事務局	1	1	1	〃	
教育委員会	1	1	2	〃	

- (注) 1 災害対策本部における本部長（町長）、副本部長（副町長）及び本部長付（教育長）は、この配備人員には含まれない。
2 課等の長は、第1非常体制の配備時点では参集しているものとする。

4 職員非常配備実施台帳の作成

- (1) 町は、次の様式により「神山村職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。
(2) 非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。
なお、非常連絡員は、原則として庶務担当の課長補佐又は係長とする。

神山村職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常 連絡 員	配備体制				連絡先		備考
				待機 体制	第1非常 体制	第2非常 体制	第3非常 体制	有線 電話	携帯 電話	
総務課	課長	×××			○	○	○	XXXX	XXXX	
	課長 補佐	×××	○	○	○	○	○	XXXX	XXXX	
住民課	課長	×××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	

- (注) 連絡先の携帯電話の番号は、町の貸与したものだけでなく、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

第3 職員非常動員計画

主な実施機関 町（総務課）

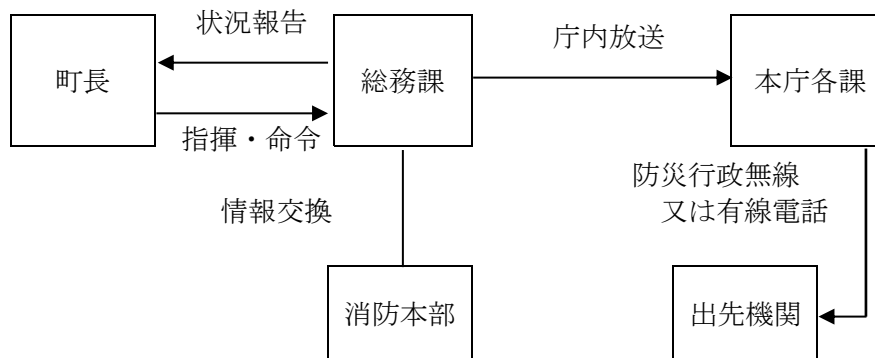
1 非常体制配備指令の伝達

町において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

(1) 勤務時間内

総務課長は、第2の2の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

① 伝達系統



② 伝達手段

(ア) 庁内放送

(イ) 防災行政無線又は有線電話

○ 町内放送等の文例 「 町長からの緊急指令を伝達します。町長からの緊急指令を伝達します。 只今の強い地震で町内に被害が発生した模様です。 （○時○分災害対策本部を設置し、）第○非常体制により災害応急対策を実施します ので、職員は、既定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。（以上繰り返します。）」
--

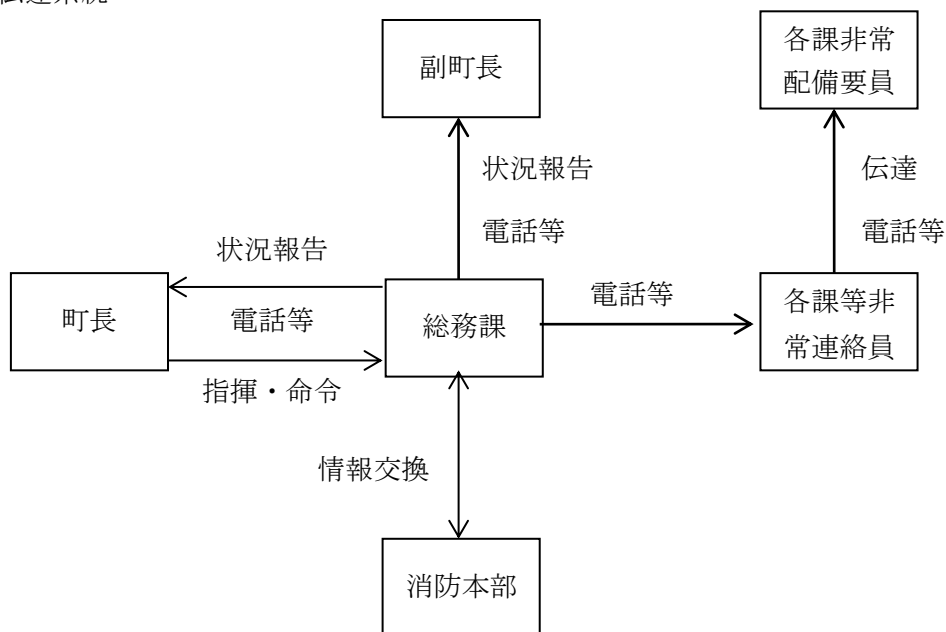
(2) 勤務時間外

総務課長は、第2の2の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

なお、総務課長が退庁している場合は、在庁している職員より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

また、震度6強以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに第3非常体制の配備につくものとする。

① 伝達系統



② 伝達手段

- (ア) 有線電話
- (イ) 携帯電話

○ 配備指令の伝達等の文例

「町長からの緊急指令を伝達します。

第○非常体制の配備指令が発令されました。

繰り返します。第○非常体制の配備指令が発令されました。

職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」

③ 非常連絡員の対応

- (ア) 非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達
- (イ) 所定の職員の非常配備の状況を総務課に報告

2 勤務時間外の職員の参集

職員は、勤務時間外において強い地震（震度5強以上）があった場合は、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、次のとおり行動するものとする。なお、職員は、参集途上に把握した被災状況を報告する。

- (1) 直ちに、テレビ、ラジオ等により状況把握に努める。
- (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自らや家族の安全を確保した後、直ちに第3非常体制の配備につき、災害応急対策活動を行うものとする。
- (3) 交通機関の不通等により本庁舎へ登庁できない場合は、最寄りの支所、出張所に参集し、応急対策活動に従事するとともに、その旨を総務課に連絡する。

この際、災害対策本部や職場に対し、非常体制配備につくかどうかの電話等による問い合わせはいっさい行ってはならない。

3 勤務時間外の非常体制の配備につかない職員の対応

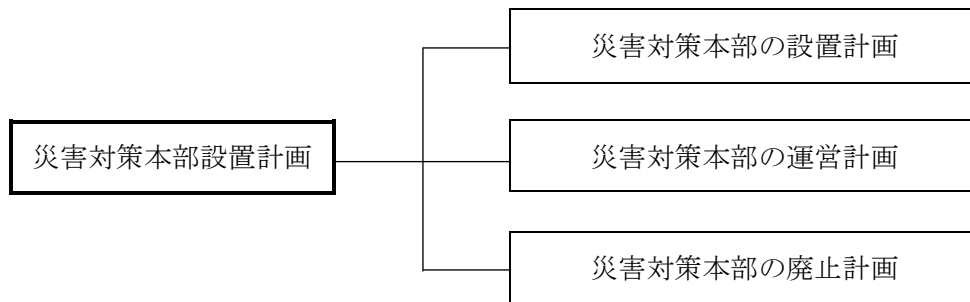
勤務時間外において非常体制の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を町（災害対策本部等）へ通報し、かつ、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

第2節 災害対策本部設置計画

第1 計画の趣旨等

町の地域において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災関係機関はもとより民間団体や住民等も含めて一致協力して地震による災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、地震被害を最小限に止める必要がある。

このため、町は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは災害対策本部を設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。



第2 災害対策本部の設置計画

主な実施機関 町（総務課）

1 設置基準

地震に係る災害対策本部は、次の場合に設置する。

- (1) 自動設置
町の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 判断設置
 - ① 町の地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき
 - ② 近隣で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ③ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき

2 災害対策本部設置基準と非常体制配備基準との対応

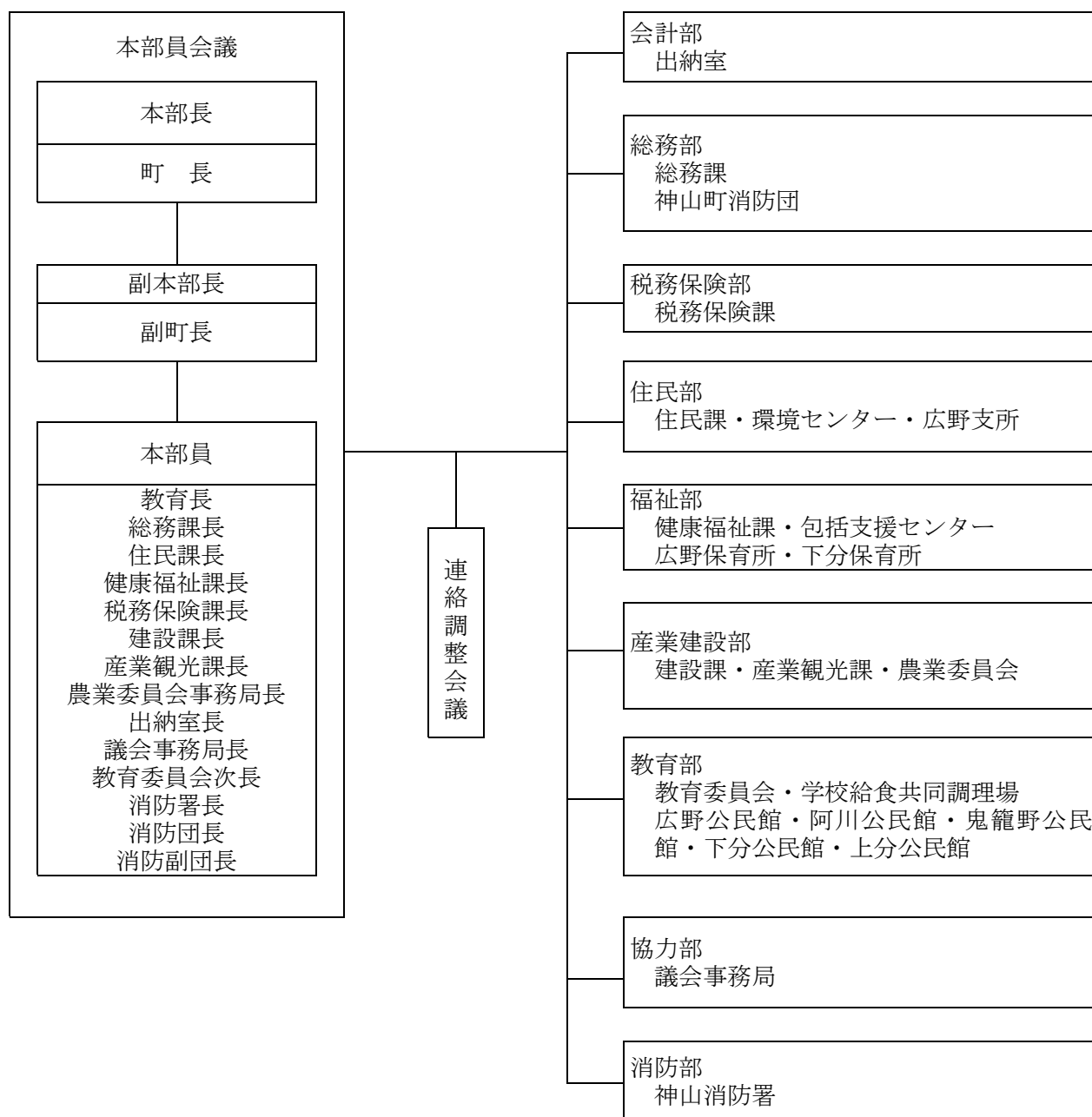
基 準	災 害 対 策 本 部	非常体制配備区分
気象予警報に基づき、いまだ第1非常体制配備指令を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し連絡を緊密にする必要があると認めるとき	1 災害対策本部は設置しない。 2 情報連絡活動を行う。	待機体制
震度4又は5弱の地震が発生したとき	1 災害対策本部は設置しない。 2 情報連絡活動及び災害応急対策活動を行う。 3 状況に応じてすみやかに災害対策本部を設置し得る体制を整える。	第1非常体制

基 準	災 害 対 策 本 部	非常体制配備区分
1 震度 5 強の地震が発生したとき 2 1 の(2)に該当するとき	災害対策本部を設置する。	第 2 非常体制
1 震度 6 弱以上の地震が発生したとき 2 1 の(2)に該当するとき		第 3 非常体制

3 組織等

神山町災害対策本部の設置にあたっては、神山町災害対策本部条例（昭和 37 年神山町条例第 20 号）に定めるほか、対策本部の組織及び事務分掌等は次のとおりとする。

(1) 町災害対策本部の組織



(2) 本部員会議

① 構成

神山町災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員による関係本部員会議を開催することができる。

原則として各部の庶務担当の課長補佐又は係長が、連絡調整を行うものとする。

② 代決者

災害対策本部の本部長は町長があたるものとし、町長が不在の時は副町長が代行するものとし、町長、副町長とも不在の時は総務課長が代行するものとする。

なお、本部員の代行は、各部においてあらかじめ指名したものをもってあてるものとする。

③ 庶務

本部員会議の庶務は、総務部において行う。

(3) 事務分掌

部の名称	部長	部となる課	事 務 分 掌
会計部	会計管理者 出納室長	出納室	・ 防災・復旧活動の応援に関すること ・ 義援金品の受入・保管に関すること
総務部	総務課長	総務課	・ 本部の設置及び廃止に関すること ・ 本部員会議及び関係本部員会議に関すること ・ 本部長命令の通達に関すること ・ 本部の庶務に関すること ・ 職員の動員・配備に関すること ・ 国、県等との連絡調整に関すること ・ 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること ・ 災害時の広聴及び相談に関すること ・ 災害に関する写真等による記録に関すること ・ 他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関すること ・ 災害予算に関すること ・ 気象予警報に関すること ・ 県災害対策本部、県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関すること ・ 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関すること ・ 水防計画の実施について連絡・調整に関すること
税務 保険部	税務 保険課長	税務 保険課	・ 物資運搬車両等の調達・確保に関すること ・ 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること ・ り災証明（火災によるものを除く）等の災害に関する諸証明の発行に関すること
住民部	住民課長	住民課	・ 遺体の埋葬に関すること ・ 応急仮設住宅のうち、住宅の管理にかんすること ・ 物価の安定その他住民生活に関すること ・ 一般廃棄物の収集、処理、処分に関すること ・ 災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること ・ 死亡獣畜の収集、処理に関すること ・ 道路、みぞ等の環境整備に関すること ・ 環境保全対策に関すること ・ 災害ボランティアの住宅に関すること

部の名称	部長	部となる課	事 務 分 掌
福祉部	健康福祉課長	健康福祉課	・災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関すること ・災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関すること ・被災者に対する見舞金に関すること ・義援金品の配分に関すること ・災害救助法に基づく医療・助産に関すること ・救護班の編成、救護所の設置その他の医療・助産の調整に関すること ・被災地の防疫活動に関すること ・遺体の捜索、収容、安置、に関すること ・その他災害救助に関し他の所管に属さないこと ・災害時要配慮者（高齢者、障害者等）に関すること ・保育所の防災対策、応急保育、子育て支援に関すること ・避難所の開閉及び管理運営に関すること ・避難者の収容に関すること ・外国人に関する連絡及び調整に関すること
産業建設部	建設課長 産業観光課長 農業委員会事務局長	建設課 産業観光課 農業委員会	・被災者等への食糧の確保及び配給に関すること ・救援物資の受入れ及び配付に関すること ・中小企業への災害復旧資金の融資に関すること ・農林水産業施設の防災及び復旧に関すること ・農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること ・農産物、家畜等の災害対策に関すること ・災害応急工事の契約に関すること ・河川、道路、橋りょう、宅地等の防災及び復旧に関すること ・水防計画の実施についての連絡・調整に関すること ・災害救助法に基づく障害物の除去に関すること ・排水施設等の防災及び復旧に関すること ・ライフライン復旧の連絡・調整に関すること ・緊急輸送路の確保に関すること ・住宅の応急修理に関すること ・町有建物の復旧に関すること ・災害ボランティア（住宅関係）に関すること ・飲料水の供給に関すること ・給水区域への給水の確保に関すること ・応急仮設住宅のうち、住宅建設の用地及び建築に関すること
教育部	教育次長	教育委員会	・幼児・児童・生徒の保護および応急教育に関すること ・教育施設の防災及び復旧に関すること ・災害救助法に基づく学用品の給与に関すること
協力部	議会事務局長	議会事務局	・災害ボランティアの受入れ及び連絡・調整に関すること ・防災及び復旧活動の応援に関すること
消防部	消防署長	消防署	・管内の災害情報の収集及び把握に関すること

※出先機関等は、関係所属課の事務分掌により対応すること。

4 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、町役場に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の町有建物に置くことがある。

5 災害対策本部の表示

総務課長は、災害対策本部が設置された時は、町役場前に「神山町災害対策本部」の看板（総務課保管）を掲出するものとする。

6 災害対策本部設置の通知

総務課長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課非常連絡員にその旨通知するとともに、町長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

7 職員の動員及び参集

総務課長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、第1節職員参集・動員計画のとおりとする。

第3 災害対策本部の運営計画

主な実施機関 町（総務課）

1 災害対策本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議又は関係本部員会議を開催するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ① 第2非常体制から第3非常体制への切り替え及び災害対策本部の廃止に関すること
- ② 避難のための立退き指示に関すること
- ③ 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関すること
- ④ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- ⑤ 災害救助法の発動についての意見に関すること
- ⑥ その他災害対策に関する重要事項

(2) 部の運営

各部においては、地震災害発生時における「災害対策業務マニュアル」を策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各部は、本部員会議の決定した基本方針及びあらかじめ策定した「災害対策業務マニュアル」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

2 災害対策本部室の設置

(1) 開設

災害対策本部が設置された場合、総務課長は直ちに災害対策本部室を開設する。

(2) 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部室に在室するものとする。

(3) 本部室の役割

災害対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として対策本部において必要な情報の収集・集計・分析及び対策本部の決定事項の伝達を行う。

(4) 設置場所

災害対策本部室は、町役場総務課に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の町有建物に置くことがある。

(5) 本部室の構成

災害対策本部室は、次の課の所要の職員で構成し、副町長が統括する。

- ① 総務課
- ② 健康福祉課
- ③ 建設課
- ④ その他本部長が必要と認める課

(6) 本部室の電話番号等

① 有線電話

6 7 6 - 1 1 2 7

6 7 6 - 1 1 2 9

② 無線局

[呼称] ぼうさいかみやまちょうやくば 57.98MHz (町波)
ぼうさいかみやまちょう (県波固定)
LASOM 徳島県徳島スーパーバンド可搬地球 V9 (県波衛星)

第4 災害対策本部の閉鎖計画

主な実施機関 町（総務課）

1 災害対策本部の閉鎖基準

災害対策本部は、本部長が次のとおり認めたときに閉鎖する。

- (1) 町の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき

2 災害対策本部の閉鎖通知

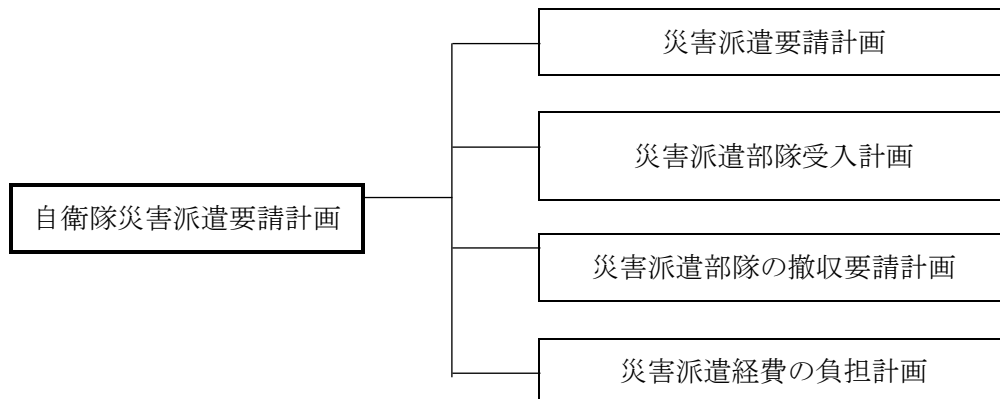
総務課長は、災害対策本部を閉鎖した場合は、直ちに非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

第2章 相互応援協力計画

第1節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の趣旨等

地震発生後、町長は、地震規模や災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を講ずるものとする。



第2 災害派遣要請計画

主な実施機関
徳島県、町（総務課）、自衛隊

1 自衛隊に対する災害派遣要請者等

(1) 災害派遣要請者

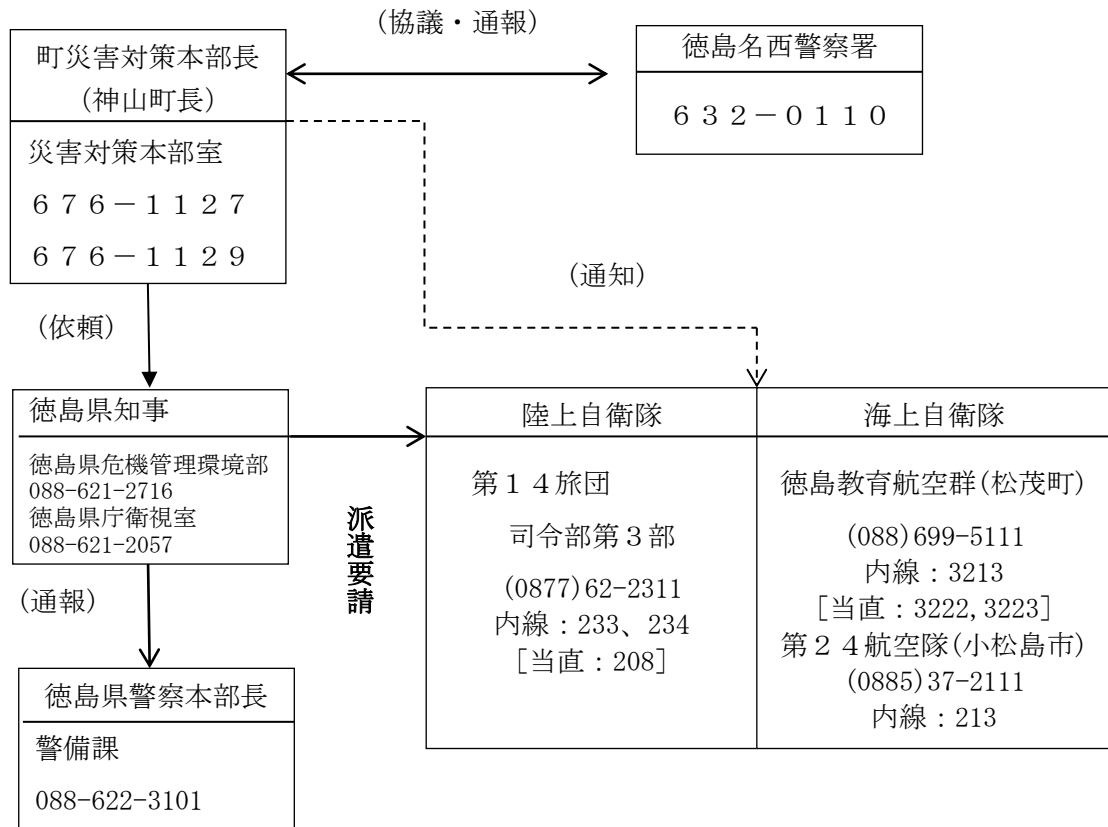
自衛隊の災害派遣要請者は徳島県知事である。

町長は、町の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼する。

ただし、町長は、地震の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により町長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとする。

(2) 最寄りの災害派遣要請部隊等の長

- ① 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- ② 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- ③ 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）



2 災害派遣の基準

(1) 災害派遣の要請

- ① 町長は、町の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、県知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼するものとする。
- ② 町長は、地震の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により町長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとする。
- ③ 町長は、②の通知をした場合は、すみやかに知事にその旨を報告するものとする。
- ④ 町長は、災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、知事に対し、状況判断に必要な情報をすみやかに提供するものとする。

(2) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索・救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作製、積込み及び運搬

活動項目	活動内容
道路、水路等交通上の障害物の除去	損壊施設又は障害物の除去若しくは道路上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県又は町が準備）
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信支援
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力して空中及び地上消火活動
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

3 災害派遣要請手続等

町長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書で依頼することができない場合は、電話その他迅速な方法で依頼し、事後すみやかに依頼書を提出するものとする。

なお、災害に際し特に緊急を要し、通信の途絶等により町長が知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができないときは、次の事項を記載した災害状況通知書によりすみやかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

災害派遣要請依頼書

		番 号 年 月 日
徳島県知事 殿		
		神 山 町 長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
1	災害の状況及び派遣要請を依頼する事由 (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） (2) 派遣要請を依頼する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する勢力 (1) 人員 (2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）	
4	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
5	連絡場所及び連絡職員 (1) 連絡場所（住所、電話番号、無線局番等） (2) 連絡職員（所属職氏名）	
6	その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況等）	

災害状況通知書

		番 号 年 月 日
災害派遣要請部隊長 殿		
		神 山 町 長
神山町の災害状況について（通知）		
災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。		
（別紙として「災害派遣要請依頼書」を添付）		

第3 災害派遣部隊受入計画

主な実施機関 町（総務課）

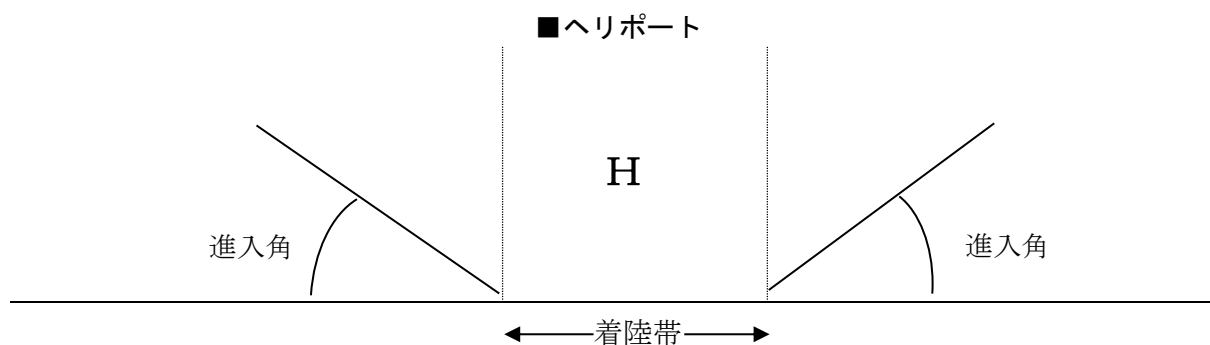
1 受入体制の整備

- (1) 連絡員の指名
派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため総務課職員を連絡員に指名する。
- (2) 受入計画
応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後はすみやかに作業を開始できるようあらかじめ準備する。
- (3) 連絡員の派遣等
町長は、派遣部隊の受入に際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。
また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ町の連絡員を派遣する。
- (4) 活動の競合重複の排除
災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。
- (5) 誘導
災害対策本部は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。
- (6) ヘリポートの提供
自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、2で定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へも提供するものとする。
- (7) 資機材等の提供
災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、町でも調達及び提供に配慮するものとする。
- (8) 宿泊施設又は野営適地の提供
町は、自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地の提供を行うものとする。
- (9) その他
災害派遣部隊の受入に際しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう配慮するものとする。

2 ヘリポートの設置

町長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、県に通知しておくものとする。

- (1) 降着場適地の選定
ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお、選定用地が町有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。
- (2) 適地選定基準
 - ① 地表面は平坦でよく整理されていること。
 - ② 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。
 - ③ 所要の地積があること
 - ④ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。



■ヘリポート最小限所要地積

機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと

■ヘリポート適地

名称	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ
神山町民総合運動場	神山町教育委員会	電話 088-676-1522	小
徳島県立神山森林公園	徳島中央森林組合	電話 088-676-0034	大
鬼籠野喜来ヘリポート	神山町総務課	電話 088-676-1111	小

■ドクターヘリ・ランデブーポイント

名称	所在地	連絡先
神山町民総合運動場 (神山中学校)	神領字大埜地 396	電話 676-1522 (神山町教育委員会) 管理 電話 676-1177 (農村環境改善センター) NPO法人グリーンバレー
神山森林公園	阿野字大地 459-1	電話 678-0114 電話 676-0034 (徳島中央森林組合)
鬼籠野喜来ヘリポート	鬼籠野字喜来 308-2	電話 676-1111 (神山町総務課)
岳人の森 駐車場	上分字中津 946-2	電話 677-1147
焼山寺 駐車場	下分字地中 318	電話 677-0112

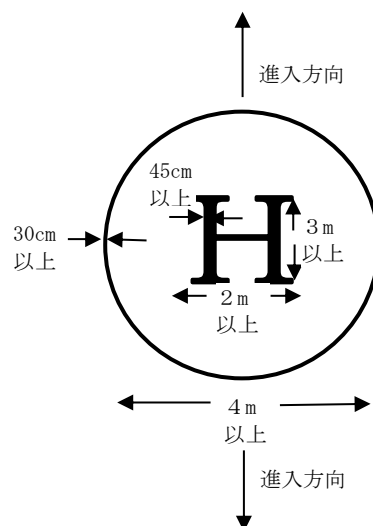
妙法寺 駐車場	上分字江田 1206	電話 677-0204
旧鬼籠野小学校	鬼籠野字川東 29	電話 676-0111（鬼籠野公民館）
タカガワ東徳島 ゴルフ倶楽部	阿野字齒ノ辻 499	電話 678-0001
広野小学校	阿野字広野 22	電話 678-0806 電話 676-1522（神山町教育委員会）
旧広野小学校	阿野字広野 42	電話 676-1522（神山町教育委員会）
神山まると高等専門 学校	神領字西上角 175-1	電話 050-1780-2843
神領小学校	神領字大埜地 411-1	電話 676-0015 電話 676-1522（神山町教育委員会）

(3) 事前準備

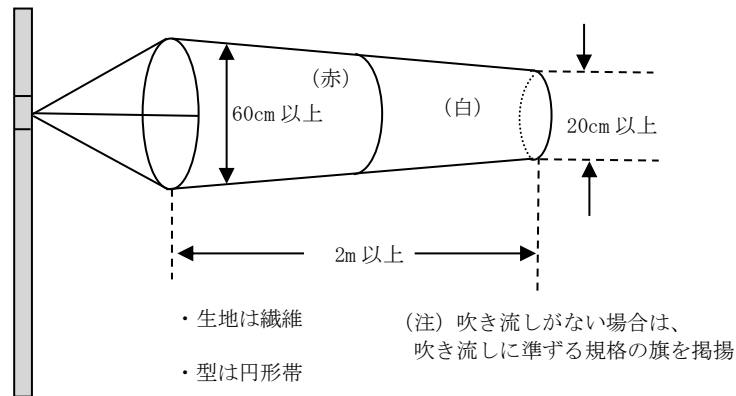
- ① ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を準備し提供する。
- ② 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ③ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入準備

- ① ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ② 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
- ③ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- ④ 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- ⑤ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- ⑥ 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- ⑦ 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準のⓂの記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ⑧ ⑦とともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



3 対空目視信号

(1) 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

- ① 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

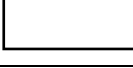
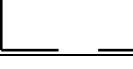
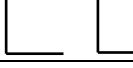
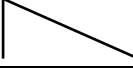
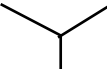
生存者が通常利用できる方法には、細かい布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによって地上に記号を作ることができる。

- ② 記号は 25m 以上とすること。

- ③ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

- ④ 無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。

- ⑤ 他の記号との混同を避けるために、次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する重傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	
4	食糧及び水を要す	
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	
7	この方向に前進中	
8	航空機大破	
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否定	
13	肯定	
14	理解不能	
15	技術者を要す	

(2) 地上搜索隊

地上搜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通報内容	記号
1	作業完了	LLL
2	我等総員を発見	<u>LL</u>
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	┐┐
4	我等続行不能、基地に帰還中	××
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	↔
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→→
7	何物も発見せず、搜索を続行す	NN

第4 災害派遣部隊の撤収要請計画

主な実施機関
町（総務課）

町長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

災害派遣撤収要請依頼書

		番 号
		年 月 日
徳島県知事	殿	
		神 山 町 長
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）		
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。		
1 撤収要請依頼日時	年 月 日	
2 派遣要請依頼日時	年 月 日	
3 撤収作業場所		
4 撤収作業内容		

第5 災害派遣経費の負担計画

主な実施機関
町（総務課）

1 経費の負担

自衛隊の救助活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

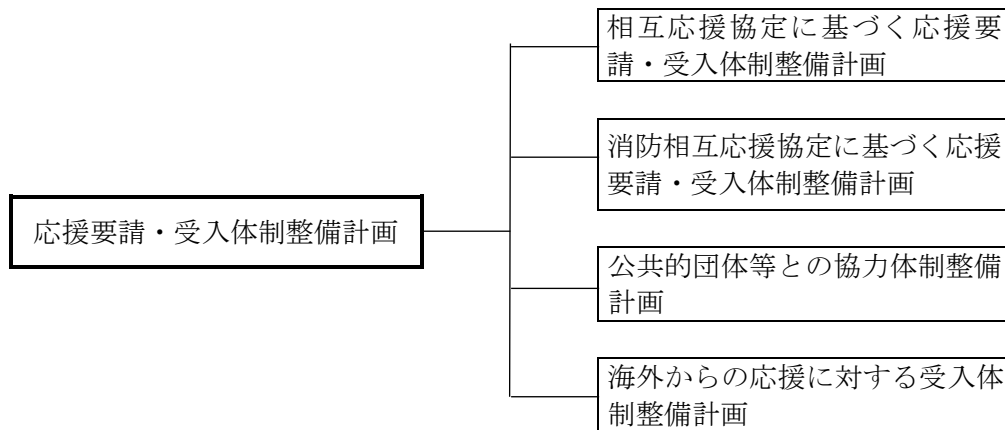
2 その他

負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第2節 応援要請・受入体制整備計画

第1 計画の趣旨等

町の地域において地震災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備するものとする。



第2 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画

主な実施機関 町（総務課）

1 応援要請の判断

地震災害発生後、町長は、地震規模や災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、町の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請するものとする。

2 応援要請手続等

町長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模地震が発生し通信の途絶等により県や町との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要請の内容等			要請事項等
徳島	1 応援又は応急措置の要請	(1) 災害救助法の適用	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ 既にとった救助措置及びとりようとする措置 ⑥ その他必要とする事項
		(2) り災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とするり災者の数 ③ 希望する移送先 ④ り災者の収容期間
		(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請 (災対法第 68 条)	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
県	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請	(1) 自衛隊災害派遣要請の要求 (災対法第 68 条の 2)	第 2 節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする
		(2) 他の市町村、指定行政機関又は他府県の応援の斡旋の要請	① 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
		(3) 指定地方行政機関又は地方公共団体の職員派遣の斡旋の要請 (災対法第 30 条)	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

要請の内容等		要請事項等
他の市町村	3 他の市町村への応援の実施の要請 (災対法第 67 条)	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (地方自治法第 252 条の 17)	① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

3 応援受入体制の整備

町は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

(2) 受入体制の内容

受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

① 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- ア 要請先、要請日時、要請内容
- イ 回答内容、回答日時
- ウ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- エ 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- オ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- キ 撤収日時

② 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

③ 食糧、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

第3 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画

主な実施機関
町（消防本部）

1 応援要請の判断

消防本部は、地震による被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、す

みやかに他の消防組織に応援を要請するものとする。

2 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

（なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動を行うことができるよう改正している。）

協 定	事 項	連 絡 先
1 徳島県広域消防相互応援協定	(1) 災害の発生日時、場所及び状況	徳島県消防保安課 直通：088-621-2281 徳島県内の市町村及び消防事務を行う一部事務組合 (別添資料編として整理)
2 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	(2) 必要とする人員、車両及び資機材等	
3 徳島県市町村消防相互応援協定	(3) 集結場所及び連絡担当者	
4 石井町との消防相互応援協定	(4) その他必要事項	
5 佐那河内村との消防相互応援協定		石井町 代表 088-674-1111 佐那河内村 代表 088-679-2111

3 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のためすみやかに被災地に赴き、人命救助活動等を行う。この緊急消防援助隊は、平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

消防本部は、地震被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を町長を通じて知事に要請するものとする。

4 応援受入体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び町との情報交換を緊密に行うものとする。

(2) 受入体制の内容

受入体制の内容は第2の3の(2)に準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

(3) 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

第4 公共的団体等との協力体制整備計画

主な実施機関
町（総務課）

1 協力体制の確立

町は、地震発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

- ① 名西郡医師会
- ② 名西郡歯科医師会
- ③ 名西郡薬剤師会
- ④ 名西郡農業協同組合
- ⑤ 徳島中央森林組合
- ⑥ 神山町商工会
- ⑦ 日本赤十字奉仕団神山支部
- ⑧ 神山ハムクラブ
- ⑨ トラック協会（東海運）

2 協力業務等

町は、1の公共団体等と災害発生時における協力業務、協力の方法をあらかじめ協議し、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に関すること

第5 海外からの応援に対する受入体制整備計画

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

1 連絡体制の確保

町は、海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

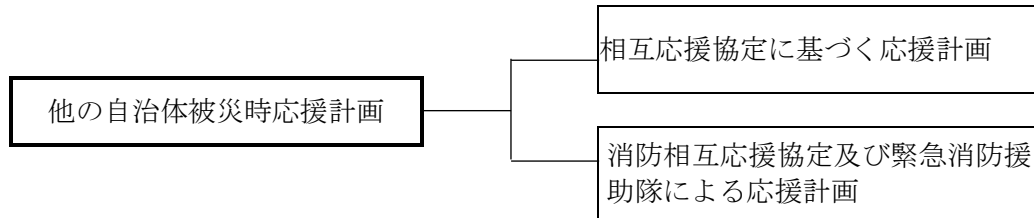
2 受入体制の整備

町は、人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備するものとする。

第3節 他の自治体被災時応援計画

第1 計画の趣旨等

他の自治体において地震災害が発生し、その自治体の自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに応援が行えるような体制を整備する必要がある。



第2 相互応援協定に基づく応援計画

主な実施機関
町（総務課）

町は、他の地方自治体において地震災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定を締結をしていない場合であっても、町長が必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

1 支援対策本部の設置

町は、直ちに関係各課等で構成する支援対策本部を設置し、被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等の調整及び命令を行う。

2 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行うものとする。

なお、職員の派遣に際しては、被災自治体からの援助を受けないよう、飲料水、食糧から衣服、情報伝達手段に至るまでを各員に携行させ、自己完結型の体制とする。

3 応援内容

(1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

- ① 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- ④ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置

(3) その他必要な事項

第3 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援計画

主な実施機関
町（消防本部）

1 消防相互応援協定に基づく応援活動

消防本部は、他の地方自治体において地震災害が発生し、応援の要請があった場合は、消防相互応援協定に基づき応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が消防相互応援協定を締結をしていない場合であっても、必要と認められる場合は自主的に応援活動を実施するものとする。

(1) 応援体制

応援活動は、応援部隊を編成して行う。

なお、応援部隊の指揮は、被災地の市町村等の消防組織の長が応援部隊の長に対して行う。

(2) 応援内容

- ① 同時多発延焼火災の消火活動
- ② 要救助者の捜索及び救助活動
- ③ 同時多発した多数傷病者の救急活動
- ④ その他消防活動

2 救急消防援助隊による応援活動

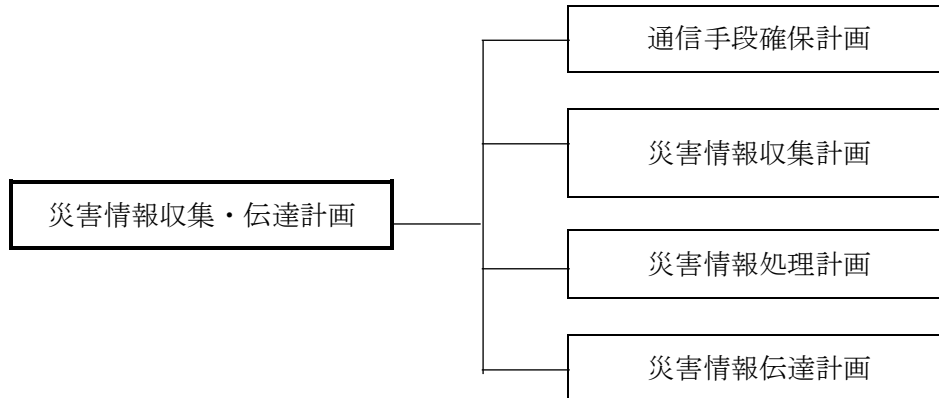
消防本部は、町長を通じ知事より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（緊急の場合は知事を介さず消防庁長官から直接派遣要請がある場合もある）、緊急消防援助隊を編成し、被災地へ派遣するものとする。

第3章 災害情報収集・伝達・広報計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 計画の趣旨等

町は、地震災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。



第2 通信手段確保計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）、防災関係機関

1 通信手段の整備

町は、災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡システムの運用の考え方を町の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

2 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、重要加入電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災行政無線、消防救急無線のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

(1) 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社徳島支店に対し非常通話、非常電報等を申し込み、電気通信設備を優先利用するものとする。

西日本電信電話株式会社徳島支店 直通：602-1141

(2) 防災行政用無線の運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日ごろから緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、ネットワークシステムを最大限に活用し、県、町及び防災関係機関が一体となって迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条第 4 項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

■徳島県非常通信協議会加入機関

N o	加入機関名	電話番号
1	徳島県危機管理環境部	088(621)-2281
2	徳島海上保安部	0885(33)-2244(代)
3	中国四国管区警察局四国警察支局徳島県情報通信部	088(622)-3101
4	西日本電信電話株式会社徳島支店	088(602)-1141
5	徳島県県土整備部	088(621)-2571
6	徳島県警察本部	088(622)-3101(代)
7	四国地方整備局徳島河川国道事務所	088(654)-2211(代)
8	四国電力送配電株式会社徳島支社	088(656)-4601(代)
9	四国放送株式会社	088(655)-7510(代)
10	徳島地方気象台	088(622)-3857
11	日本放送協会徳島放送局	088(626)-5970(代)
12	徳島県漁業用牟岐無線局	08847(2)-0179
13	日本赤十字社徳島県支部	088(631)-6000
14	日本銀行徳島事務所	088(622)-3126
15	海上自衛隊徳島教育航空群	088(699)-5111(代)
16	海上自衛隊第24航空隊	0885(37)-2111(代)
17	日本アマチュア無線連盟徳島県支部	0883(74)-1561
18	株式会社日本政策金融公庫徳島支店	088(625)-7790
19	徳島バス株式会社	088(622)-1811(代)
20	徳島少年鑑別所	088(652)-5606(代)
21	徳島刑務所	088(644)-0111(代)
22	株式会社 NTT ドコモ四国支社徳島支店	088(626)-2001
23	株式会社エフエム徳島	088(656)-2111

(4) 通信途絶時の其他伝達手段

通信途絶時においては、其他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- ・ 広報車
- ・ インターネット
- ・ アマチュア無線
- ・ 携帯電話

第3 災害情報収集計画

主な実施機関 町（総務課、消防本部）、防災関係機関

1 地震情報

防災行政無線及びテレビ・ラジオ等により地震情報に関する情報を収集する。

(1) 発表基準

地震情報は、次の場合に徳島地方気象台が発表又は通知する。

- ① 徳島県内で震度1以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 地震情報種類

地震情報は、情報の内容により次のように区分される。

情報の種類		情報の内容
地震情報	震源震度に関する情報	震度3以上あるいは津波予報を行った地震について震源要素と震度3以上が観測された地域の震度を発表する。
	各地の震度に関する情報	内で震度1以上の有感地震あるいは津波予報を行った地震について、震源要素と震度1以上が観測された点を発表する。
	その他の情報	地震後の余震や群発地震の地震回数に関する情報など、必要に応じサブタイトルを付け自由形式で発表する。

2 地震解説資料

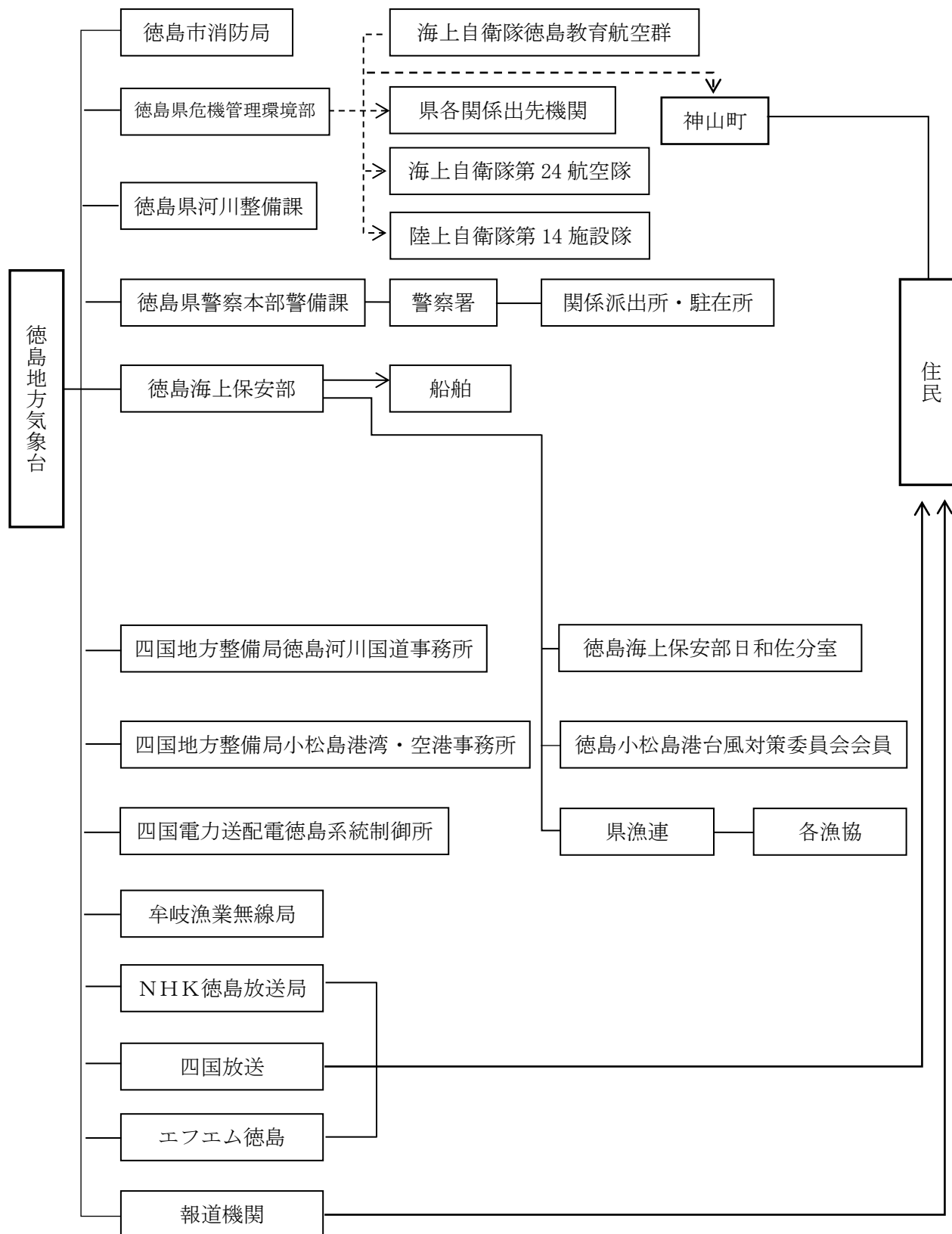
地震解説資料は、次に掲げる事項が発生し、徳島地方気象台が必要と認めた場合に作成し発表する。

- (1) 徳島県内で震度4以上の地震が観測されたとき
- (2) その他関係者から依頼があった場合で、特に必要と認められるとき

3 情報連絡系統

地震情報は、次の連絡システムにより伝達される。

■地震情報の伝達系統



注1 ----➤ は、総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。

注2 太枠は、発表官署、機関を示す。

4 異常な現象発見時の通報

(1) 通報義務

- ① 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- ② 通報を受けた警察官はその旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

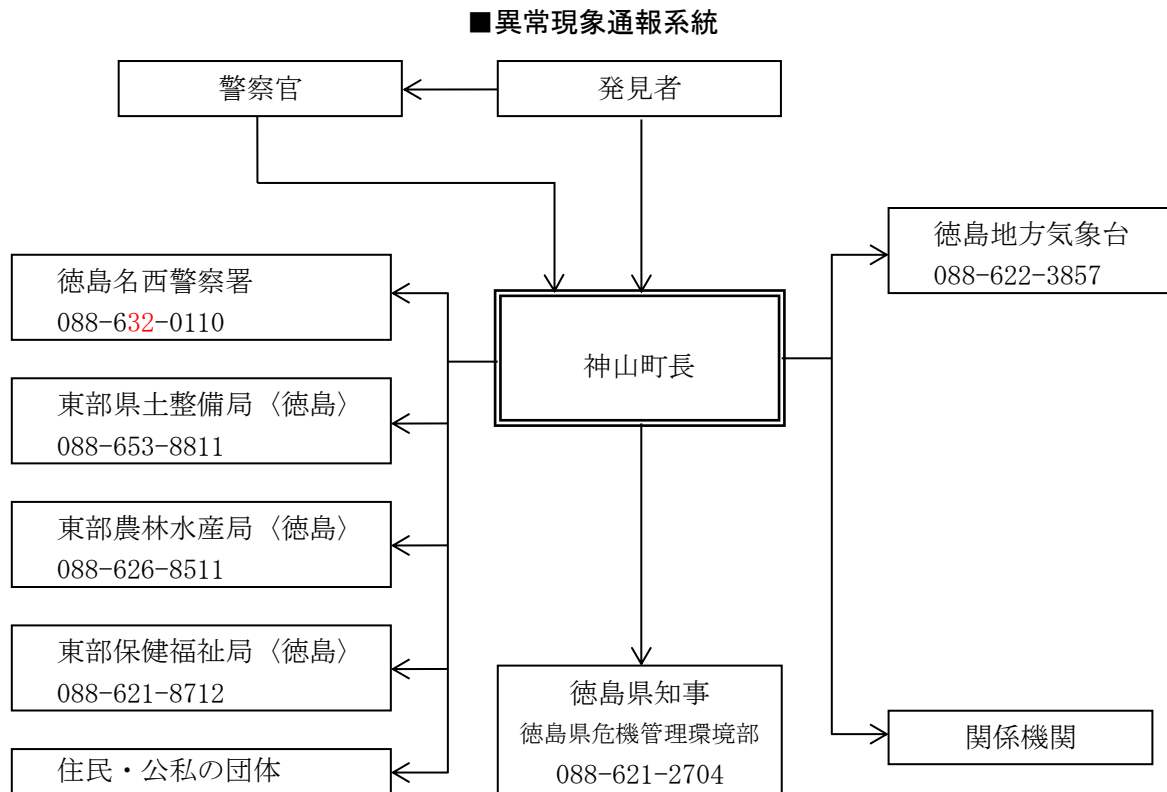
(2) 町の通報義務

(1)により通報を受けた町長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

- ① 徳島地方気象台
- ② 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
- ③ 徳島名西警察署
- ④ 東部県土整備局〈徳島〉
- ⑤ 東部保健福祉局〈徳島〉
- ⑥ 東部農林水産局〈徳島〉
- ⑦ その他関係機関

(3) 町の対応

町長は、(2)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。



5 被害情報

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

(1) 町職員等からの被害概況情報収集

町職員、防災関係機関、戸主会あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- ① 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- ② 住民の行動、避難状況
- ③ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- ④ 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）

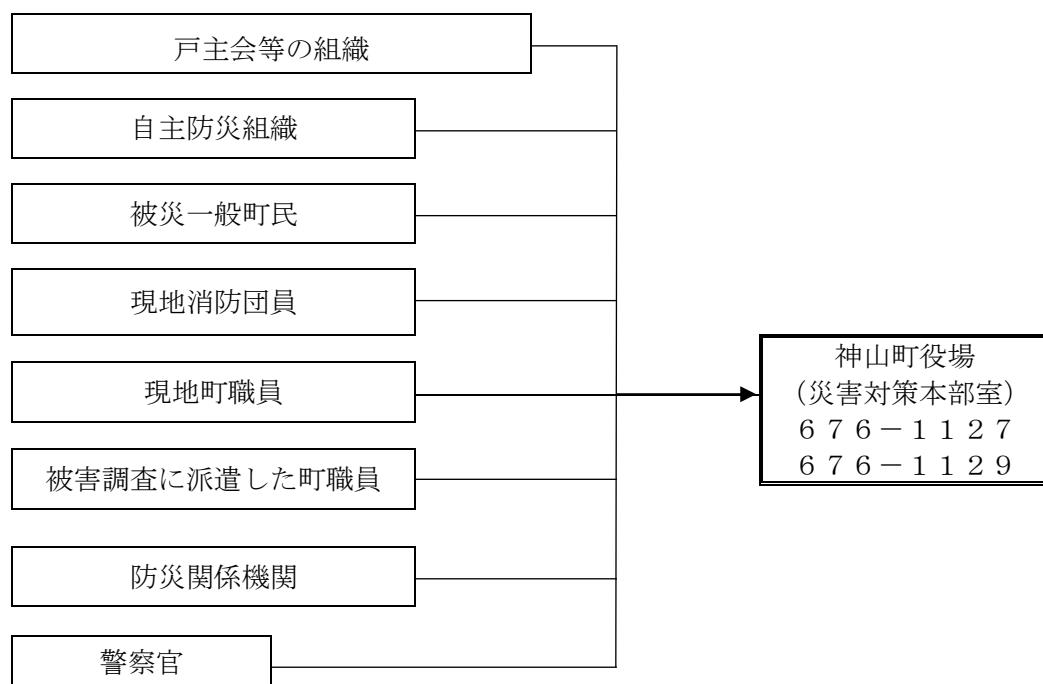
- ⑤ 道路の被害状況（橋りょう、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- ⑥ 道路渋滞の状況
- (2) 情報の内容

町の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体 の保護に関連あるものを優先するものとする。

 - ① 緊急要請事項
 - ② 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
 - ③ 被害状況
 - ④ 災害応急対策実施状況
 - ⑤ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
 - ⑥ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
 - ⑦ 避難状況
 - ⑧ 医療救護活動状況
 - ⑨ 住民の動静
 - ⑩ その他応急対策の実施に際し必要な事項
- (3) 情報の収集方法

被害情報収集のための通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、ヘリ コプター及び携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設並びに衛星通 信を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により 迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。
- (4) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



- (5) 勤務時間外の被害情報の収集

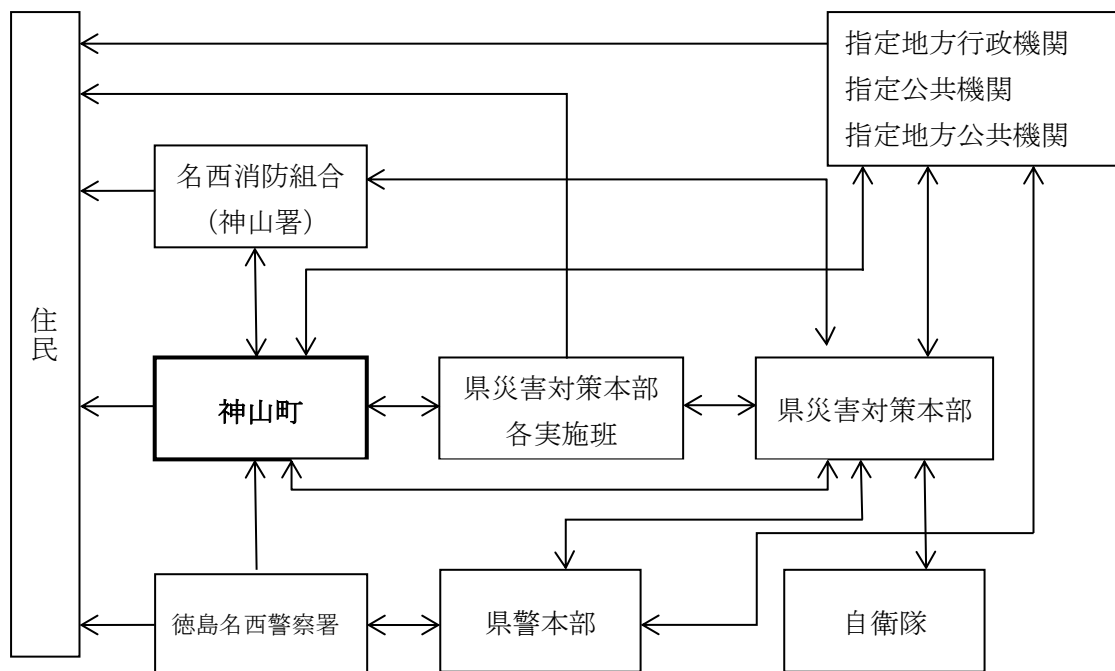
町に災害対策本部が設置される状況下においては、町職員は自宅付近の災害状況について積極 的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は、在庁職員を経由して関係 各課等）に通報するよう努めるものとする。
- (6) 措置情報の収集

町は、以下に示す措置情報を収集する。

 - ① 主な応急措置（実施及び実施予定）

- ② 応急措置実施のために講じた措置
 - ③ 応援の必要性の有無
 - ④ 災害救助法適用の必要性
- (7) 情報の収集・伝達系統

県下の防災関係機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。



第4 災害情報処理計画

主な実施機関
町（総務課、応急対策担当課）

1 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ担当課（総務課）及び応急対策担当課に被害情報責任者を置くものとする。

被害情報責任者は、当該各課の課長補佐（課長補佐不在のときは、庶務担当係長）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

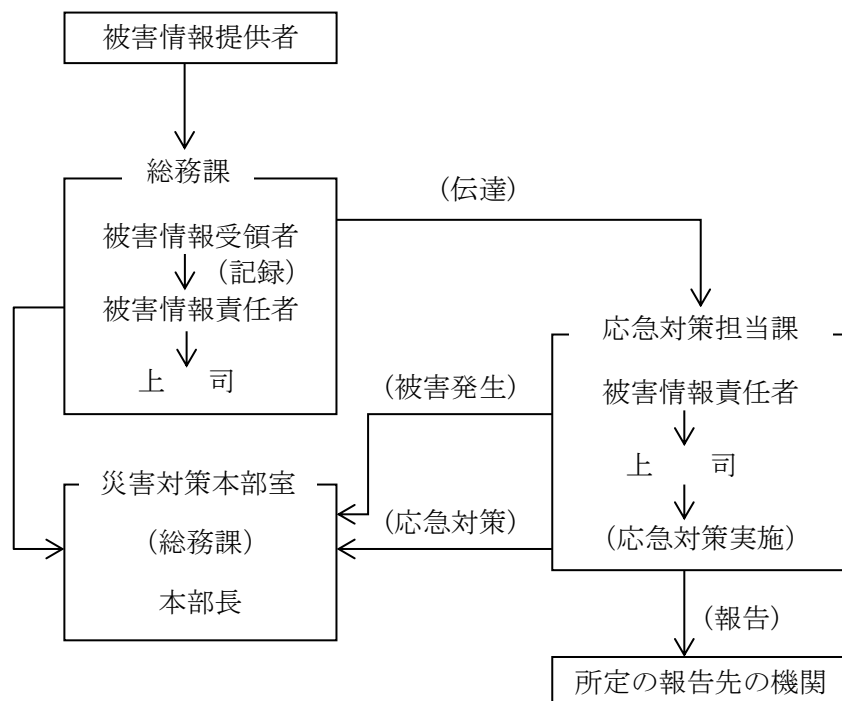
- (1) 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- (2) 所定の報告先の機関へ報告したか。
- (3) 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

2 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- (1) 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合があるので、外部からの情報を応急対策担当課へ転送することは努めて避けるものとする。
- (2) 被害情報受領者は、(1)で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- (3) (2)による報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、総務課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。

- (4) 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- (5) 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、総務課）へ報告する。
- (6) 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係課長が本部長に報告する。



第5 災害情報伝達計画

主な実施機関
町（総務課、住民課、建設課）

1 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は、別紙様式「災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告」によるものとする。

2 報告の基準

県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告は別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

- (1) 町において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

3 調査方法

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設について調査するものとし、次に掲げる機関についても調査の上、通報に協力するものとする。

西日本電信電話株式会社徳島支店
四国電力株式会社徳島支店、四国電力送配電株式会社徳島支社
社団法人徳島県エルピーガス協会

4 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 発生報告
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

5 報告の方法

(1) 伝達手段

被害情報の内容については1のとおりであるが、町に甚大な被害が発生した場合には、その大まかな内容をできるだけ早く報告するものとする。

① 発生報告及び中間報告

伝達のための情報通信手段としては、原則として別紙様式の内容を電話又は防災行政無線によりすみやかに報告するものとするが、通信途絶時には携帯電話、アマチュア無線等の通信手段を活用するなど可能な最短方法にて報告するものとする。

② 確定報告

確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

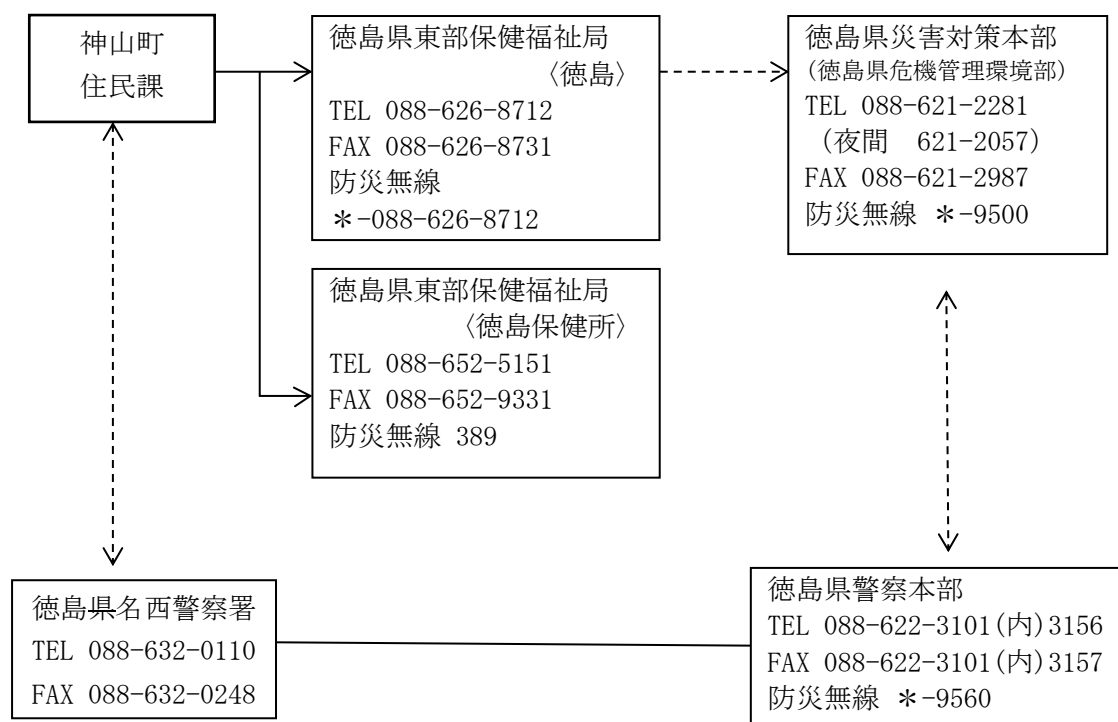
(2) 報告先

町災害対策本部の各組織は、次表により所管する事項の被害状況について、逐次すみやかに電話又は防災行政無線等により報告を行う。県出先機関に報告できない場合には、県へ報告を行う。県に報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

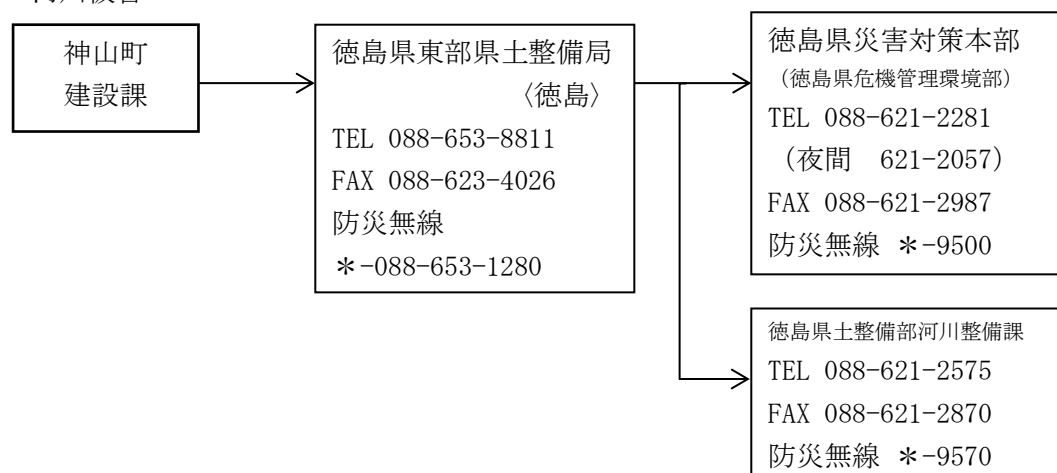
報 告 内 容		報 告 先
県が災害対策本部を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない町の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。）	知事 （関係各課長）
	県の出先機関の所管に係る町の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部を設置した場合	実施班の所管に属さない町の災害報告	本部長
	実施班の所管に係る町の災害報告	各実施班長
県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	災害対策支部長
県が現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	現地災害対策 本部長

(3) 報告の系統

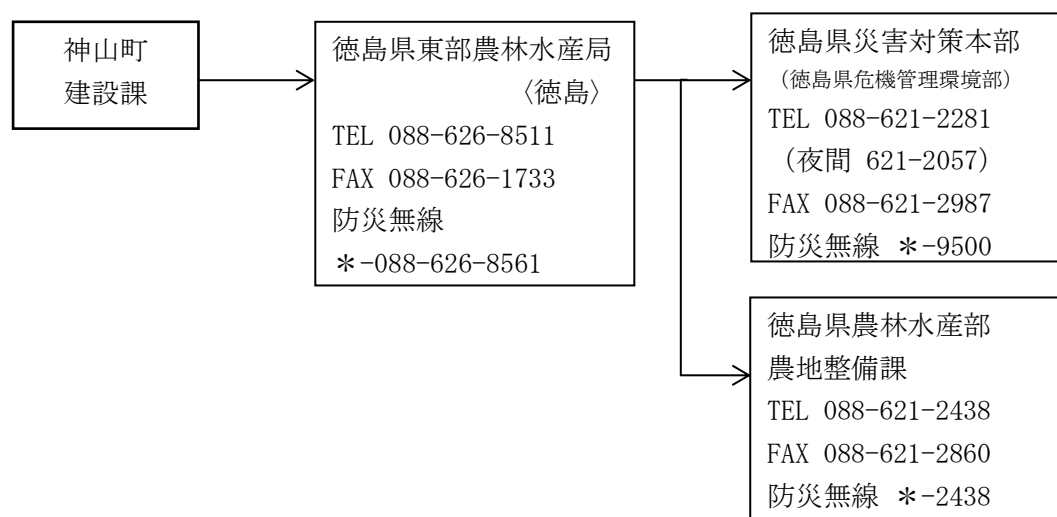
① 人、住家被害等



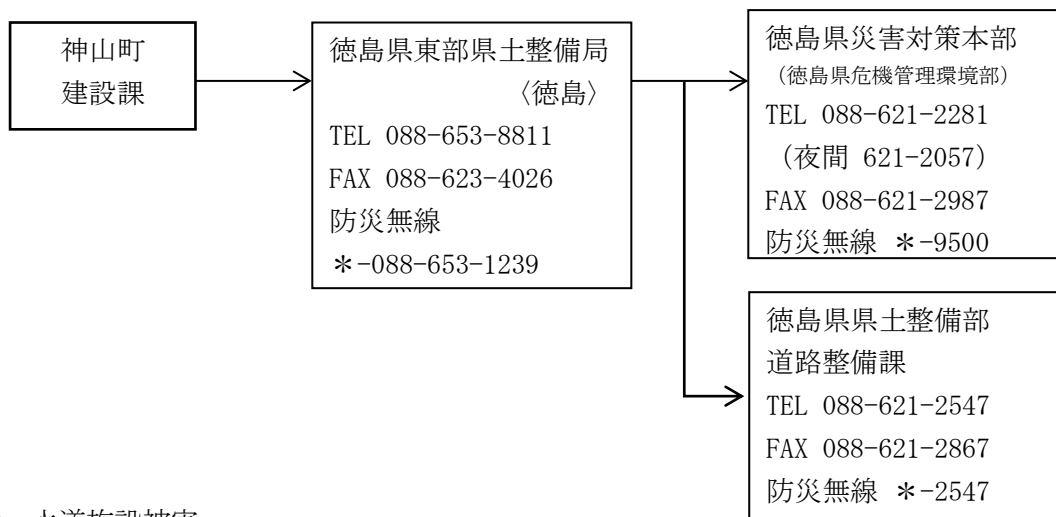
② 河川被害



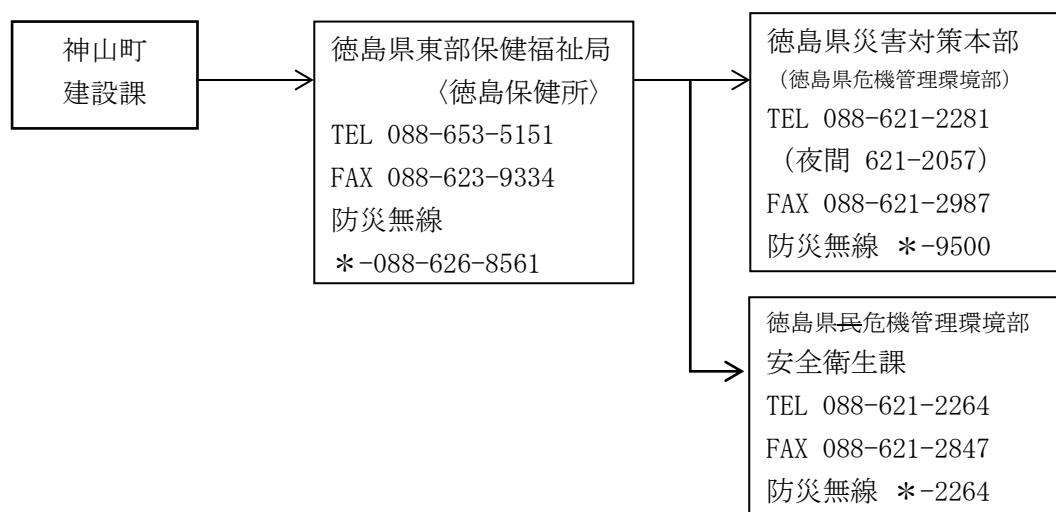
③ 貯水池・ため池被害



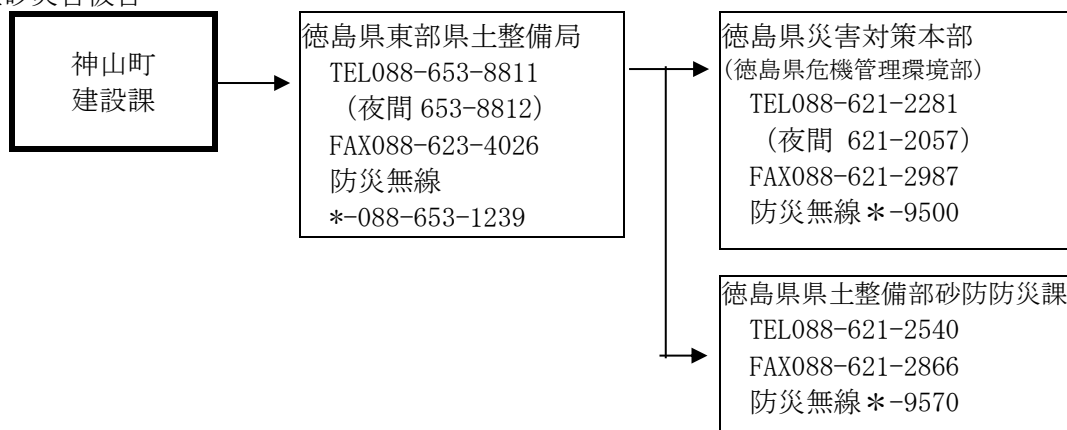
④ 道路被害



⑤ 水道施設被害



⑥ 土砂災害被害



6 被害状況等の相互伝達

5の(3)の①から⑤に掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害、土砂災害被害をはじめ電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、各機関は自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係わる情報を、徳島県地域防災計画に定める防災機関に報告するほか、町内の防災関係機関に対しても相互に伝達するものとする。

なお、伝達手段については防災通信システムを活用するとともに、パソコン通信システム等も活用するものとする。

7 被害状況等の避難所への伝達

5の(3)の①から⑤に掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、道路被害、水道施設被害、土砂災害被害をはじめ電信電話施設被害、電力施設被害等の重要な被害状況については、随時避難所にも伝達するものとする。

別紙様式

災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告

市町村名又は部局名						区 分			被 害			区 分			被 害			対策本部 設置市町村名 災害対策本部		名称				
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日			月 日 時確定			田 冠 水			流失・埋没 ha 冠 水 ha			公 立 文 教 施 設 千円 農 林 水 産 業 施 設 千円			公 共 土 木 施 設 千円 その他の公共施設 千円					設置		月 日 時		
																				解散		月 日 時		
報 告 者 名						文 教 施 設			箇所			小 計			千円			適用市町村名 災害救助法		計 団体				
区 分			被 害			病 院			箇所			公立施設被害市町村数			団体									
人的被害	死者		人				そ の 他			農 産 被 害			千円			計 団体								
	行方不明者		人							林 産 被 害			千円											
	負傷者	重傷		人						畜 産 被 害			千円											
		軽傷		人						水 産 被 害			千円											
住家被害	全 壊		棟				他			商 工 被 害			千円			消防職員出動延人数 人 消防団員出動延人数 人								
	半 壊		棟							そ の 他			千円											
	一部破損		棟							被 害 総 額			千円											
	床上浸水		棟							災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）														
	床下浸水		棟																					
	り 災 世 帯 数		世帯																					
	り 災 者 数		人																					
	非住家	公 共 建 物		棟						火 災 発 生			建 物 件											
		そ の 他		棟						危 険 物 件														
										そ の 他 件														

災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
- (6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及び浄化槽とする。

- (10) 「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（落石を含む）、土石流及び地すべりによる災害とする。
- (11) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (12) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (13) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (15) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (16) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (17) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

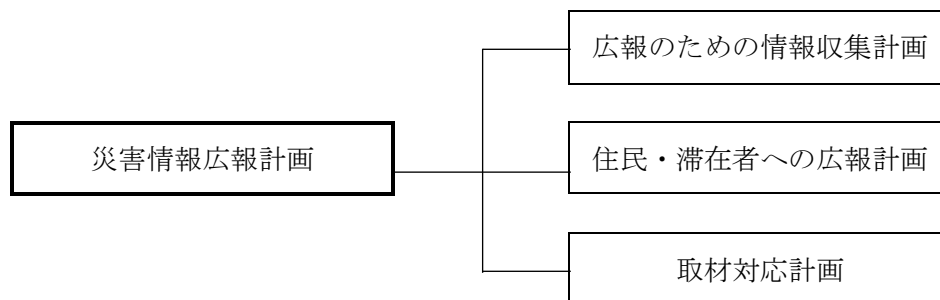
7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第2節 災害情報広報計画

第1 計画の趣旨等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態にあつては、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民、滞在者その他の者に正確確実、広範に伝達し人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要がある。



第2 広報のための情報収集計画

主な実施機関
町（総務課、住民課）

1 被害情報等の収集

被害情報は、本章第1節災害情報収集・伝達計画により収集した情報を使用して、広報資料を作成するものとする。

2 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

第3 住民、滞在者その他の者への広報計画

主な実施機関
町（総務課）

1 広報の内容

町が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおくものとする。

- (1) 災害時における住民、滞在者その他の者の注意事項
- (2) 災害に係る情報及び被害の状況
- (3) 災害応急対策の実施状況
- (4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発表及び避難所での心得
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (7) 交通運輸の状況
- (8) 人心安定、志気高揚に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 広報の方法

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

広報手段としては、防災行政無線、広報車、広報紙、ホームページ等を活用して行うものとするが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、おおむね災害が終結したときは、広報車により避難所等を巡回して必要な広報活動を行うものとする。

第4 取材対応計画

主な実施機関 町（総務課）

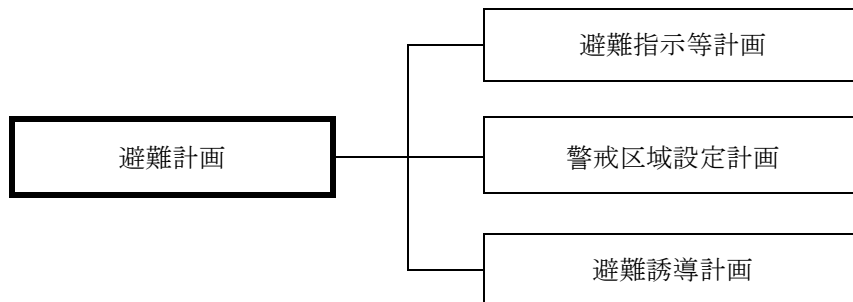
災害に関する情報及び神山町災害対策本部の災害対策事項、その他住民、滞在者その他の者に周知すべき事項は、災害対策副本部長（副町長）が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げること。）によって取材に対応するものとする。

第4章 災害拡大防止計画

第1節 避難計画

第1 計画の趣旨等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、滞在者その他の者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長は、関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、又は安全に避難誘導して未然に災害を防止する必要がある。



第2 避難指示等計画

主な実施機関
町（総務課）、徳島県、徳島名西警察署、自衛隊

1 避難指示等の実施責任者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

(1) 町長（災害対策基本法第60条）

- ① 町長（町長に事故等の場合町長職務代理者）は、火災がけ崩れ等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、滞在者その他の者の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。
- ② 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。町の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- ③ 町長は、①により措置した場合及び警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに県に報告する。

(2) 水防管理者（町長）（水防法第22条）

水防管理者（町長）は、洪水により著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の居住者に対し立退きを指示する。

立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員（水防法第22条、地すべり防止法第25条）

知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地震による地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の居住者に対し立退きを指示することができる。

立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。

(4) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、災害により住民、滞在者その他の者の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が避難のための立退きを指示できないと認めるとき、又は町長から要求が

あったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が急迫していると自ら認めるときは、直ちに当該区域の居住者等に対し避難のための立退きを指示するものとする。

(5) 自衛官（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難等について必要な措置をとることができる。

2 避難情報の区分

災害の状況により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）に区分して避難情報の発令を行う。

(1) 高齢者等避難

災害の発生するおそれがある場合、危険な場所から避難すべき状況において、避難に時間を要する高齢者等に対して、災害発生までに避難を完了させるために発令される情報。

(2) 避難指示

災害の発生するおそれが高い場合、危険な場所から避難すべき状況において、危険区域内の全住民に避難を指示する。

(3) 緊急安全確保

すでに災害が発生又は切迫している場合、立ち退き避難がかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる住民に対して、命を守る行動を執るように発令される情報。

3 避難指示等の内容

町長等避難指示等をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難指示等の理由

(5) その他必要な事項

4 関係機関の相互連絡

県、町、水防管理者（町長）、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関にすみやかに連絡するものとする。

(1) 法令に基づく報告又は通知義務

報 告 又 は 通 知 義 務 者	避 難 措 置 の 内 容	報 告 又 は 通 知 先
町 長	災害対策基本法第 60 条に基づき避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき	知 事 徳島県 危機管理環境部 TEL621-2704
	災害対策基本法第 61 条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
水防管理者 （ 町長 ）	水防法第 29 条に基づき避難のための立退きを指示したとき	徳島名西 警察署長 TEL632-0110
警 察 官	災害対策基本法第 61 条に基づき避難のための立退きを指示したとき	町 長

知事又はその命 を受けた職員	地すべり防止法第 25 条に基づき避難のため の立退きを指示したとき	徳島名西 警察署長 TEL632-0110
-------------------	---------------------------------------	-----------------------------

(2) 報告又は通知事項

報告又は通知事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難の措置の内容
- ② 勧告又は指示をした日時及び対象区域
- ③ 対象世帯数及び人員

5 住民、滞在者その他の者への周知徹底

避難の勧告又は指示をした場合は、次のような、事情に即した方法で危険区域の住民、滞在者その他の者に対しすみやかにその旨の周知徹底を図るものとする。

(1) 防災行政無線による周知

(2) ラジオ、テレビ放送による広報

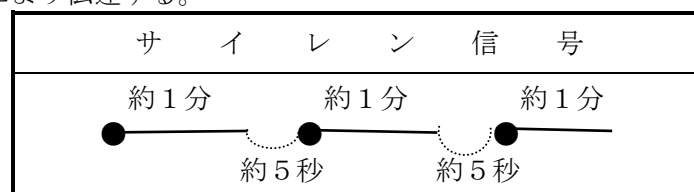
放送局に対して、勧告又は指示を行った旨を通知し、関係区域の住民、滞在者その他の者に広報すべき事項を明示して広報を依頼する。

(3) 広報車による広報

町の広報車等を利用し、関係区域を巡回して広報する。

(4) 信号による伝達（水防信号）

サイレン信号により伝達する。



(5) 個別訪問による伝達

避難の勧告又は指示をしたときが夜間で停電している場合においては、消防団、自主防災組織、防災ボランティア等により関係区域の家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

6 避難情報の放送に係る申し合わせ

町及び放送事業者とは、町長が発令する避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難情報」という）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

放送事業者は、町長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送する。

7 避難指示等の判断基準

(1) 標準的な避難基準

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・災害が発生するおそれのある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が避難すべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難 ・立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できる場合は屋内安全確保行動をとる ・高齢者等以外の人も必要に応じ、外出等を控える、避難準備をする、自主的に避難する等の行動をとる・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が避難すべき状況	・居住者等は全員避難 ・立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できる場合は屋内安全確保行動をとる
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために避難することがかえって危険であり、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容する状況	・住居者等は直ちに安全確保行動をとる ・立退き避難することがかえって危険である場合、屋内のより安全な場所へ移動、また、指定避難所以外の緊急的な待避所へ避難が可能な場合は直ちに避難する

第3 警戒区域設定計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）、徳島名西警察署、自衛隊

1 警戒区域設定の目的

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 町長（災害対策基本法第63条）

町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、禁止又は退去を命ずる。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条）

町長又はその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、警察官は、町長の権限を代行することができる。

町長の権限を代行したときは、直ちに町長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行することができる。

町長の権限を代行したときは、直ちに町長に通知する。

(4) 消防職員又は水防職員（消防法第28条、水防法第14条）

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、第2の避難勧告・指示計画と同様の方法により、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第4 避難誘導計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）、徳島県、徳島名西警察署、自衛隊

1 避難誘導の実施

消防職員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、避難は住民が自主的に行うことを原則とする。

なお、自主防災組織は、避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努めるものとする。

(1) 避難の順序

避難の順序は、妊産婦、傷病人、身体障害者、高齢者、幼児等を優先し、一般人を次順位とするものとする。

(2) 誘導経路等

誘導経路等については、周囲の状況等を的確に判断し、その安全性を確認の上、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努めるものとする。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて船艇、ロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

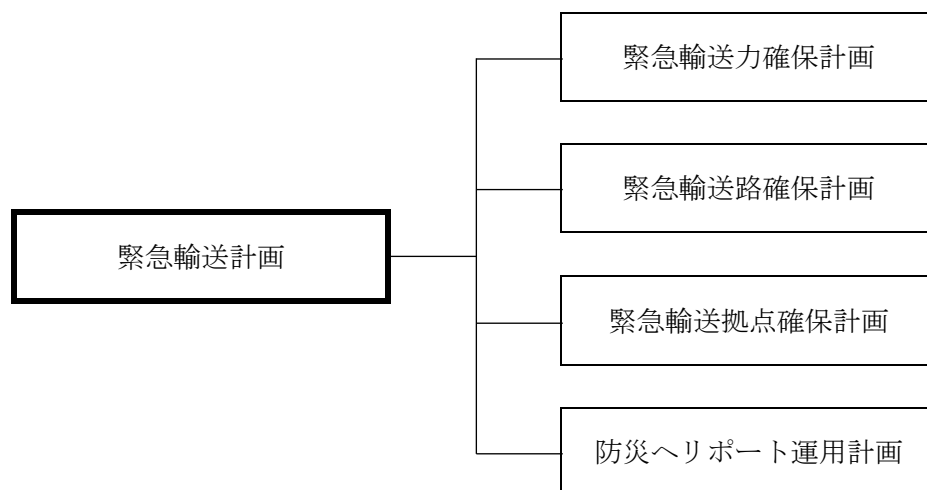
2 応援協力

町は、自ら避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するものとする。

第2節 緊急輸送計画

第1 計画の趣旨等

地震による災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、郵送力確保、道路啓開、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を実施するものとする。



第2 緊急輸送力確保計画

主な実施機関
町（総務課）

1 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- (1) 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 食糧、飲料水等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) ライフライン関係者
- (7) その他必要と認められるもの

2 輸送力の確保

町は原則として、自ら保有し、又は直接調達し得る車両等をもって輸送を行う。
ただし、その車両等で不足する場合は、県に応援を要請する。

第3 緊急輸送路確保計画

主な実施機関
町（総務課、建設課）

1 被害状況の把握

町は、地震が発生した場合、緊急輸送路の被害状況、障害物の状況等を把握するための調査

をすみやかに実施するとともに、徳島名西警察署、県、東部県土整備局との情報交換を緊密に行うものとする。

2 啓開道路の決定

町は、道路の被害状況等を把握した後、県、四国地方整備局等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行うが、原則として、緊急輸送路を最優先に行うものとする。

3 啓開資機材の確保

町は、建設業界等より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行うものとする。
(啓開資機材の調達先…別添資料編として整理)

4 啓開作業の実施

町は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行うものとする。

啓開作業は、緊急輸送路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関等との連携に努めるものとする。

5 広報の実施

町は、道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適宜適切に広報を実施するものとする。

第4 緊急輸送拠点確保計画

主な実施機関 町（総務課）

町は、被災状況により、必要と認められる場合は、JA名西郡神山支所倉庫に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

JA名西郡神山支所倉庫では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行う。

第5 防災ヘリポート運用計画

主な実施機関 町（総務課）

1 防災ヘリポート開設の決定

町は、県、警察、自衛隊等から要請があった場合及び必要と認められる場合は、防災ヘリポートを開設する。

2 防災ヘリポートの開設方法

防災ヘリポートの設置については、本編第2章第1節の第3の2ヘリポートの設置のとおりであるが、特に次の事項に留意して開設及び運用を行うものとする。

(1) 地表面の条件整備

- ① 回転翼の影響で砂塵等が上がらない舗装された場所が望ましい。
- ② やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している場合には十分に散水する。
- ③ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

(2) 着陸点の表示

着陸点には、石灰、白布等を用いてⓂの記号を表示する。

(3) 風向の表示

- ① 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- ② 表示地点は、着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- ③ 吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有しているものであることとする。

(4) 危険防止

- ① 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。
- ② 安全上の監視員を配置する。

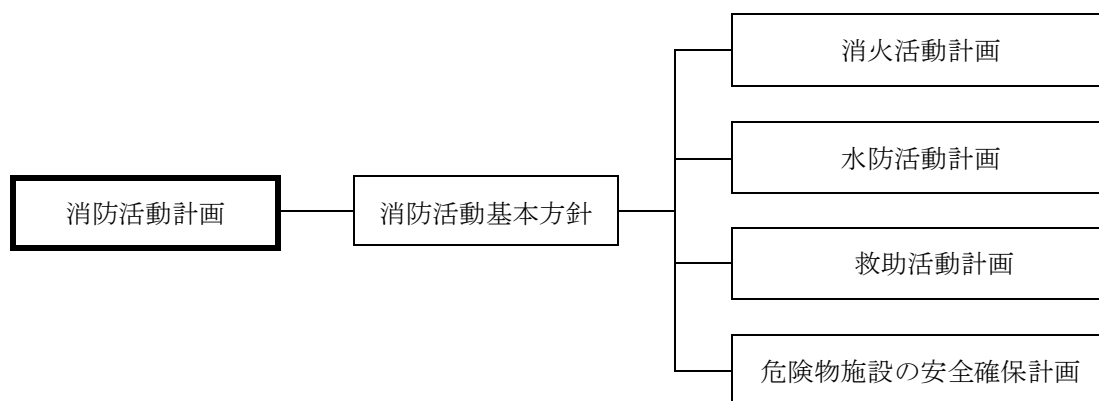
(5) その他留意事項

- ① 救急車、輸送車両の出入りに便利なこと。
- ② 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- ③ 緊急時には、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第3節 消防・救助活動計画

第1 計画の趣旨等

大規模地震発生時には、火災の多発や家屋の倒壊等により極めて多くの人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより住民、事業者あわせて出火防止と初期消火に努めるとともに、消防機関は関係防災機関との連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、消火、救助、救急等にあたり、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するものとする。



第2 消防活動基本方針

大規模地震発生時の消防活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 住民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。
- 2 住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- 3 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。
- 4 町、消防機関等は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 消火活動計画

主な実施機関
町（総務課、消防本部）

1 消防機関（消防本部）

(1) 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

- ① 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- ② 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ③ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ④ 工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住宅地に面する部分及び住宅地の延焼火災防御にあたる。
- ⑤ 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後には部隊を集中して防御にあたる。

- ⑥ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- ⑦ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。
- (2) 火災情報の収集及び伝達
 - ① 消防本部は職員を巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、消防救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。
 - ア 延焼火災の状況
 - イ 民家防火組織等の活動状況
 - ウ 道路の通行状況
 - エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況
 - ② 消防署長は、災害の状況を町長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。
- (3) 応援派遣要請

町は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。
- (4) 応援隊の派遣

町は、神山町が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

2 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

- (1) 出火防止

地震発生と同時に付近住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。
- (2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

3 事業所等

- (1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- (2) 火災が発生した場合の措置
 - ① 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - ② 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、石油類、毒物、劇薬等を取り扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

 - ① 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
 - ② 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 住民

- (1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。
- (2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

第4 水防活動計画

主な実施機関 町（総務課）、神山町水防団（消防本部）

1 水防団（消防本部）

水防団は、大規模な地震が発生し、浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

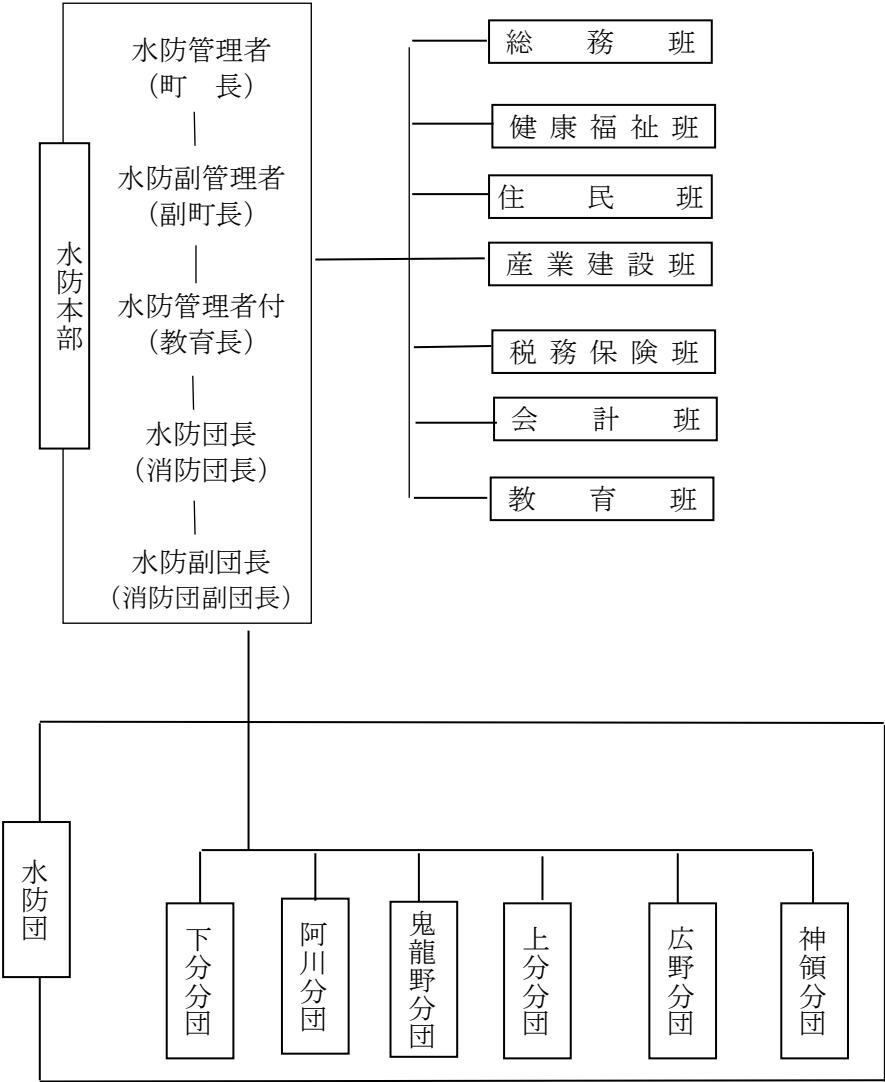
- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防団相互の協力及び応援

2 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者（町長）は、震度4以上の地震を感じたときは直ちにその管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは、すみやかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

3 神山町水防本部の組織等

(1) 組織図



(2) 事務分掌

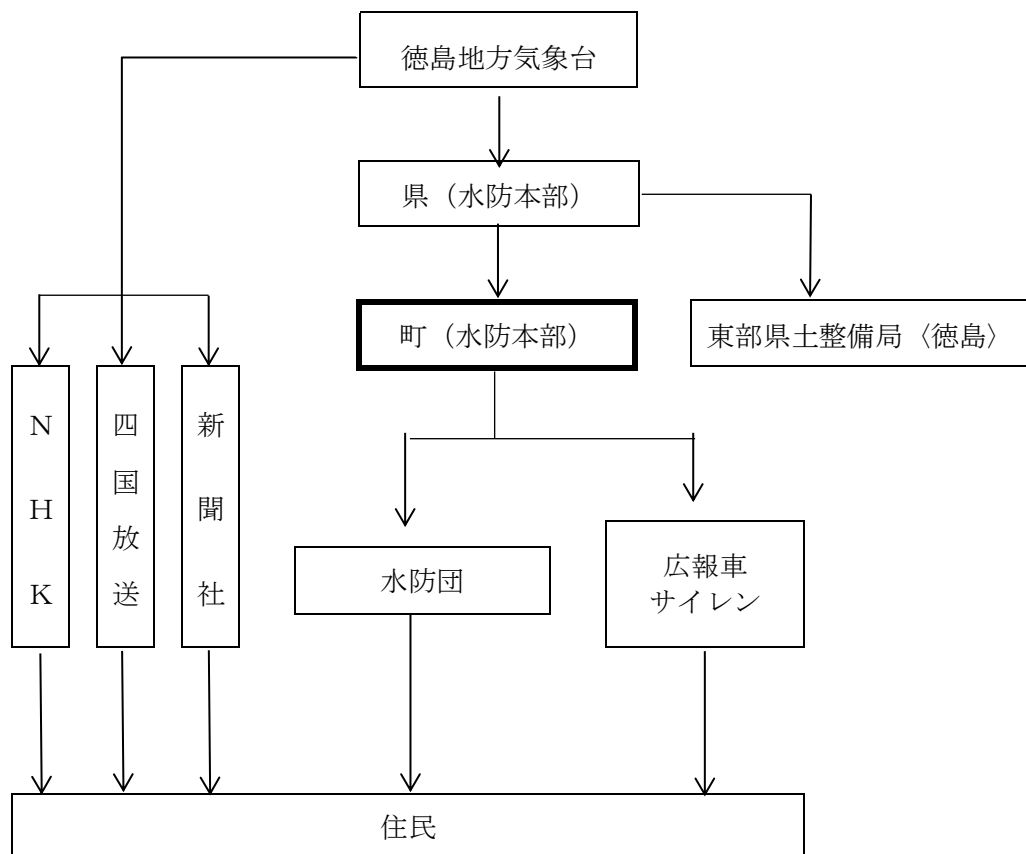
班名	班長	分掌事項
総務班	総務課長	1. 防災関係各機関の連絡調整に関する事項 2. 消防団との連絡調整に関する事項 3. 予算及び町有財産の災害に関する事項 4. 災害報告の取りまとめ及び県への報告に関する事項 5. 気象情報の収集に関する事項 6. 県及び隣接市町村との連絡調整に関する事項 7. その他の班に属しない事項 8. 気象情報の伝達に関する事項 9. 災害復旧計画に関する事項 10. 住民に対する周知伝達に関する事項 11. 応急住宅に関する事項
住民班	住民課長	1. 埋葬に関する事項 2. 災害廃棄物の処理に関する事項
健康福祉班	健康福祉課長	1. 被災者並びに被災世帯の調査に関する事項 2. 奉仕団及び労務者等に関する事項 3. 災害救助法に関する事項 4. 被災者の医療及び助産に関する事項 5. 生活必需物資の確保に関する事項 6. 主要食糧等食糧品の確保に関する事項 7. 災害地の防疫及び清掃に関する事項
産業建設班	建設課長 産業観光課長	1. 農作物及び農地・農薬用施設の災害対策に関する事項 2. 同上災害調査に関する事項 3. 林産物山林・林道及び林業用施設の災害対策に関する事項 4. 同上災害調査に関する事項 5. 災害時に於ける輸送に関する事項 6. 道路橋梁等の災害対策に関する事項 7. 道路橋梁等の災害応急復旧に関する事項 8. 河川及び地すべり地帯の災害対策に関する事項 9. 道路橋梁等公共施設の災害調査に関する事項 10. 林産物山林・林道及び林業用施設の災害対策に関する事項 11. 同上災害調査に関する事項 12. 災害地の給水及び医療機関・水道施設の災害対策に関する事項
税務保険班	税務保険課長	1. 災害に伴う町税の減免に関する事項 2. 被災建物の調査に関する事項
経理班	副収入役	1. 災害救助物資の保管出納に関する事項 2. 会計経理に関する事項
教育班	教育次長	1. 教育施設の災害対策に関する事項 2. 文化財、社会教育施設の災害対策に関する事項 3. 災害時に於ける教材教具の確保に関する事項 4. 教育施設の災害調査に関する事項

4 重要水防区域

河 川	重要水防区域				危険な場合の 出動分団	備考
	場 所	延 長	種 別	部 落 名		
鮎喰川 左 岸	上分・川又	1200m	堤防高 不足	川又・川又西	上 分 分 団	
鮎喰川 左 岸	阿野・五反地	800m	〃	五反地	広 野 分 団	
鮎喰川 右 岸	阿野・広野	400m	〃	広野	広 野 分 団	

5 伝達系統

鮎喰川において大地震による浸水のおそれがあるときは、次の系統により一般に周知するものとする。



6 水位の伝達等

(1) 水位の伝達

水防管理者（町長）は、地震による浸水の通報があったときは直ちに関係分団へ伝達するものとする。

(2) 量水標水位等

河川名	基準水位 観測所	地 先 名	位 置 (km)	水位				備考
				水防団待機	はん濫注意	避難判断	計画	
鮎喰川	寄 井	神山市字寄井	河川距離標 43	m 3.70	m 4.70	m —	m 7.20	
鮎喰川	広 野	神山市字広野	43	2.60	3.90	—	7.00	
鮎喰川	上 鮎 喰	徳 島 市	43	4.10	5.80	7.00	9.40	

7 水防活動

(1) 水防本部

水防本部は、地震に関する速報が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに活動を開始する。

(2) 水防団

① 水防団員

水防団員は、水防第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動するものとする。

② 出動分団

出動分団は、4重要水防区域の「危険な場合の出動分団」のとおりとする。

なお、被害が甚大と予想される場合は、事態に応じて出動分団以外の分団も出動させるものとする。

(3) 水防信号

水防信号は次のとおりである（徳島県規則第2号）

- ① 第1信号はん濫注意水位に達したことを知らせる。
- ② 第2信号水防団員の全員が出動すべきことを知らせる。
- ③ 第3信号町内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
- ④ 第4信号必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる。

区 分	サ イ レ ン 信 号
第1信号	
第2信号	
第3信号	
第4信号	

第5 救助活動計画

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課、建設課、消防本部）

1 消防機関（消防本部）等

(1) 基本方針

- ① 被災者の救助及び捜索は、消防機関が警察機関とともに実施するものとする。
- ② 海上における遭難者の救助（行方不明者の捜索を含む）は、町長からの要請によるものを含め徳島海上保安部が行う。

(2) 情報の収集及び伝達

- ① 消防本部は、119番通報、かけこみ通報、消防救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。
- ② 消防署長は、災害の状況を町長に報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう働きかけるものとする。

(3) 救助の対応方針

地震発生後、多発すると予想される救助・救出の要請に対して、原則として次の基準により対応するものとする。

- ① 被災者の救出及び捜索等は、消防機関（水防団）を主体とした救出班を編成し、警察機関とともに実施する。
- ② 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急救護活動を実施する。
- ③ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- ④ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- ⑤ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
- ⑥ 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- ⑦ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

(4) 救助資機材の調達

町は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。

（建設業者等…別添資料編として整理）

(5) 現場救護所の設置

町は、災害の状況によって必要と認めるときは災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行うものとする。

(6) 後方医療機関への搬送

- ① 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送するものとする。
- ② 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかの情報を早期に収集して、救護班及び救急隊に対して情報を伝達する。
- ③ 医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外の医療機関との連絡をとり、転院搬送を実施する。

(7) 応援派遣要請

町は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡

する。

(8) 応援隊の派遣

町は、神山町が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

(9) 警察、医療機関との連携

町は、被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施するときは、特に警察及び医療機関と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

2 消防団及び自主防災組織等

地震発生後に同時多発火災が発生した場合、消防機関の主力は延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救助・救急活動は期待できないため、地域における自主防災活動が重要なものとなる。

ついては、消防団及び自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を行うものとする。

第6 危険物施設の安全確保計画

主な実施機関 町（総務課、消防本部）

1 応急処置

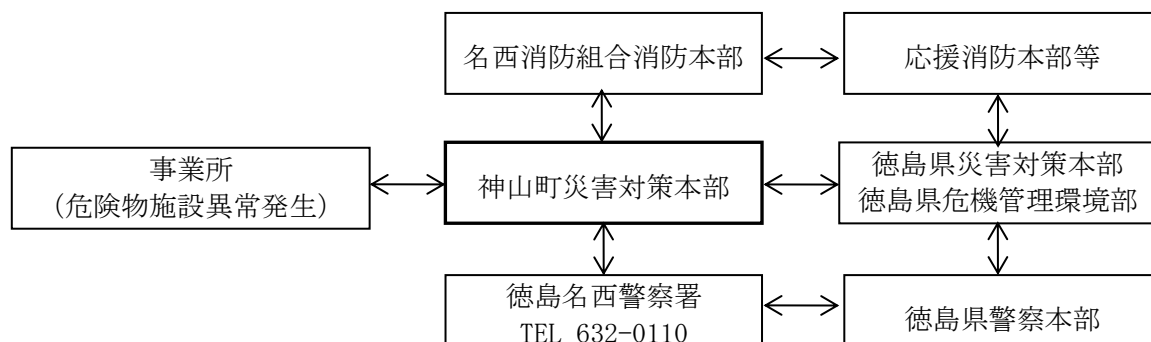
(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者

- ① 地震が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつすみやかに実施する。
- ② 必要な場合は、従業員、顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。
- ③ 被害状況等について、消防機関、警察署等防災関係機関に報告する。

(2) 町長

- ① 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の住民に対して避難、立退きの勧告指示を行う。
- ② 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況、規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。
- ③ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

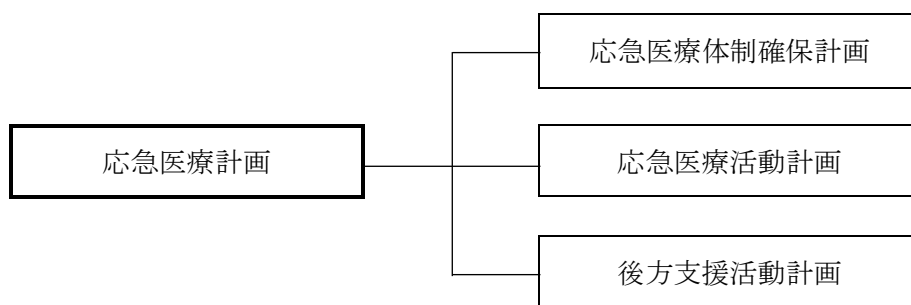
2 通報体制



第4節 応急医療計画

第1 計画の趣旨等

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災の発生等により広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期するものとする。



第2 応急医療体制確保計画

主な実施機関 町（健康福祉課）、医療関係者

1 初動体制等

(1) 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ確かな連絡及び情報交換が最も重要である。

町は、名西郡医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

(2) 初動体制の確保

- ① 医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事するものとする。
- ② 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

(3) 救護班の編成

- ① 町は、必要に応じて町内の医療機関（開業医）又は助産師の応援を得て、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成し、出動するものとする。
- ② 災害の種類及び程度によっては、名西郡医師会、名西郡歯科医師会、名西郡薬剤師会等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。
- ③ 災害の程度によっては町の能力をもってしても十分な対応ができないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。県に医療従事者の派遣を要請する場合には、必要人員、期間、派遣場所、その他必要事項について明示する。

■町内医療機関等

(単位；人)

病院名等	院長名等	職員等の構成								電話番号
		医師	看護師	准看護師	看護助手等	助産師	栄養士 (管理栄養士含む)	事務員	その他	
(医) 神山医院	河野 宗夫	2	2	6	4	0	1	3	5	677-0066
(医) 中谷医院	中谷 哲也	2	2	10	7	0	1	3	2	676-0013
(医) 佐々木医院	佐々木真人	1	3	3	3	0	1	2	5	676-0006

(4) 救護所の設置

町は、必要に応じて、学校、集会所、病院等に医療を実施するための救護所を設置するものとする。

■町で設置可能な救護所

(単位；人)

地区名	施設名	所在地	収容能力	備考
阿野地区	広野小学校体育館	阿野字広野 22 番地	200	
神領地区	神山中学校体育館	神領字西上角 175 番地 1	190	

第3 応急医療活動計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、徳島県、医療関係者

1 医療機関等

町及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

2 救護班

(1) 輸送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。

(2) 連絡要員の配置

町は、各医療救護所等に町職員を配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。

(3) 業務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- ① 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- ② 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ④ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ⑤ 助産
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 死体の検案
- ⑧ 記録及び災害対策本部への状況報告
- ⑨ その他状況に応じた処置

(4) ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

3 医薬品等の供給

- (1) 町は、関係機関において緊急輸送路を確保し、町役場及びJA名西郡神山支所倉庫に備蓄している医薬品並びに名西郡医師会の協力のもと、また、災害時コーディネーター（業務）と連携し、流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。
- (2) 輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターへ供給を要請するとともに、必要に応じて県及び日本赤十字社徳島県支部に要請して県外からの供給を受けるものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

(1) 医療及び助産の対象

- ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。

(2) 医療及び助産の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- エ 病院又は診療所等への収容
- オ 分べんの介助
- カ 分べん前及び分べん後の処置
- キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 医療及び助産の期間

- ア 医療の実施期間は、「災害発生日から14日以内とする。
- イ 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

第4 後方支援活動計画

主な実施機関 町（健康福祉課、消防本部）、徳島県、医療関係機関

1 患者受入先の確保

- (1) 医療救護班では対処できない重中等症者は、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。
- (2) 後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。
- (3) 町は、県の災害時コーディネーター（医療）の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需

情報などを収集し、救護班と消防本部を救急無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これら情報をもとに消防本部は応需可能な後方医療施設を選定する。

2 搬送体制の確保

(1) 緊急輸送路の確保

町は、重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。

(2) 傷病者の搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

(3) 搬送手段の確保

① 町は、消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。

② 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、ひつお湯に応じてヘリコプターによる空輸を消防防災ヘリコプター等を活用し行うものである。

なお、町はヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

ア 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性的患者に対しても提供することが必要である。

町は、被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等への情報提供に努めるものとする。

4 医療ボランティア

(1) 受入体制の確保

各医療関係団体は、災害発生後設置されたボランティアセンター（町社会福祉協議会内）で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアの確保に努める。

(2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

② 災害対策本部との連絡調整

③ その他必要な活動

(3) 活動内容

① 医師・看護婦

ア 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。

イ 被災地の医療機関において医療活動を行う。

ウ 後方医療施設において医療活動を行う。

② 薬剤師

ア 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。

イ J A 名西郡神山支所倉庫において医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

③ 保健婦

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

④ 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑤ その他

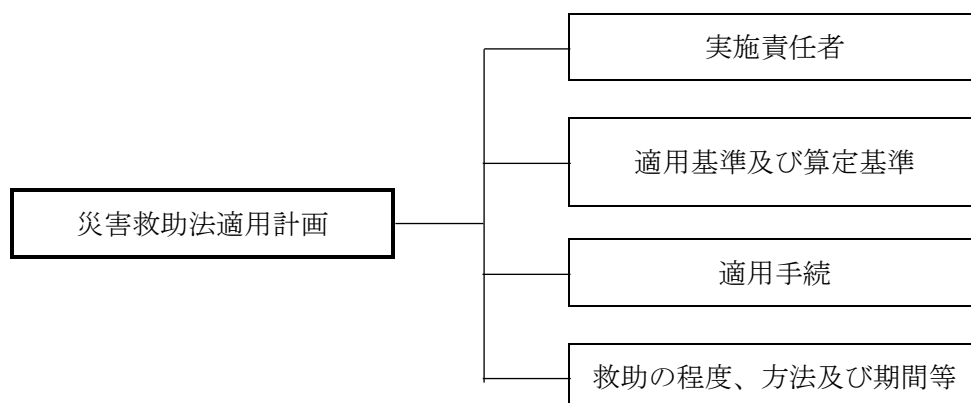
その他必要な活動を行う。

第5章 避難者支援計画

第1節 災害救助法適用計画

第1 計画の趣旨等

町内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。



第2 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、町長は、知事の委任を受けた場合、救助を実施する。

第3 適用基準及び算定基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 市町村の全壊、流出等による住家の滅失した住家滅失世帯数が次の住家滅失世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第1

市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数	該当人口
5,000 人未満	30 世帯	神山町

- (2) 住家滅失世帯が(1)の基準に達しないが、住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上で、しかも市町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第3

市 町 村 の 人 口	住家滅失世帯数	該当人口
5、000 人未満	15 世帯	神山村

- (3) 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で市町村の住家滅失世帯数が(1)及び(2)の基準に達しないが、県下の住家滅失世帯数が5、000世帯以上に達した場合で、市町村の救助に任せられないと認定したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 算定基準

住家滅失世帯数算定は、おおむね次の基準に従うものとする。

- (1) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 住家滅失世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯数で計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮しながら実状に即して決定する。

3 住家の滅失等の認定

(1) 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの

または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

(3) 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

(4) 半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

第4 適用手続

1 報告

町長は、町における災害が第3の1の適用基準の(1)又は(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

2 事務手続

災害救助法を適用するための主な手続きは、次のとおりである。

順 序	厚 生 労 働 省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況報告	報告の受理及び必要な助言、指導	市町村からの被害報告を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告以下、状況が判明次第随時報告	すみやかに被害状況を知事に報告以下、状況が判明次第随時報告	
災害救助法適用の決定	報告の受理及び必要な助言、指導必要に応じ災害対策本部を設置 国土庁、日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に報告後公示 県内各機関に連絡 (連携協力) 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用要請必要に応じ、災害対策本部を設置	
応急救助の実施	(必要に応じ) 他の都道府県知事に対して応援を指示する	救助の実施等 (必要に応じ) 他の市町村に対して救助業務の応援を指示	応急救助に当たる (県から委任を受けた救助等)	
中 間 報 告	報告の受理及び必要な助言、指導	災害救助法の適用状況報告 救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 以下、状況が判明次第随時報告	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等報告 以下、状況が判明次第随時報告	

順 序	厚 生 労 働 省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
(必要に応じ) 特別基準の申請 特別基準の申請 は、救助の種類 ごとの期間内に 行わなければならない	承認の要否及び 程度等の判断及 び必要な助言、 指導	被害が甚大等の ため、「災害救 助法による救助 の程度、方法及 び期間並びに実 費弁償」による 救助の種類ごと に、この基準に より難い特別の 事情があるとき、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	(必要に応じ) 知事に特別基準 の要請	
救助完了報告	報告の受理及び 必要な助言、指導	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ご との実施状況及 び救助費概算所 要額等を報告	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて 行った救助の種 類ごとの実施状 況及び救助費概 算所要額等を報 告	
補助金の申請等	申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	翌年度6月15日 までに、精算交付を厚生労働大臣に申請	応急救助等に基づく救助費（繰り替え支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

第5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、別添資料編の早見表のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

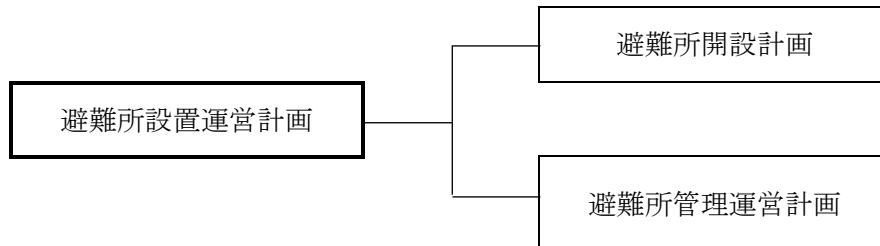
(「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表…別添資料編として整理)

第2節 避難所設置運営計画

第1 計画の趣旨等

災害によって現に被害を受け、住居を失うなど引き続き救助を要する被災者等に対しては、避難所を開設し、応急的な食糧等の配付を行うなど一時的に収容保護するものとする。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。



第2 避難所開設計画

主な実施機関 町（総務課、健康福祉課）

1 避難所の開設

町は、被害状況により避難所を開設する必要があると認めるときは、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所を開設する。さらに、高齢者等の災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(1) 設置基準

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人、通行人等）
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあっては避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
(避難所…別添資料編として整理)

(2) 設置期間

災害発生の日から7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受けるものとする。

2 避難所開設の要請等

町は、避難所として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について協力を要請するものとする。

3 避難所開設の報告

町は、避難所を開設したときは、すみやかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知するものとする。

(1) 避難開始日時

- (2) 避難所開設場所
- (3) 収容状況
- (4) 開設期間の見込み

第3 避難所管理運営計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

1 避難所の運営

(1) 避難所の管理

町は、避難所を開設したときは、避難所内の秩序を保持するため、次の措置を講ずる。

- ① 避難者に対する災害情報の伝達
- ② 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ③ 避難所に関する各種相談

(2) 避難所の実態把握

町は、避難所開設後直ちに避難所における避難者の生活環境を把握するため、次の事項等についての実態把握に努める。

- ① 水道、ガス、電気の復旧状態
- ② 仮設トイレの個数や設置場所
- ③ 避難所の清掃、室温、湿度、換気状態
- ④ プライバシーの保護
- ⑤ 男女間のニーズの違い

(3) 職員等の派遣

町は、避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

- ① 給水、給食
- ② 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- ③ 負傷者に対する応急医療
- ④ 行政相談等必要とされるその他業務

(4) 女性や子どもへの配慮

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起等、避難場所における安全性の確保など、女性や子ども、子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(5) 支給に当たっての留意事項

食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

(6) 避難所における感染症対策

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当者と保健福祉担当者が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ② 発生するおそれのある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
- ③ 「神山町避難所運営マニュアル」を参考に、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。
- ④ テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。
- ⑤ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管

理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 災害時要配慮者への対応

(1) 避難生活支援

町は、避難所に収容された高齢者、身体障害者等の災害時要配慮者に対し、次のような措置を講ずる。

- ① 高齢者、身体障害者等災害時要配慮者に向けた情報提供に十分配慮する。
- ② 災害時要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・身体障害者向け仮設住宅の設置に努める。
- ③ 災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) その他

町は、災害時要配慮者のうち必要とされる者には、社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を行うなど、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら避難生活の支援を計画的に実施する。

(参考) 避難所の業務例 (阪神・淡路大震災時)

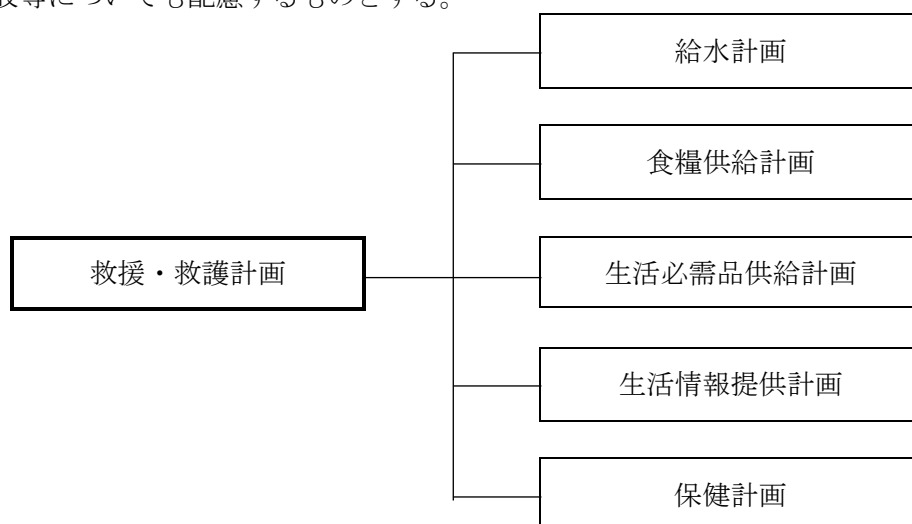
時 期	主 な 業 務 例
発災～1 カ月後	安否確認、飲料水、食糧の確保、救護所、仮設トイレ、風呂の設置、ボランティアの受入れ等
おおむね1 カ月経過後	上記に加えて避難所設置の長期化に伴うルール、自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

第3節 救援・救護計画

第1 計画の趣旨等

災害後住居の被害等による避難所の避難者等においては、生活を維持していくために必要な物資が被害を受け又は流通の混乱等により物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければならない。このため、特に、飲料水、食糧、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供するものとする。

なお、避難所においては、避難者が健康的な生活を維持していくためには、防疫、健康管理、入浴施設等についても配慮するものとする。



第2 給水計画

主な実施機関
町（産業観光課、農業委員会）

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の直接の供給は町長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けた町長がこれを行う。

また、被害が甚大で、あるいは被害が広域にわたり、町で対応できない場合は、知事がこれを行う。

2 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材はあらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、町は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

3 応急給水活動

(1) 確保目標水量

町は、被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施するものとする。

区分	地震発生からの 日数	目標数量	摘要
第1段階	地震発生～3日	3ℓ/人・日	地震発生直後の混乱期3日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間

第2段階	10日	200/人・日	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間
第3段階	21日	1000/人・日	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間
平常	28日	被災前給水量	平常給水

(2) 応急給水方法

応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

① 拠点給水方式

指定避難場所及びこれらの近隣の浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽の計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

② 運搬給水方式

地震による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応するものとする。

ア 災害救護所及び病院

イ 避難所

ウ その他災害対策本部が指定した場所

(3) 応急給水対策

① 応急給水拠点を確保、整備する。

② ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。

③ 町の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。

④ 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。

⑤ 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。

⑥ 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

(4) 水質の安全対策

① 給水拠点に設置する耐震性貯水槽等については、日ごろより定期的に水質検査を実施し、また、残留塩素を補うために必要な薬品の備蓄に努める。

② 給水車、仮設貯水槽等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。

第3 食糧供給計画

主な実施機関 町（産業観光課、農業委員会）

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、町長が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けた町長がこれらを行うものとする。

2 応急食糧の確保

(1) 必要量の調査

町は、調査班を編成して現地へ派遣し、応急食糧の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 町単独による食糧確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

① (1)による調査結果に基づき、町の備蓄食糧を放出する。（備蓄食糧については、第2編第3章第2節の被災者支援計画を参照）

② ①によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

① 町単独で食糧の確保が困難と認められる場合は、県に対して食糧の供給を要請する。

② 災害救助法が適用された場合、米穀及び乾パンについては、町単独での確保がきかない場合は、町長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。

③ これらの要請について、町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか、通信途絶などの場合には、高松食糧事務所徳島事務所の最寄りの支所長に要請を行うことができる。

ただし、事後すみやかに知事に報告するものとする。

3 応急食糧の輸送

町は、必要と認められる場合は、食糧集積地（原則として緊急輸送拠点のJA名西郡神山支所倉庫）を開設し、ここを拠点として食糧の集積、一時保管及び配送を行う。

なお、原則として食糧の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 町の備蓄食糧

町の備蓄食糧の食糧集積地までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行う。

(2) 町の調達食糧

事業者より調達する食糧は、当該事業者が食糧集積地まで直送する。（従って、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。）

なお、調達食糧の町内の配送は、原則として町が行う。

(3) 県の調達食糧

県の調達食糧の町食糧集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受取るものとする。

4 応急食糧の配付

(1) 配付対象者

町は、次の事項を勘案し、配付対象者を決定するものとする。

① 避難所に収容された者

② 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者

③ 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達が困難な者

④ 被災により一時縁故先に避難する者で、食糧品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 配付品目

町は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食糧の中から随時決定するものとする。

(3) 配付基準

① 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、町長の判断により決定し、配付を行う。

② 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

① 避難所での配付

配付食糧は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配付対象者へ配付する。

② 在宅避難者等への配付

ア 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当

該避難所からイにより食糧の配付を受けるものとする。

イ 食糧の配付を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避難所で受け取ることを原則とする。

ウ 避難所の運営責任者は、当該避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で食糧の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配付を受けることに留意する。

エ イにかかわらず、自ら避難所へ配付食糧の受取りに出来ない高齢者や身体障害者等の在宅避難者に対しては、戸主会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

(5) 炊出し

- ① 炊出しによる食糧の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- ② 炊出しは、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施するものとする。
- ③ 町長は、町内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

第4 生活必需品供給計画

主な実施機関 町（産業観光課、農業委員会）

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき物資の確保及び輸送は知事が行うものとする。

2 生活必需品の確保

(1) 必要量の調査

町は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 町単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- ① (1)による調査結果に基づき、町の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。
- ② ①によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

町単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

3 生活必需品の輸送

町は、必要と認められる場合は、第3の3の食糧集積地を生活必需品の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 町の調達物資

町が調達した物資の集配拠点までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行う。

(2) 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受取るものとする。

4 生活必需品の支給

(1) 支給対象者

災害のため、住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、生活上必要最小

限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）

(2) 支給品目

町は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から随時支給するものとする。

寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器等日用品、光熱材料

(3) 配付基準

① 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、町長の判断により支給する。

② 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

第5 生活情報提供計画

主な実施機関 町（住民課）

関係各機関は、被災者の生活向上と早期自立を図るために有意義な各種情報を積極的に提供するように努めるものとする。なお、情報媒体としては次のようなものが考えられる。

1 情報紙

さまざまな生活情報を集約して、災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊し、避難所、関係機関等に広く配布する。

2 ファクシミリ

各避難所に対し、文書情報を同時提供するために西日本電信電話株式会社、通信機器事業者等の協力を得て、生活情報等を定期的に提供する。

3 パソコン通信

パソコンネットワークサービス、インターネットプロバイダー等の協力を得て、災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設けるとともに、関係機関は各種情報のアップロード等に努める。

4 コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

第6 保健計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

1 健康管理

町は、被災者に対し次のような保健対策を実施し、被災に伴う健康障害等の予防に努めるものとする。

(1) 健康診断

町は、被災者に対し、避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

(2) 巡回保健相談

避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため、保健婦による巡回健康相談や、家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、健康相談、健康教育等の巡回サービスを実施する。

(3) 予防接種

避難所等においてインフルエンザ等の流行予防と、り患、重症合併症の併発等を予防するため、予防接種を実施する。

(4) 被災者のこころのケア

県、医療機関等と密接な連携を行い、被災者等のこころのケアに努める。

(5) 災害時コーディネーター（保健衛生）との連携

県が配置する災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所等の状況を的確に把握し、保健活動の円滑な実施に努める。

2 防疫

(1) 防疫活動

町は、知事の指示その他必要に応じ防疫活動班を編成し、保健所職員の協力を得ながら、被災地において次の防疫活動を実施する。

① 情報収集

防疫活動班は、被災地、避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署、消防署等との情報交換や住民からの要望等により防疫活動に必要な情報を収集する。

② 消毒方法

感染症予防法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、消毒方法を被災家屋及びその周辺地域に対し、クレゾール及びゾール剤の配布及び消毒を実施する。

③ ねずみ族・こん虫等の駆除

感染症予防法第 28 条第 2 項の規定により知事が定めた地域内で知事の命令に基づき、汚物堆積地帯その他に対し、殺そ、殺虫剤の散布によるねずみ族・こん虫等の駆除を実施する。

④ 家用水の供給

感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、家用水の供給を行う。

⑤ 患者等に対する措置

被災地域において 1. 2 類感染症の患者及び新感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送するものとする。

なお、感染指定医療機関に収容することが困難な場合には、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

⑥ 避難所の防疫措置

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については特に滅菌して使用する。

⑦ 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

(2) 防疫活動に必要な携行資材

① 噴霧器

② 消毒薬品

③ こん虫駆除薬剤

④ 検便資材等

⑤ その他必要に応じ防疫薬品資材を一般販売店から緊急調達
(防疫用資機材…別添資料編として整理)

(3) 保健広報活動

町は、災害発生地域や避難所において、広報紙、広報車等を活用して、災害時の伝染病や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

(4) 報告

町長は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、

次の事項について災害防疫実施要綱（厚生省策定）により徳島保健所を經由して知事に報告するものとする。

- ① 被害の状況
- ② 防疫活動の状況
- ③ 災害防疫所要見込経費
- ④ その他

3 食品衛生監視

町は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

4 栄養指導等

町は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

- (1) 炊出し、給食施設の管理指導
- (2) 患者給食に対する指導
- (3) その他栄養補給に関する指導等

5 入浴施設の確保

町は、被害が甚大で、特に上水道等の復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

- (1) 町営施設の利用
町の温泉センター、ホテル浴場の再開に努め、その再開状況について広報等により避難者等に周知する。
- (2) 仮設入浴施設の設置
入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。
- (3) 自衛隊による支援
利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。
- (4) その他施設の利用
ゴルフ場等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用を検討する。

第4節 ボランティア活動受入計画

第1 計画の趣旨等

地震により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測される。このため、町は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援するものとする。

第2 ボランティア活動受入計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、神山町社会福祉協議会

1 ボランティア団体等の受入

町及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護婦、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

① 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア。

② 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア。

③ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

2 災害発生直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについての情報提供を行う。

3 ボランティアセンターの設置

(1) 設置

町は、被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、神山町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

(2) 運営

ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

① ボランティアニーズの把握と情報提供

② 一般ボランティアの受入及び受付

③ 専門職ボランティアに対する活動要請

- ④ ボランティア活動の調整及び決定
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 在宅要配慮者のデータの作成及び提供
- ⑧ その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

4 ボランティア団体等の活動

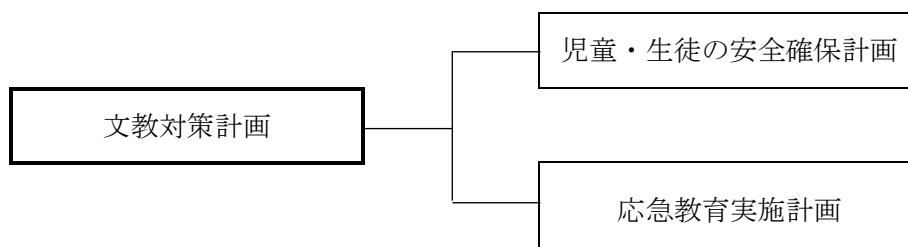
ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

第5節 文教対策計画

第1 計画の趣旨等

地震災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、町教育委員会並びに各学校（小・中学校）及び幼稚園は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら幼児・児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施するものとする。



第2 幼児児童・生徒の安全確保計画

主な実施機関 町（教育委員会）、各学校

1 情報等の収集・伝達

- (1) 町教育委員会は、地震災害が発生したときは、学校長に対し、被害状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
- (3) 学校長は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

2 児童・生徒の登校時間内の緊急措置

(1) 避難等の指示

学校長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内では児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(3) 校内保護

学校長及び園長は、災害の状況により、幼児・児童・生徒を下校させることが危険であると認めるときは、児童・生徒を校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 保健衛生対策

学校長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(5) 臨時休校・休園の措置

学校長は、災害の状況に応じ、臨時休校等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(6) 学校長不在時の対応

地震発生時に学校長が不在の時は、教頭若しくは学校長があらかじめ指定する教職員が学校長の代行としてその職務を行い、学校長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

3 幼児児童・生徒の登校時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

学校長並びに非常参集した教職員は、地震発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

(2) 臨時休校・休園の措置

学校長は、災害の状況に応じ、臨時休校等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(3) 学校長不在時の対応

地震発生時に学校長が不在の時は、在校している最上格の教員が学校長の代行としてその職務を行い、学校長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

第3 応急教育実施計画

主な実施機関 町（教育委員会）、各学校、幼稚園

1 教育施設の確保等

(1) 教育委員会及び学校長は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

① 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校においてすみやかに応急修理を実施し、授業を行

う。

- ② 施設の被害が相当に甚大な場合
残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。
- ③ 施設の使用が全面的に不可能な場合
近隣の安全な学校や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。
- (2) 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童・生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。
特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた幼児児童生徒に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。
- (3) 学校長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。
- (4) 災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、県教委からの指導主事の派遣を受けるほか、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。
また、それぞれの教科に応じた指導主事により教科指導にあたらせるものとする。

2 学校が避難所となる場合の措置

- (1) 避難所の開設は、町の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長の判断により開設することができる。
- (2) 避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。
- (3) 教育委員会及び学校長は、避難所が設置されている間は、避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることを考慮し、早期の授業再開に努めるものとする。
- (4) 教育委員会及び学校長は、避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

3 学校給食対策

- (1) 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。
- (2) 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。
- (3) 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。
- (4) 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

4 学用品の調達及び支給

(1) 調達及び支給の方法

① 教科書

ア 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は町内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

イ アによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

② 学用品

ア 災害救助法の適用を受けた場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童・生徒へ町を通じて支給する。

(イ) 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。

(ウ) 知事が職権を町長、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

イ その他の場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、町において調達の上、支給するものとする。

(イ) (ア)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

(2) 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

(3) 支給品目

① 教科書

教科書、教材

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

③ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 支給期間

災害の発生時から教科書は1カ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

(5) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

5 就学援助費の支給等

(1) 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

(2) 就学援助費の支給

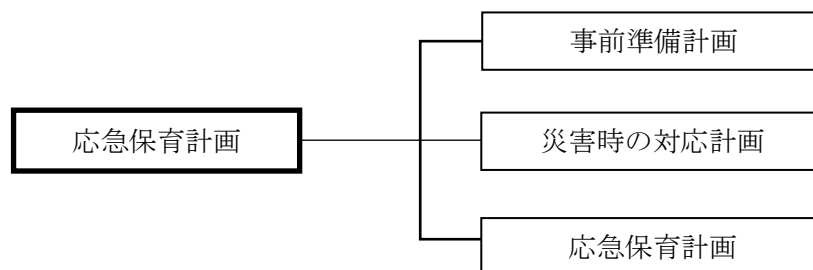
① 対象となる児童・生徒に対して、すみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

② すでに準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、すみやかに就学援助費を再支給する。

第6節 応急保育計画

第1 計画の趣旨等

災害時における保育児童の安全を図るため応急対策について万全を期するものとする。



第2 事前準備計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、各保育所

- (1) 保育所長は、保育所の立地条件を考慮した上、災害時の応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- (2) 保育所長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておくものとする。
 - ① 児童の避難訓練を実施するほか、町が行う防災訓練に職員、児童等も参加、協力する。
 - ② 警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。
 - ③ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想される。このため残留児童の保護について対策を講じておく。

第3 災害時の対応計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、各保育所

- (1) 保育所長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- (2) 保育所長は、災害の規模、児童・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、健康福祉課（町に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育所の管理等万全な措置を講ずる。
- (3) 保育所長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

第4 応急保育計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、各保育所

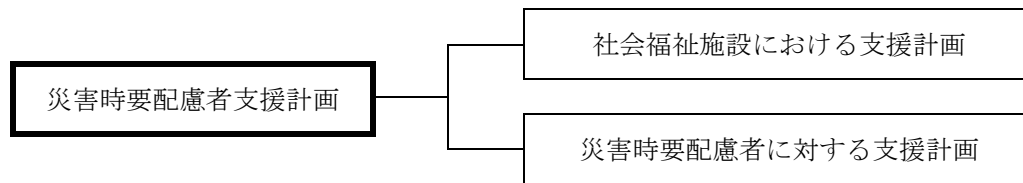
- (1) 保育所長は、職員を掌握して保育所の整備を行い、園児被災状況を調査し、健康福祉課と連絡し、復旧態勢に努める。
- (2) 健康福祉課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長はその指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない児童については、地域ごとに実情を把握する。

- (4) 避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できない時は、健康福祉課と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- (5) 保育所長は、災害の推移を把握し、健康福祉課と緊密な連絡の上、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第7節 災害時要配慮者支援計画

第1 計画の趣旨等

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、養育にかかる児童、病人、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要配慮者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において災害時要配慮者の実状に応じた配慮を行うものとする。



第2 社会福祉施設における支援計画

主な実施機関
町（健康福祉課）、社会福祉施設

1 救助及び避難誘導

- (1) 施設管理者は、入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導するとともに、必要な場合は、町に支援を要請するものとする。
- (2) 町は、施設管理者からの要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し、必要と認めるときは近隣市町村に応援を要請するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等にも協力を要請するものとする。

2 搬送及び受入先の確保

- (1) 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要な場合は、町に支援を要請するものとする。
- (2) 町は、施設管理者からの要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保するものとする。

3 飲料水等の確保

- (1) 施設管理者は、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資についての必要数量を把握し、必要な場合は、その提供について町に支援を要請するものとする。
- (2) 町は、施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資の調達及び配付を行う。

4 ライフラインの優先復旧

町は、社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請するものとする。

5 巡回保健サービスの実施

町は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

第3 災害時要配慮者に対する支援計画

主な実施機関
町（健康福祉課）

1 在宅災害時要配慮者に係る支援対策

(1) 安否確認

町は、民生委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、在宅災害時要配慮者の安否確認を行うものとする。

(2) 搬送及び受入体制の確保

ア 町は、災害により負傷した災害時要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は避難所等を確保するものとする。

イ 町は、災害時要配慮者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保するものとする。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

(3) 飲料水等の確保等

町は、災害時要配慮者に配慮した、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付を行うものとする。

なお、配付を行うに際しては、配付場所や配付時間を別に設けるなど災害時要配慮者に配慮した方法をとるものとする。

(4) 巡回保健サービスの実施

町は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、避難所又は仮設住宅等で生活する災害時要配慮者に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

2 障害者及び高齢者に係る支援対策

(1) 町は県と連携して、被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努める。

(2) 町は県と連携して、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。

(3) 町は県と連携して、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

3 児童に係る支援対策

(1) 町は県と連携して、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。

(2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施するものとする。

(3) 町は県等と連携して、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する支援対策

(1) 町は県と連携して、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

(2) 町は県と連携して、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

(3) 町は県と連携して、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

5 災害時コーディネーター（介護福祉）との連携

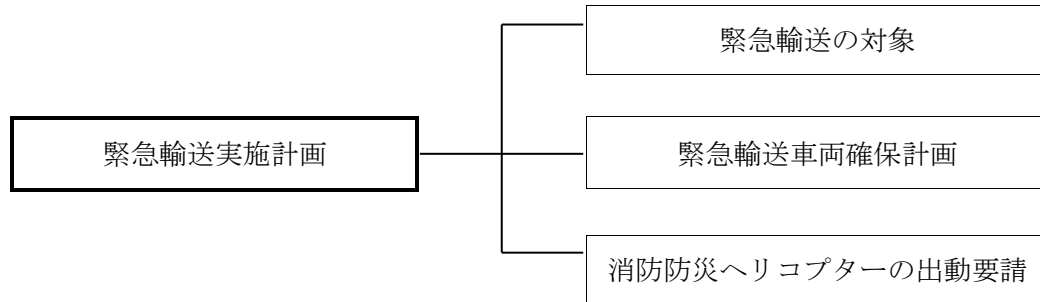
県が設置する災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する災害時要配慮者、避難所等の状況を的確に把握し、介護士等の活動が円滑に実施されるよう努める。

第6章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送実施計画

第1 計画の趣旨等

地震災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ的確に行うものとする。



第2 緊急輸送の対象

町及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- 1 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員及び資機材
- 2 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- 3 医薬品、医療用資機材
- 4 飲料水、食糧、生活必需品等の救護物資
- 5 災害対策要員
- 6 応急復旧用資機材
- 7 その他必要と認められるもの

第3 緊急輸送車両確保計画

主な実施機関
町（総務課、税務保険課）

1 緊急輸送車両の使用申請

- (1) 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、町有車両は税務保険課において集中管理するものとする。
- (2) 町の各課等は、町有車両を緊急輸送に使用する場合は、税務保険課に対し、次の事項を明らかにして緊急輸送車両の使用を申請するものとする。
 - ① 使用目的
 - ② 車種
 - ③ 使用期間
 - ④ 希望する受渡しの日時及び場所
(町有車両…別添資料編として整理)

2 緊急輸送車両の調達

町は、町有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請するものとする。

- (1) 乗用車
- (2) 乗合自動車
- (3) 貨物自動車
- (4) 船舶
- (5) 航空機等

3 緊急輸送車両の配車

- (1) 配車計画書の作成
町は、町有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。
- (2) 各課等への配車
町は、(1)の配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

4 緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。

ついては、町は、災害が発生した場合に使用する予定のある町有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

5 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、町は、4により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない町有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

第4 消防防災ヘリコプターの出動要請

主な実施機関 町（総務課）

町は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

第5 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

主な実施機関 町（総務課）

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

■緊急通行車両事前届出済証（参考）

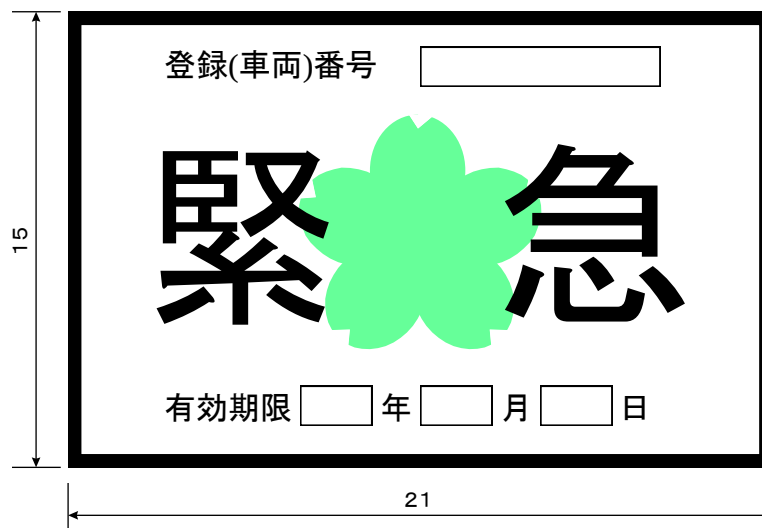
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 （電話） 氏 名		第号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 徳島県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

■緊急通行車両確認証明書（参考）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
徳島県知事 印 徳島県公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては輸送 人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

■緊急通行車両標章（参考）

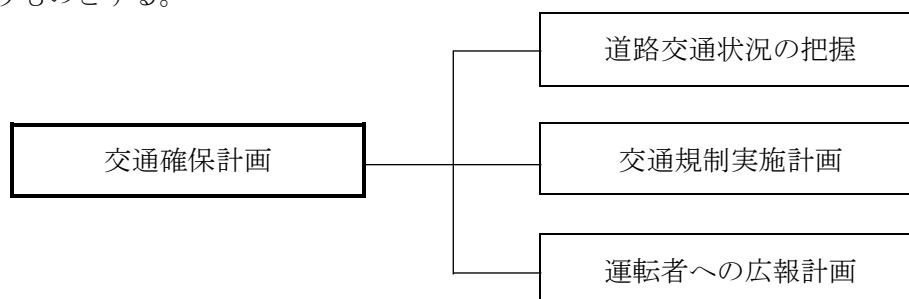


- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 交通確保計画

第1 計画の趣旨等

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行うものとする。



第2 道路交通状況の把握

主な実施機関 町（総務課、建設課）

町は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、徳島名西警察署、徳島県東部県土整備局、四国地方整備局等の行政機関はもとより、四国電力株式会社等電気事業者や西日本電信電話株式会社等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

第3 交通規制実施計画

主な実施機関 町（総務課、住民課、建設課、消防本部）、徳島名西警察署

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
交 通 規 制	道路管理者 （国 県 市町村）	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警察 （公安委員会 警察署長 警察官）	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。
措 置 命 令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

2 交通規制の実施

町は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、大規模な地震災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県、四国地方建設局等の道路管理者と協議の上、徳島名西警察署に対し交通規制の実施を要請するものとする。

3 交通規制の通知

町は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ徳島名西警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知するものとする。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後すみやかに通知するものとする。

4 交通規制の周知

町は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通の混乱防止措置を講ずるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知徹底を図るものとする。

第4 運転者への広報計画

主な実施機関 町（総務課、住民課）、徳島名西警察署

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、広報車等により次の事項の周知徹底を図るものとする。

運転者のとるべき措置

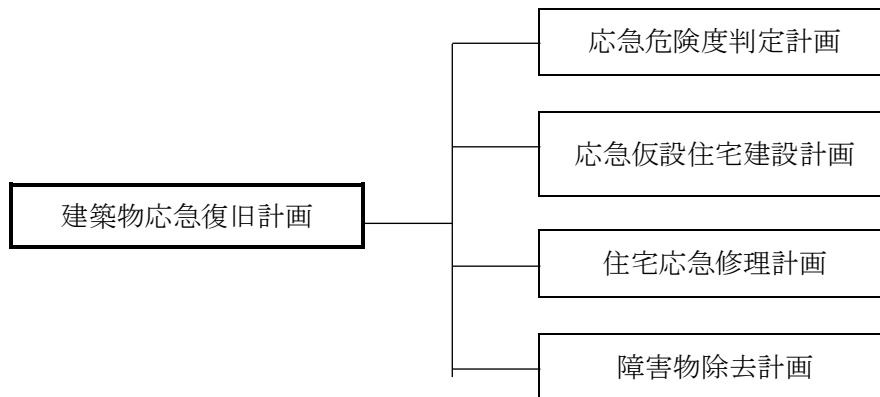
- 1 家族との連絡・避難等には車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、すみやかに駐車場、公園空き地等の道路外に車両を移動させる。
なお、道路外に車両を移動させることができない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 停車後は、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報及周囲の状況に応じて行動する。
- 4 緊急輸送路上の車両の運転者は、すみやかに直近の迂回路等の緊急輸送路外の道路又は路外に車両を移動する。
- 5 やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、次の鉄則を守る。
 - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 貴重品を車内に残さない。

第7章 応急復旧計画

第1節 建築物応急復旧計画

第1 計画の趣旨等

災害のため、住居を滅失又は破損した被害者で、自らの資力では住宅の確保ができない者又は応急修理ができない者等に対し、迅速に住居を提供し被災者の生活を安定させる必要がある。



第2 応急危険度判定計画

主な実施機関
町（建設課）、徳島県

1 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合、倒壊にいたらなかった建築物についても、その後の余震によって建築物の倒壊、部材の落下などにより、住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

被災建築物応急危険度判定とは、こうした危険を回避するための緊急措置として、被災直後の建築物の被害状況を調査し、余震等による危険性を判定・表示し、被災者の自宅復帰と安全の確保を図る制度である。

2 応急危険度判定の実施

(1) 実施の決定等

町は、地震発生後の建築物の被害程度の状況を把握し、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めたときは応急危険度判定の実施を決定するものとする。

なお、応急危険度判定の実施に際しては、被災状況により判定実施区域を決定し、必要人員を算定し、町に登録されている応急危険度判定士及び町職員のみでは判定活動に必要な人員が確保できない場合は、県に対して支援を要請するものとする。

(2) 判定作業の準備

町は、判定作業を円滑に実施するため、事前に次のものを準備する。

- ① 判定実施区域及び区域分担を示した地図
- ② 所属チームを明らかにした判定士名簿
- ③ 判定ステッカー、調査票（県に備蓄）
- ④ ヘルメットシール、腕章（県に備蓄）
- ⑤ ヘルメット、クラックスケール、下げ振り等の機材

(3) 判定作業の広報

町は、広報車や広報誌等により、あるいはラジオ、テレビ等を活用し、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4) 判定の実施

被害建物の外部からの目視検査等により、建築物、落下危険物、転倒危険物等の危険性を調査し、「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき、建築物の安全性について、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階の判定を行う。

3 判定の効果

町からの災害情報の提供にとどまるものであり、建築物の使用制限を課するものではない。

第3 応急仮設住宅建設計画

主な実施機関 町（建設課）、徳島県

町は、災害により住宅を滅失した世帯に対し、応急仮設住宅を建設するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、県が行う。

1 建設用地等

(1) 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害の状況により次のうちから選定する。

- ① 被災者所有の土地
- ② 被災者の親類、知人等から提供された土地
- ③ 国、県、市町村等公共機関の所有地で、住宅建設に適当な土地
- ④ その他の土地

(2) 収容対象者

収容対象者は、次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯で、現に居住する住宅がない世帯
- ② 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

2 建設資材

住宅の建設のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、町がその確保について斡旋を行うものとする。

3 野外収容施設

町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な収容施設があっても被害者の全員を収容できないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

4 公営住宅等の確保

町は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、町営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、県営住宅の空き住宅への優先入居等を県に要請するものとする。

第4 住宅応急修理計画

主な実施機関 町（建設課）

町は、災害により住宅を破損した世帯に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、県の委任を受けて町が行う。

1 対象住宅

修理の対象となる住宅は、災害により住宅が半壊又は半焼し、その居住者が現に日常生活を営むことができない状態にある住宅で、自らの資力では応急修理することができない住宅とする。

2 修理箇所

応急修理を実施する箇所は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分とする。

3 修理資材

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、町がその確保について斡旋を行うものとする。

第5 障害物除去計画

主な実施機関 町（建設課）

町は、災害により土石、竹木、土砂等の障害物が、住宅又はその周辺の日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた世帯に対し、その障害物を除去するものとする。

また、町は、応急措置を実施するため障害となる工作物を除去するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、県の委任を受けて町が行う。

1 対象世帯

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分及び玄関等に障害物が運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない世帯で、自らの資力では障害物を除去できない世帯とする。

2 障害物の集積場所

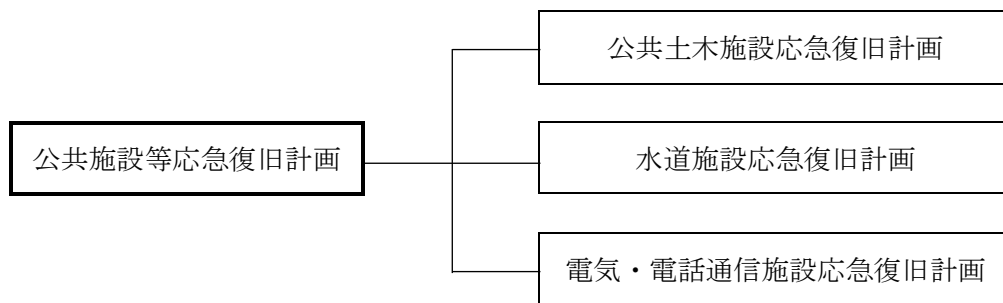
一時的な障害物の集積場所は、町の所有地で交通及び住民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借り上げて集積場所とする。

第2節 公共施設等応急復旧計画

第1 計画の趣旨等

道路、河川等の公共土木施設は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。これらの施設が地震により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、地震発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。



第2 公共土木施設応急復旧計画

主な実施機関
町（建設課）、徳島県、四国地方整備局

1 道路施設

(1) 基本方針

- ① 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- ② 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ③ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 情報収集

町は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

(3) 応急復旧活動

① 応急対策

ア 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

イ 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

② 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を重点路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

路 線 名	区 域	延 長	幅 員	摘 要
焼 山 寺 線	起点から終点まで	6.527km	2.5m	
喜 来 谷 線	起点から終点まで	1.482km	3.5m	
大 地 谷 線	起点から終点まで	3.878km	3.5m	
二ノ宮焼山寺線	起点から終点まで	8.058km	4.5m	
中 津 本 名 線	起点から終点まで	9.359km	3.5m	
折 木 線	起点から終点まで	4.052km	3.5m	
中 内 線	起点から終点まで	2.161km	3.5m	
馬喰草行者野線	起点から終点まで	3.078km	3.5m	
元 山 線	起点から終点まで	1.515km	3.5m	
下 分 北 岸 線	起点から終点まで	3.452km	3.5m	

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

2 河川施設

(1) 基本方針

地震により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

(2) 応急対策

- ① 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。
- ② 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を経由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

第3 水道施設応急復旧計画

主な実施機関 町（建設課）

1 復旧方針

- (1) 取水、浄水及び配水のための各施設の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

2 応急対策

- (1) 復旧用資機材の確保
復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において町の環境課が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は町の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。
(町の水道工事指定業者…別添資料編として整理)
- (2) 施設の点検
地震発生後、すみやかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。
 - ① 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
 - ② 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
 - ③ 次の管路については、優先的に点検する。
 - ア 主要管路
 - イ 給水拠点までの管路
 - ウ 道路等公共土木施設を占用している管路
 - エ 医療施設等重要施設までの管路
- (3) 応急措置
復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。
 - ① 取水、浄水、配水施設
施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。
 - ② 管路
漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。
 - ③ 給水装置
倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

- (1) 取水施設
取水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。
- (2) 浄水施設
浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。
- (3) 管路
管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。
なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。
 - ① 送・配水管の優先順位
 - ア 第1次重要管路
送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。
 - イ 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

② 給水装置の復旧

ア 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

イ 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、イの申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第4 電気・電話通信施設応急復旧計画

主な実施機関

町（総務課）、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ四国

1 情報の伝達・広報

町は、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社並びに西日本電信電話株式会社の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社並びに西日本電信電話株式会社に伝達するものとする。

また、町は、電気・電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知するものとする。

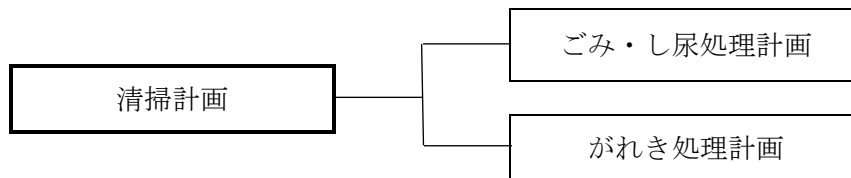
2 応援の実施

町は、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社並びに西日本電信電話株式会社から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、町の行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をするものとする。

第3節 清掃計画

第1 計画の趣旨等

地震の発生により、道路の損壊や障害物等により一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。ついでに、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する必要がある。



第2 ごみ・し尿処理計画

主な実施機関
町（住民課）

1 ごみ処理

(1) 情報収集

- ① 町は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。
- ② 町は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

(2) ごみ処理計画の策定

町は、災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら次の量を目安として推定する。

① 一般廃棄物

- ア 災害発生直後～半月平常時の 85%
- イ 災害発生後半月～1ヶ月半平常時の 105%
- ウ 災害発生後1ヶ月半以降平常時と同じ

② 災害廃棄物

- ア 全壊家屋1棟当たり
 - (ア) 木造 62 t (34m³)
 - (イ) 非木造 124 t (49m³)
- イ 半壊家屋1棟当たり
 - (ア) 木造 37 t (20m³)
 - (イ) 非木造 74 t (29m³)
- ウ 落下物等1件当たり 1 t (0.5m³)

(3) 分別収集

町は、廃棄物処理計画の策定にあたっては、ごみの適正な処分を行うため、極力分別・再利用に留意し、最終処分量の削減に努めるものとする。

(4) 住民への広報

町は、住民に対して、廃棄物処理計画の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかけるなど、ごみ対策に関する広報に努めるものとする。

(5) 処理方法

① 一般廃棄物

町は、災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収

集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積するものとする。

ア 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

イ 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要な場合は周辺環境に配慮しながら仮置場に集積するものとする。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

② 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から漸次処分する。

(6) 応援要請

町は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、ごみの処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

2 し尿処理

(1) 情報収集

① 町は、浄化槽の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

② 町は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

(2) 住民への広報

町は、必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

(3) 処理方法

① 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

② 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

③ 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

(4) 応援要請

町は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、し尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

3 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、町が収集・処理するものとする。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

第3 がれき処理計画

主な実施機関 町（住民課）

1 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、町が行うも

のとする。

2 情報収集

町は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

3 処理方法

(1) 仮置場の確保

町は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

吹き付けの石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない町所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

(2) 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

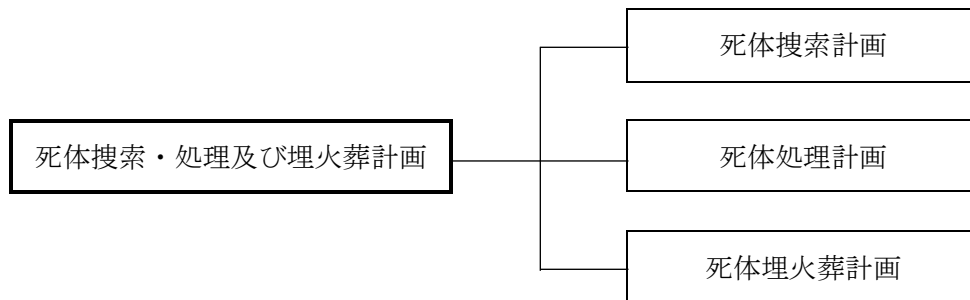
4 応援要請

町は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

第4節 死体搜索・処理及び埋葬計画

第1 計画の趣旨等

大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は災害によりすでに死亡している者の死体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として埋葬又は火葬を行う必要がある。



第2 死体搜索計画

主な実施機関
町（健康福祉課、消防本部）、徳島名西警察署、徳島海上保安部

1 実施責任者

死体の搜索は、町長が実施するものとする。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 対象者

死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

3 搜索方法

- (1) 町は、災害発生時に死亡していると推定される行方不明者があるときは、すみやかに必要な人員及び機械器具等を確保し、搜索にあたるものとする。
- (2) 町は、死体の搜索にあたっては、警察、海上保安庁及び消防機関と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団、自衛隊、自主防災組織や住民等の協力を得て実施するものとする。
- (3) 死体搜索中に死体を発見した者は、直ちに所轄の警察署に連絡するものとする。

4 応援要請

町は、災害の状況により必要があると認められるとき、又は死体が流失等により他の市町村にあると認められるときなどにあっては、県又は近隣市町村若しくは海上保安庁又は死体の漂着が予想される市町村に対し、応援を要請するものとする。

5 災害救助法適用時の基準

(1) 搜索期間

死体搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も死体搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）

- ④ その他（期間の延長をすることによって捜索される死体の数等）
- (2) 費用の範囲
捜索のために使用する機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費、人夫費とし、その額は通常の実費とする。

第3 死体処理計画

主な実施機関 町（健康福祉課）、徳島名西警察署

1 実施責任者

死体の処理は、町長が実施するものとする。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため死体の処理を行うことができない場合に処理する。

3 処理方法

(1) 町の措置

町は、死体を発見したときは、直ちに徳島名西警察署に連絡し、その場で警察官の検視（見分）を得たのち、次の方法により処理するものとする。

ア 検案

死体については、すみやかに医師に依頼して検案を実施する。
（検案…死体についての死因その他についての医学的検査を行うこと。）

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

災害に伴う混乱により、遺族が死体の処理を行うことができない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

ウ 死体の一時保存

身元が判明している死体は遺族に引き渡すが、身元が判明しない死体については、埋火葬等の処理をするまで一時保存を行う。

死体が多い時は、指定保存場所を町民体育館等とする。

保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を調達し、遺体の腐乱を避ける。

(2) 警察官の措置

警察官は、死体を発見し又は発見の届出を受けたときは、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

ア 身元の明らかな死体については、検視をして、所持金品等とともに死体を遺族に引き渡す。

イ 身元の明らかなでない死体については、検視をして、所持金品等とともに死体を町に引き渡す。

4 災害救助法適用時の基準

(1) 処理期間

遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も死体処理を行う必要がある場合は、処理期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって取扱いを要する死体の数等）

(2) 費用の範囲

- ① 死体の洗浄、縫合、消毒の措置
- ② 死体の一時保存
- ③ 死体の検案

第4 死体埋火葬計画

主な実施機関 町（住民課）

1 実施責任者

死体の埋火葬は、町長が実施するものとする。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため埋火葬を行うことができない場合などに応急的な措置として土葬又は火葬に付する。

3 埋火葬の方法

- (1) 埋火葬は、原則として死体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。
- (2) 事故死等による死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋火葬する。
- (3) 埋火葬は、「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。
 - ①火葬業務の委託先 徳島行道株式会社（徳島西葬斎場）
- (4) 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し、遺族等からの申し出により引き渡す。

4 身元不明死体の取扱

- (1) 身元不明死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、埋火葬する。
- (2) 被害地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない死体は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

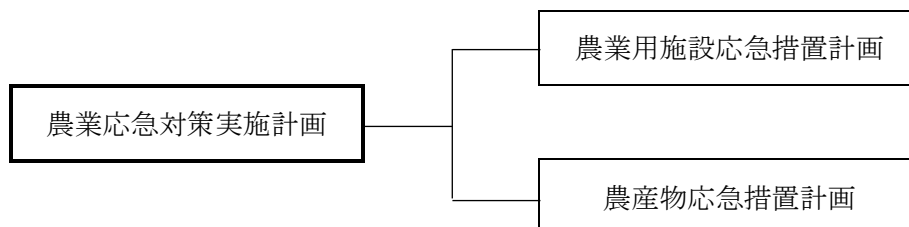
5 災害救助法適用時の基準

- (1) 埋火葬の期間
 - 埋火葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 - ただし、11日目以降も埋火葬を行う必要がある場合は、埋火葬期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。
 - ① 延長の期間
 - ② 期間の延長を必要とする地域
 - ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
 - ④ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される死体の数等）
- (2) 費用の範囲
 - ① 棺（付属品を含む）
 - ② 骨つば及び骨箱
 - ③ 埋葬又は火葬（人夫及び輸送に要する経費を含む）
（埋火葬にあたっての供花代、読経代等は含まない。）

第5節 農業応急対策実施計画

第1 計画の趣旨等

農業用水利施設については、洪水・湛水等の災害を防止し、応急対策活動を実施するにあたっての緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本町における農業生産の占める重要性を考慮して、人心の安定を図るため、農産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる必要がある。



第2 農業用施設応急措置計画

主な実施機関
町（産業観光課、農業委員会）、東部農林水産局〈徳島〉

町は、農業団体の協力を得て、次により農業用施設の応急措置を実施するものとする。

1 頭首工等

頭首工の余水吐、土砂吐や水路の余水吐等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険があるときは、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

2 用排水路

用排水路については、崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し、水路の決壊防止に努める。

なお、施設に損壊を認めた場合は、通常の水通に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

3 工事中の施設

工作物築造中の現場については、仮締切の点検補修を実施するとともに、建設機械・機材等の管理收拾を行うなど洪水に対する所要の措置を講ずる。

4 農業用ため池

水利組合等の農業用ため池管理者は、震度4の場合は、堤高15m以上の防災重点ため池を、震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池の緊急点検を実施し、その結果を町に報告する。

第3 農産物応急措置計画

主な実施機関
町（産業観光課、農業委員会）、東部農林水産局〈徳島〉、名西郡農業協同組合

町は、町内における農産物の基幹作物について必要と認める場合には、名西郡農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

1 種子等の確保

作物によっては播種等の時期を失すると収穫に壊滅的打撃を受けるなどのため、必要と認め

る場合は国、県に応援を要請するとともに、町内外の非被災農家及び種苗業者等に協力を依頼し、名西郡農業協同組合等農業団体を通じて種子等の収集及び配付を行う。

2 病害虫の駆除

病害虫の異常発生又はまん延の可能性があるとする場合は、農作物の被害を防止するため、名西郡農業協同組合等農業団体と一体となって防除活動を行う。

第 6 節 動物救済計画

り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県が設置する動物救援本部と連携して取り組むものとする。

主な実施機関 町（住民課）、県（安全衛生課、動物愛護管理センター）、保健所、 動物愛護団体

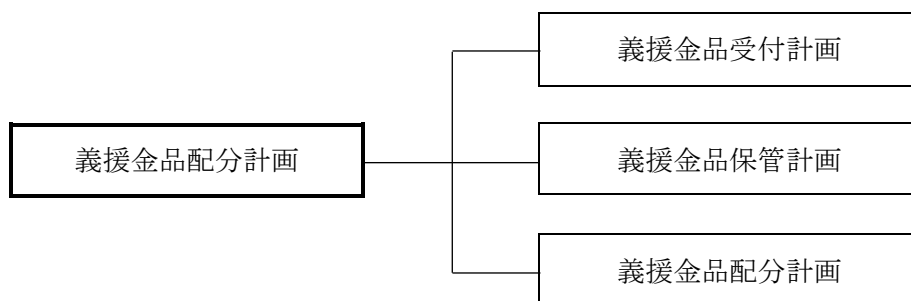
第 1 実施方法

- 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

第7節 義援金品配分計画

第1 計画の趣旨等

住民、他自治体等からの県、町、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品については、受付、保管、配分を確実、迅速に行う必要がある。



第2 義援物資の取扱に関する広報

町は、必要に応じ、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資及び受け入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第3 義援金品受付計画

主な実施機関
町（出納室）

1 受付窓口の開設

- (1) 町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金品を受付ける。
- (2) 町は、金融機関に普通預貯金の口座を開設し、振込による義援金を受付ける。

2 受領書の発行

- (1) 町は、受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。
- (2) 1の(2)の口座への振込による義援金については、振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

3 その他

- (1) 配分先等を指定された義援金
寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受付けた場合は、寄託者の意向にそった処理を行う。
- (2) 報告
広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、町の義援金品の受付状況について委員会に報告するものとする。

第4 義援金品保管計画

主な実施機関
町（出納室）

1 義援金

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、第2の1の(2)の義援金受付口座に預金保管する。

2 義援品

直接受領した義援品及び県等から送付された義援品については、第3編第4章第2節の第4緊急輸送拠点確保計画により開設された緊急輸送拠点に保管する。

第5 義援金品配分計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

1 義援金配分委員会の設置

災害が発生し義援金が町に寄託された場合は、町義援金品配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害の発生時等で、県に義援金配分委員会等が設置された場合は、県の配分計画を考慮するものとする。

- (1) 配分基準及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及び使途についての広報活動
- (4) その他義援金の受付・配分等に関する事項

2 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて行うものとする。

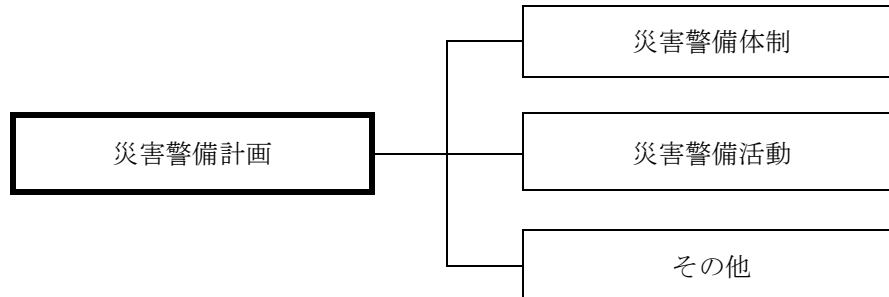


3 義援品の配付方法

義援品の配付は、第3編第5章第3節救援・救護計画の第3食糧供給計画及び第4生活必需品供給計画のそれぞれの配付方法に準じて行う。

第8節 災害警備計画

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持にあたるものとする。



第1 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりである。

1 災害警備体制の種別

- (1) 準備体制
災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合。
- (2) 警戒体制
暴風雨、洪水、高潮、津波等の警報が発令された場合等、災害の発生が予想される場合。
- (3) 非常体制
暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合。

2 災害警備本部

警備体制が発令されたときは、警察本部及び徳島名西警察署に災害警備連絡室、又は災害警備本部を設置する。

3 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

第2 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 被災実態の把握
- 3 被災者の救出及び負傷者等の救護
- 4 行方不明者の搜索
- 5 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- 6 災害警備活動のための通信確保
- 7 不法事案等の予防及び取締り
- 8 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- 9 避難路及び緊急交通路の確保
- 10 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- 11 広報活動
- 12 遺体の見分、検視
- 13 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第3 その他

災害警備については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画及び各警察署災害警備計画の定めるところによるものとする。

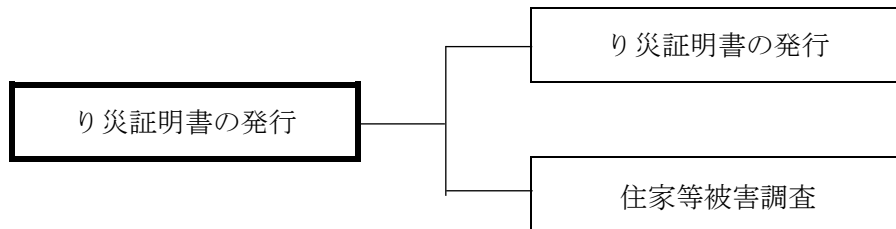
第 4 編 復旧・復興計画

第4編 復旧・復興計画

第1章 り災証明書の発行

第1 計画の趣旨等

被災者生活再建支援法による被災者生活支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、り災証明書の発行を円滑かつ適正に行うものとする。



第2 り災証明書の発行

主な実施機関
町（税務保険課）

町は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に罹災証明書を交付する。

1 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが、り災した場合において必要があるときは、町長が行うり災届出証明で対応する。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 り災証明を行う者

り証明は町長が行うこととする。

ただし、火災によるり災証明は、消防署長が行うこととする。

3 り災証明の発行

り災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記2の町長若しくは消防署長が作成し、り災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。ただし、1世帯1回限りの発行とする。

(1) り災台帳の作成

本節第2の被害家屋の判定基準に基づき実施した住家等被害調査の結果に基づき、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、り災者台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

(2) り災証明書の発行

町長は、り災証明申請書によって申請があった場合には、り災台帳で確認の上、り災証明書を発行するとともに、その旨を、り災証明書交付簿に記録する。

なお、り災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、り災証明書を発行する。

4 被害家屋の判定

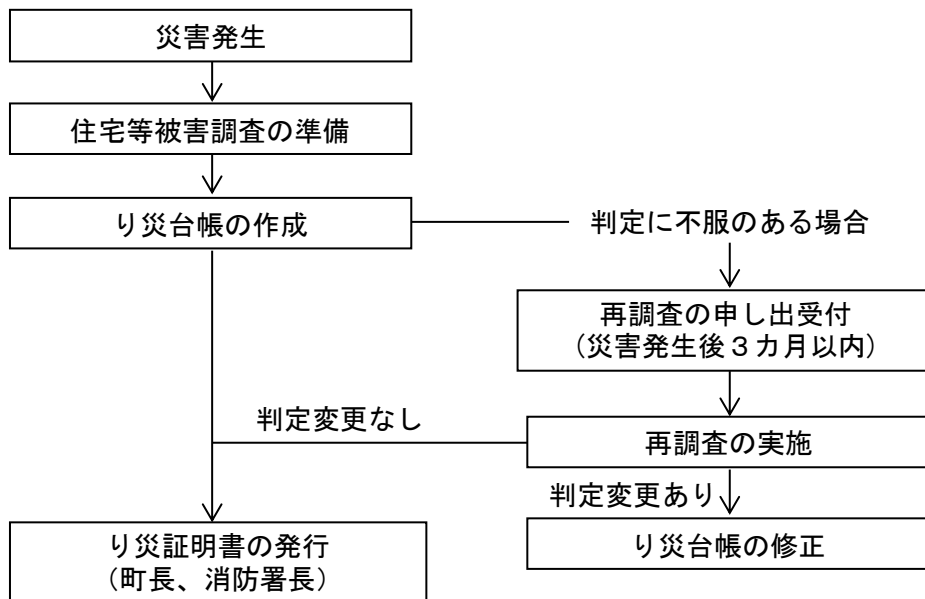
り災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「本章第2 住家等被害調査」により行う。

5 広報と相談窓口の設置

り災証明書発行については、広報紙やマスコミと連携しながら被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害発生後に実施される被災建築物応急危険度判定調査と家屋等被害調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

■り災証明書発行の仕組み



第3 住家等被害調査

主な実施機関
町（税務保険課、建設課）

り災証明を交付するに当たっての家屋被害の判定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府平成25年6月）に基づき、行うこととする。

■災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付府政防1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

り災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1か月以内の状況をもとに、行うこととする。

第2章 復旧・復興計画の策定

第1 復旧・復興の基本方針の策定

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

また、町は、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

町は、第1の復旧・復興の基本方針に基づき、具体的な災害復旧・復興計画を策定するものとし、この計画では、まちなみ復旧・復興計画、産業復旧・復興計画及び生活復旧・復興計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定めるものとする。

第3 公共施設災害復旧計画

災害により被災した町の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。

なお、災害復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地農業用施設
 - (2) 林業用施設
 - (3) 共同利用施設の各施設
- 3 教育施設災害復旧事業計画
- 4 水道施設災害復旧事業計画
- 5 内閣府及び厚労省所管補助施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 官庁建物等災害復旧事業計画
- 9 その他の公共施設災害復旧事業計画

第4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、町長の報告その他町が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (10) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (11) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

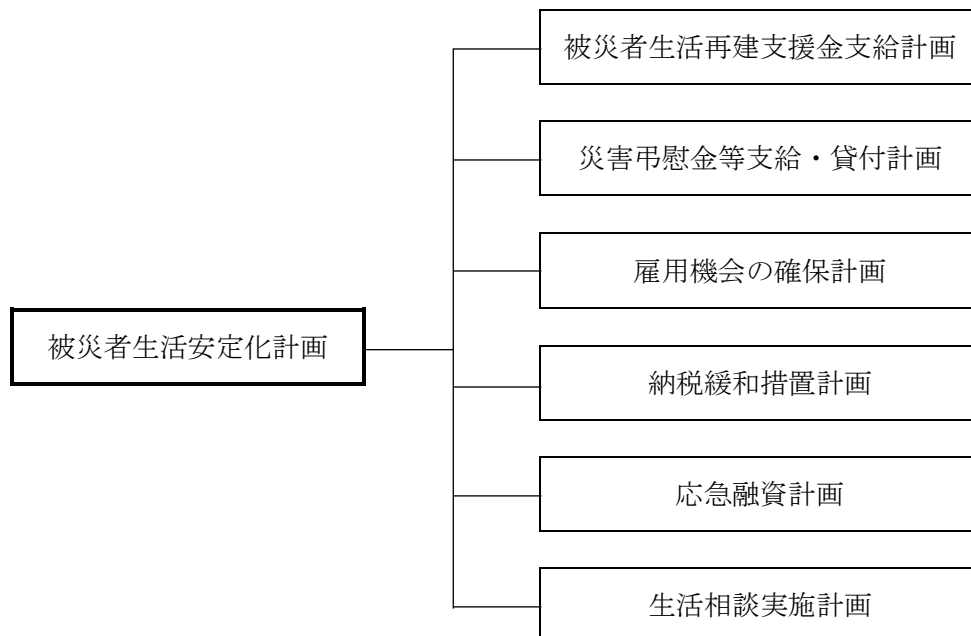
2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - ⑧ 感染症予防事業
 - ⑨ たい積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - ⑩ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行うたい積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 農業団体等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 特定地方公共団体である市町村の施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 水防資器材費の補助の特例
 - ⑤ り災者公営住宅建設資金融通の特例
 - ⑥ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 被災者生活安定化計画

第1 計画の趣旨等

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。



第2 被災者生活再建支援金支給計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して被災者生活再建支援金の支給行う。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(2) 対象世帯と支給限度額

（単位：万円）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
複数世帯 （世帯の構成員 が複数）	全壊世帯	100 万円	建設・購入 200	300
			補 修 100	200
			賃 借 50	150
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入 200	250
			補 修 100	150
			賃 借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補 修 50	50
			賃 貸 25	25
単身世帯 （世帯の構成員 が単数）	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補 修 75	150
			賃 借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補 修 75	112.5
			賃 借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補 修 37.5	37.5
			賃 貸 18.75	18.75

(3) 申請期間

指定災害により被災した日から起算して13月以内として、支援金の請求については次のとおりとする。

- ア 基礎支援金災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金災害発生日から37月以内

(4) 申請書提出先

神山町

3 被災者生活再建支援基金

(1) 被災者生活再建支援法人の指定

公益財団法人都道府県センター

(2) 基金

支援法人は、支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、世帯数等を考慮して拠出する。

(3) 支給事務の委託

県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を町に委託することができる。

第3 災害弔慰金等支給・貸付計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

町は、災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び神山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年神山町条例第23号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

生計維持者	500万円以内
その他の者	250万円以内

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

(2) 支給額

生計維持者	250万円以内
その他の者	125万円以内

3 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

(2) 貸付限度額

①世帯主の1カ月以上の負傷	150万円～350万円
②住居又は家財の損害	150万円～350万円

(3) 利率

①年1.5%（据置期間は無利子）
②保証人を立てる場合にあっては無利子

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(6) 償還方法

年賦、月賦又は半年賦

第4 雇用機会の確保計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、県が公共職業安定所を通じてすみやかに確保を図ることとしている。

町は、被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

1 生活相談窓口の活用

町は、第6生活相談実施計画において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

2 徳島労働局への要請等

町は、1により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は徳島労働局に対し次の事項を要請する。

- (1) 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の町内への設置
- (2) 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第5 納税緩和措置計画

主な実施機関 町（税務保険課）

被災者に対する減免措置は次のとおりである。

町は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、神山町税条例（昭和30年神山町条例第20号）又は神山町国民健康保険税条例（昭和33年神山町条例第3号）により、町税の納税緩和措置として、期限の延長、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

1 期限の延長

- (1) 災害により、納税義務者等が申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期日を延長することができる。。
- (2) (1)の場合を除き、町長は、納税義務者等の申請により、その理由がやんだ日から納税義務者等について2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内の期日を指定して、その期限を延長する。

2 減免等

災害により被害を受けた納税義務者に対し、必要と認める場合には、次の該当する税目について税の減免を行う。

- (1) 固定資産税
- (2) 軽自動車税
- (3) 国民健康保険税

第6 応急融資計画

主な実施機関 町（健康福祉課）

町は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

1 生活福祉資金（災害援護資金）

(1) 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2) 貸付限度額 150 万円以内

(3) 貸付条件

- ① 据置期間 6 カ月以内
- ② 償還期間 7 年以内
- ③ 利子 無利子（連帯保証人有）又は年 1.5%（連帯保証人无、据置期間中は無利子）
- ④ 保証人 原則として同一市町村の者
- ⑤ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書添付し民生委員、あるいは町の社会福祉協議会へ申し込む。

2 災害復興住宅融資

(1) 融資対象

住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅所有者で、次の条件を満たす者

① 次の書類の発行を受けた方

建設	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「被災証明書」を交付されている方（「一部破損」は除きます） ・住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「被災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。
補修	・住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「被災証明書」を交付されている方

② 自ら居住する又は被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する方

③ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が次の基準を満たす方

年 収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

④ 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

(2) 条件（令和 3 年 1 月現在）

① 融資限度額

建設	土地を取得する場合（※）	3,700 万円
	土地を取得しない場合	2,700 万円
購入		3,700 万円
補修		1,200 万円

※「土地を取得する場合」＝被災後に申込者本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合

被災親族同居の場合は上表の額に 640 万円が加算されます（補修の場合を除く）。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に同居する場合

② 返済期間（1 年以上 1 年単位）

ア 申込区分による最長返済期間

建設、購入	35 年	融資契約日から最長 3 年間（1 年単位）の元金据置期間を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。
補修	20 年	融資契約日から 1 年間の元金据置期間を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。

- イ 「80 歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢」
 ※収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の 50%を超える場合に限りです。
 ※親子リレー返済を利用する場合は、「80 歳」－「後継者の申込時の年齢」となります。

③ 融資を受けることができる住宅

建設 購入	・ 築年数に関する制限はありません。 ・ 共同建で又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造の住宅であることが必要。 ・ 中古住宅(※)購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要。
補修	築年数に関する制限はありません。

※申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅
 融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。
 床面積の制限はありません。ただし、店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の
 約 2 分の 1 以上必要です。

- ④ 融資金利
 申込時の金利が適用される。
 （「固定金利（全期間固定金利型）」で、金利は毎月見直す。）
 ⑤ 保証人
 不要。ただし、被災者の方に貸すための住宅の場合は、連帯保証人が必要。
 ⑥ 返済方法
 元利均等毎月払い又は元利均等毎月払い

(3) 申込方法

郵送により機構に申込。
 ただし、融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

3 災害対策資金

(1) 融資対象

県内において、1 年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主
 要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けたも
 の。

(2) 融資条件

- ① 資金使途
 設備資金又は運転資金
- ② 融資金額
 5,000 万円以内（ただし、運転資金は 3,000 万円以内）
- ③ 融資期間
 設備資金 10 年以内、 運転資金 5 年以内
- ④ 融資利率
 年 2.15%（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- ⑤ 保証料
 年 0.85%以内
- ⑥ 担保及び保証人
 取扱金融機関又は保証協会の取扱うところによる。

(3) 申込先

取扱金融機関又は徳島県信用保証協会

4 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は次のとおりである。

(1) 日本政策金融公庫資金

- ① 農業関係資金農業基盤整備資金
農林漁業施設資金
農林漁業セーフティネット資金
- ② 林業関係資金林業基盤整備資金
農林漁業施設資金
農林漁業セーフティネット資金
- ③ 漁業関係資金漁業基盤整備資金
農林漁業施設資金
漁船資金
農林漁業セーフティネット資金

(2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合、農林漁業者の経営等に必要な資金を円滑に融通する措置を講じる。

(3) 県単農業災害対策特別資金

知事が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金を要綱で定めた利率以内で借り受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び市町村で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

5 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

(1) 融資対象

次の全ての要件を満たしている者

- ① 県内に住所を有している者
- ② 県内の事業所に1年以上勤務している者
- ③ 前年年収が、住宅金融支援機構収入基準に準じた者（ただし、同基準の10万円未満の端数を除いた年収以下とする。）
- ④ 最終返済時の年齢が満70歳未満の者
- ⑤ 災害により、本人又は扶養家族の家屋、家財等に損害を受けた者

(2) 融資条件

- ① 資金用途
災害により、本人又は扶養家族の家屋、家財等に損害が発生し、それを復旧又は、購入するために必要な経費
- ② 融資金額
100万円以内
- ③ 融資期間
10年以内
- ④ 融資利率
年1.75%（平成24年4月1日現在）
- ⑤ 保証料
労働金庫正会員年0.7%
労働金庫その他会員年1.2%
- ⑥ 担保
社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証

(3) 申込先

県内の四国労働金庫各支店

第7 生活相談実施計画

主な実施機関 町（住民課）

町は、災害により被害を受けた住民がすみやかに再起更正できるよう、役場内に生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、生活相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

第 5 編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第5編 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1 方針

徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

2 警戒宣言発令時の措置

- (1) 東海地震警戒宣言等の伝達
県は内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達する。
- (2) 警戒態勢の確立
 - ア 配備動員体制
町は、神山町災害対策本部に準じて警戒本部を設置する。
 - イ 措置内容
関係機関からの情報収集
実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検
- (3) その他
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。
特に町においては、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

第6編 南海トラフ地震臨時情報に伴う 対応

第6編 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

第1 方針

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）を発表した場合における対応について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 神山町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) このことから、神山町並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

2 臨時情報（調査中）発表時の措置

(1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

ア 職員の配備体制

第3編 第1章 の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

第3編 第1章 の定めるところによる。

3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

第3編 第1章 第1節 の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

第3編 第1章 第1節 の定めるところによる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について 第3編 第3章 第1節 に準じて広報を行う。その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

(3) 地域住民等からの問い合わせ

町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図るものとする。

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 避難対策等

ア 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

(7) 基本方針

- a 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- b 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- c 町は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すこととする。また、南海トラフ地震が発生した場合には町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内や防災重点ため池の浸水想定区域内の住民に対して、同様に事前避難の呼びかけを行うこととする。
- d 当該計画は、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする。

(イ) 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

(ウ) 避難のための勧告等

a 避難勧告等の基準

町は、国から臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、町の全域に「避難準備・高齢者等事前避難開始」の勧告を行う。

b 避難勧告等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、防災行政無線、インターネット等により避難の勧告等を行うものとする。

c 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る土砂災害等の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

d 地域住民の避難等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における住民の避難等は次のとおりとする。

(a) 高齢者、要配慮者等

- ① 高齢者をはじめとする要配慮者等は町の避難情報に従い、事前避難に移行するものとする。事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。
- ② 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする。
- ③ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は町が設置する事前避難所とする。
- ④ 事前避難所への移動は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。
- ⑤ 移動ルートの検討にあたっては、揺れによるがけ崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- ⑥ 移動時に地震が生じるおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を住民等に呼びかけることとする。

(b) 高齢者等以外の住民

- ① 高齢者等以外の住民は、通常の実社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。
- ② 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等を呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促すものとする。
 - ・建物の耐震性が不足する住居に居住している者
 - ・自力での避難が困難な者
 - ・土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内に居住している者
 - ・防災重点ため池の浸水想定区域内に居住している者

(c) 滞留旅客等

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講じるものとする。

e 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、一部地域を除いて商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

町は、事前避難が必要な地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所での受け入れが必要な人数を推計するものとし、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとする。

(b) 避難所候補リストの作成

町は、土砂災害等発生時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を整理し、避難所として使用する優先順について、次の項目を参考に予め検討を行うこととする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況

(c) 避難所の選定

町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、町の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

(d) 避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、「神山町避難所運営マニュアル」に準じて行うものとする。このとき、

- ・避難所の運営は避難者が自ら行うこと
- ・避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

(7) 消防機関等の活動

ア 町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- a 臨時情報の的確な収集及び伝達
- b 住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、第3編 第4章 第3節に準じた措置をとるものとする。

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、町及び住民は次の事項を実施する。

(ア) 町

- a 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。
- b 第2編 第2章 に基づき、応急給水活動の準備を行う。
- c 水道施設の安全点検を実施し、第2編 第2章 第3節 に準じた措置を講ずる。

(イ) 住民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住

民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(9) 金融

日本銀行高松支店及び徳島事業所は、県が定める指導方針等に基づき、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配備計画等事前の準備措置をとるものとする。

(10) 交通

ア 道路

(ア) 町は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等にあたっては各種広報媒体の活用等により実施する。

a ホームページ・広報誌の利用

b 講習会、講演会等の開催

(イ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、防災無線等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

(11) 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 幼稚園、保育所、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

(a) 児童生徒等に対する保護の方法

(b) 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

c 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(a) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(b) 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配置

第3編 第1章 第1節 の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

第3編 第1章 第1節 に準ずる。

- (2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について、周知するものとする。

- (3) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (4) とるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。